

岩国市一般廃棄物処理基本計画

（素案）

循環型社会へチャレンジ
～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～

岩 国 市

目 次

第1編 計画策定の趣旨

第1節	計画策定のねらい.....	1
第2節	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間.....	3
第4節	計画対象廃棄物.....	4

第2編 岩国市の都市特性

第1節	岩国市の位置・歴史	5
第2節	岩国市の主要指標.....	6

第3編 ごみ処理基本計画

第1節	ごみ処理の現状と課題	19
第2節	基本理念	34
第3節	基本方針	35
第4節	数値目標	36
第5節	計画の体系.....	52
第6節	ごみ発生・排出削減・リサイクルの推進.....	54
第7節	ごみの適正処理の推進	84
第8節	環境美化の推進.....	100

第4編 生活排水処理基本計画

第1節	水環境、水質保全に関する状況	103
第2節	生活排水処理の現状と課題.....	105
第3節	基本理念	112
第4節	基本方針	113
第5節	計画・施策の体系.....	114
第6節	生活排水の処理主体	115
第7節	生活排水の処理計画	116
第8節	生活排水処理の推進	118
第9節	し尿・汚泥の適正処理推進.....	126

第5編 計画の進行管理

第1節	計画進行管理手法	138
第2節	計画進行管理指標.....	139
第3節	進行管理体制.....	140



第 1 編

計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定のねらい

私たちの生活は、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済システムによって豊かなものとなりましたが、それは大量廃棄を伴うもので、不法投棄やダイオキシン問題などの身近な問題に加え、天然資源の枯渇や温暖化が一因と考えられている豪雨災害等、さらには海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球規模の問題を抱えています。

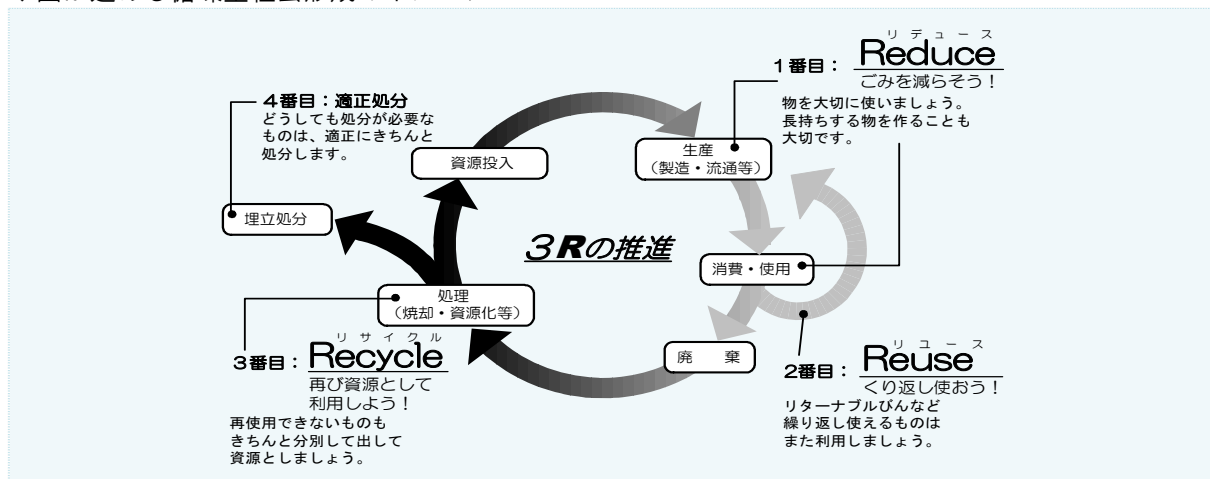
これを受け、国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、平成 12 年 6 月に循環型社会形成推進基本法を施行、循環型社会形成推進基本計画を策定し、その関連施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環利用率^{※1} が向上し最終処分量も減少しましたが、近年は横ばいとなっており、3Rなどの資源生産性を高める取り組みを一層強化していく必要があるとして、平成 30 年 6 月に第 4 次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

岩国市（以下「本市」という。）においても同様に、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指し、平成 21 年 1 月に「循環型社会へチャレンジ ～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～」をサブタイトルとした岩国市一般廃棄物処理基本計画（以下「当初計画」という。）を策定、平成 26 年 3 月に改定（以下、改定後の計画を「既定計画」という。）し、市民・事業者・行政が協働し、共に創造して循環型社会づくりに取り組むものとなりました。その成果として既定計画に掲げた目標のうち、排出削減目標は概ね達成するレベルで推移していますが、リサイクル率は達成できない状況にあるなど、一層の取り組みを推進することが必要です。

2019 年 4 月には、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）が本稼働することで、市内の焼却ごみの集約処理と発電によるサーマルリサイクルが開始されますが、一方で、近年各地で頻発し、一時的に大量に発生している災害廃棄物処理への備えも考慮し、安定した一般廃棄物処理に向けた計画策定が必要となっています。

以上を踏まえ、既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直しますものとなりました。

◆国が進める循環型社会形成のイメージ



※1 循環利用率とリサイクル率

循環利用率は、社会に投入される**天然資源**がどれだけ再利用・再生利用されるかを表す指標です。

循環利用率＝循環利用量÷（循環利用量＋天然資源投入量）×100

リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量×100

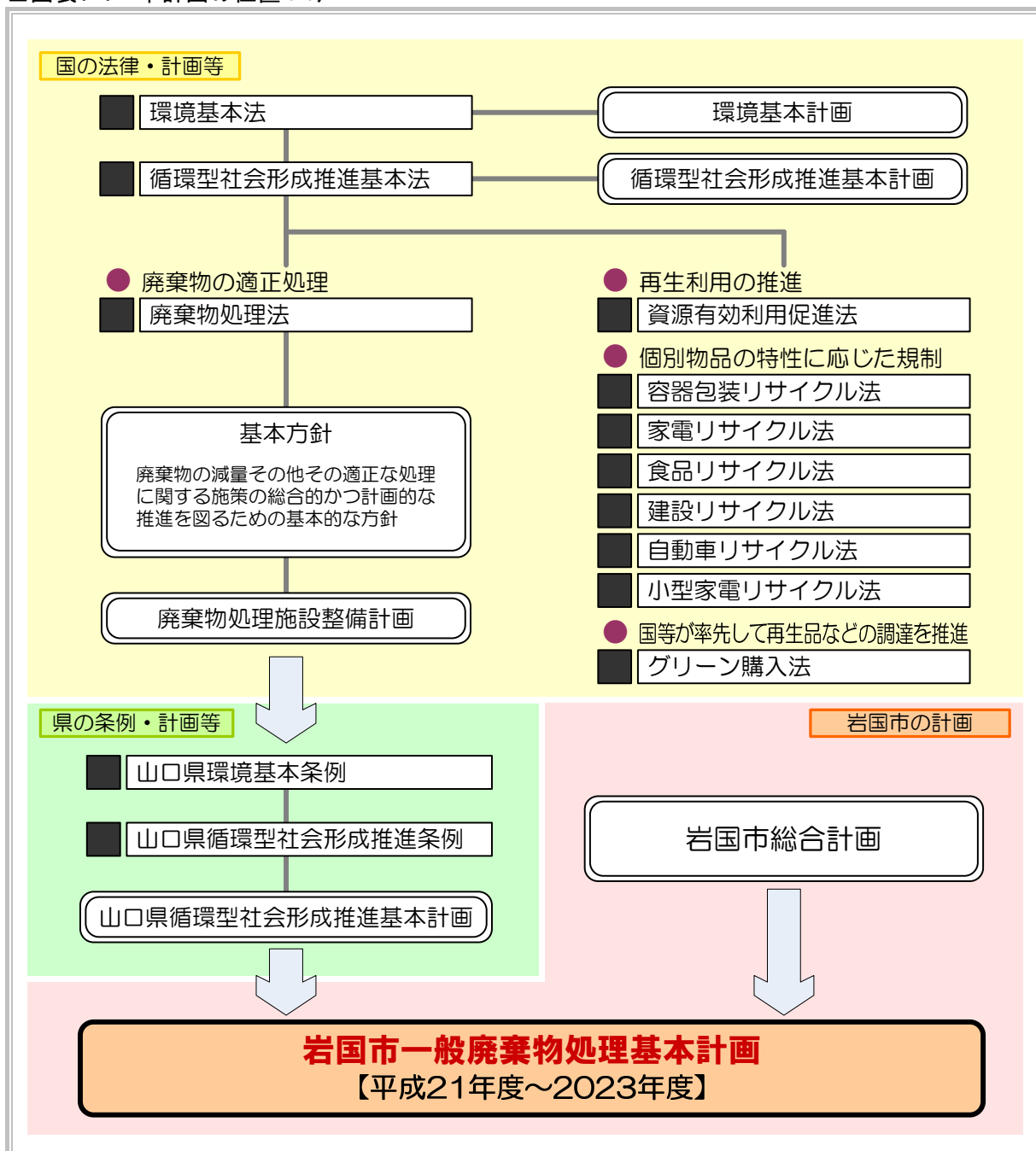
第 2 節

一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の『山口県循環型社会形成推進基本計画』と整合したものです。

■図表1-1 本計画の位置づけ



◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠（廃棄物処理法第6条）

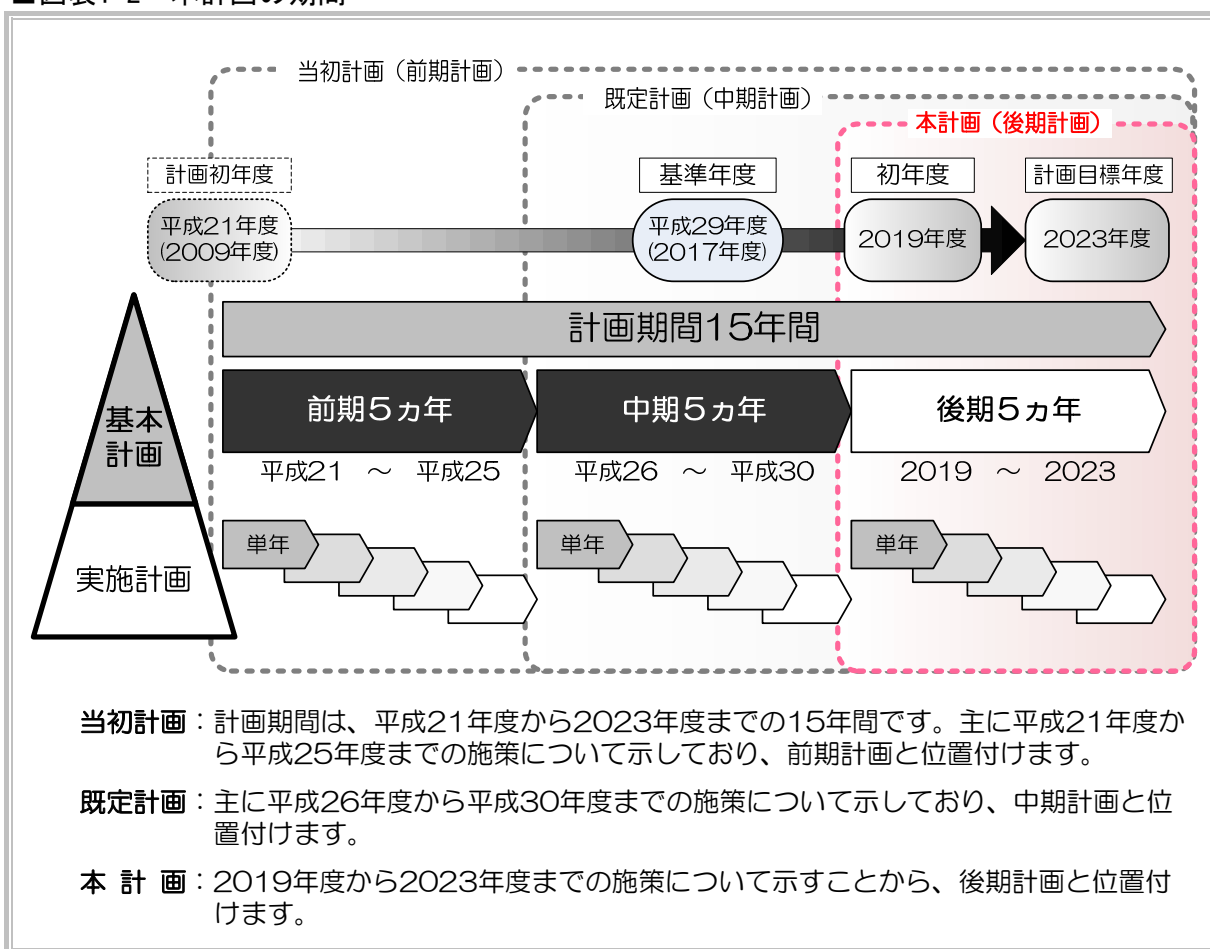
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

第 3 節 計画の期間

平成 21 年 1 月に策定した当初計画は、2023 年度を計画目標年度とした 15 カ年の計画で、主に前期 5 カ年の主要施策を示しました。その後、平成 26 年 3 月に当初計画を継承した既定計画（中期計画）を策定しています。

本計画（後期計画）は、当初計画、既定計画を継承するものであるため、2023 年度を計画目標年度とする 5 カ年計画として改定したものです。なお、数値目標の基準年度は、平成 29 年度としました。

■図表1-2 本計画の期間



◆計画目標年度と基準年度

計画目標年度 ⇒ 2023 年度

- ・ 計画目標年度は既定計画を継承し、2023 年度とする。

基準年度 ⇒ 平成 29 年度

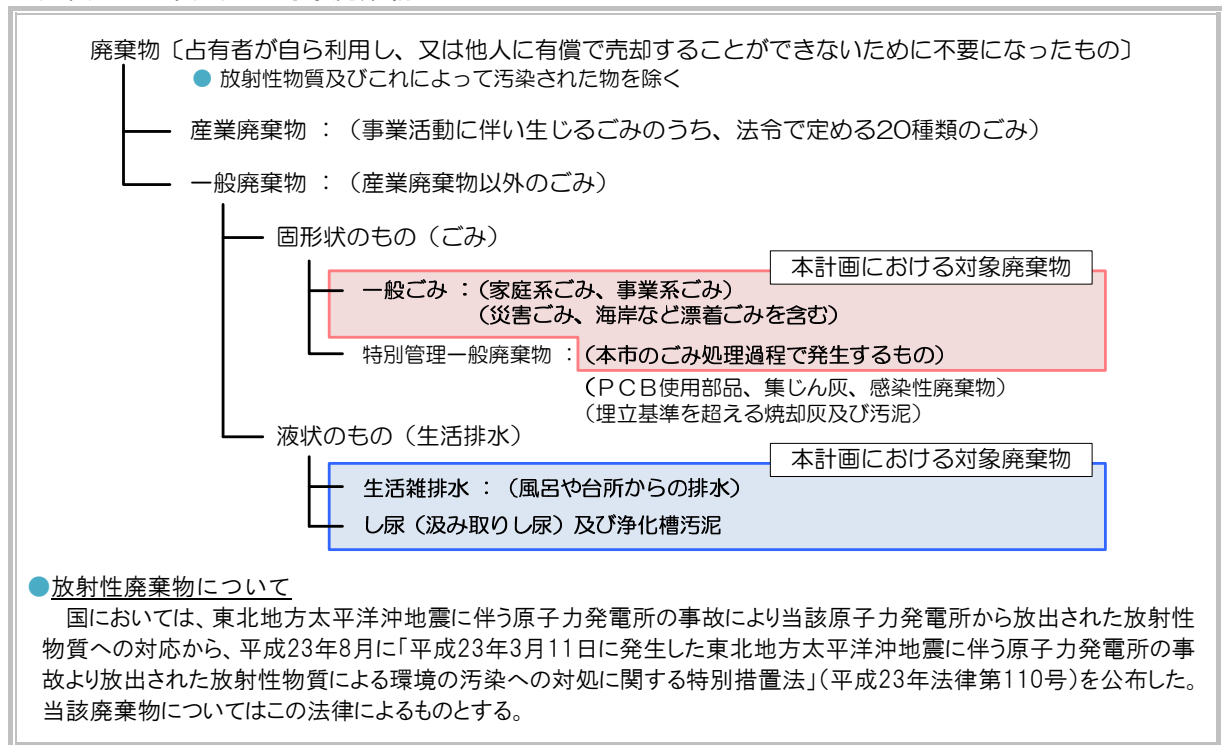
- ・ 基準年度は、ごみ排出削減目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度である平成 29 年度とする。

※本計画では、平成 30 年(2018 年)までを和暦、2019 年からは西暦で表記しています。

第 4 節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 の通り一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの処理方法は図表 1-4 の通りとします。

■図表1-3 本計画の対象廃棄物



■図表1-4 本計画において処理対象外とするごみと処理方法

区 分	処 理 方 法
P C B 使 用 部 品	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
集 じ ん 灰	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 （本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感 染 性 廃 棄 物	本市では取り扱わない。薬局や医療機関等に引き渡すこととする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店で引き渡し、指定場所への持ち込みとする。 （薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、衣類乾燥機は H21.4.1 施行）
パ ソ コ ン	パソコンは、再利用やリサイクルすることが法律で義務付けられており、自治体でごみとして引き取ることができません。 ・製造者等の引き取りとする。（資源有効利用促進法） ・小型家電回収ボックスに投入可能なものは回収する。（小型家電リサイクル法）
そ の 他 本 市 で 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・廃タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、消火器、ピアノ、浴槽、太陽熱温水器、太陽光パネル、自動車及び部品、船舶等 ・注射器等医療器具、劇薬・塗料・シンナー・廃油・石油等の入っている缶やびん、その他爆発や火災の原因となる危険なもの ・農機具、農業用ビニール、農薬 ・バイク、コンクリート、土、石、砂、建設廃材等



第 2 編

岩国市の都市特性

第 1 節

岩国市の位置・歴史

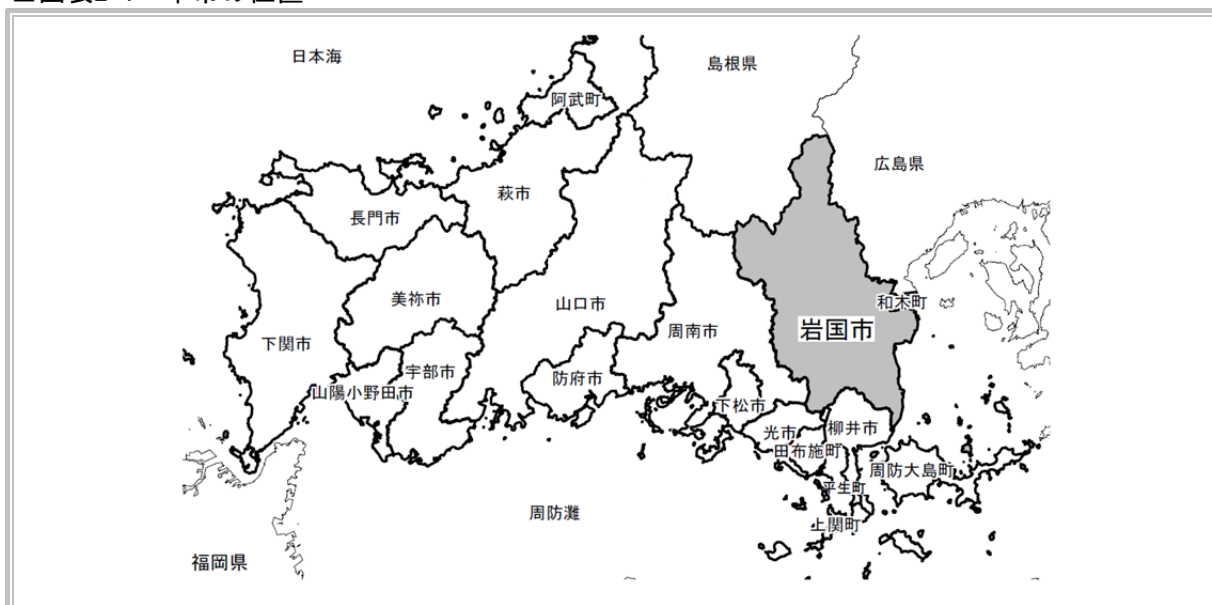
本市は、山口県の東端に位置し、北部には県内最高峰となる寂地山をはじめとして1,000mを超える山々が連なる西中国山地国定公園が、沿岸部には瀬戸内海国立公園があり豊かな自然に恵まれています。本市の中心には山口県内最大の河川である錦川が豊かな水をたたえ、島田川、由宇川などその他の水系を中心に盆地や平野が形成され、美しい景観を形成しています。

本市の産業は、古くから、東西の交通を結ぶ山陽道の宿場町として発展するとともに、木綿織りや和紙の生産や農林業が栄え、山口県東部の中心地として発展してきました。それらの産業を基礎に、臨海部に各種の工場が設置され、石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきました。

また、戦後、米海兵隊岩国航空基地が置かれたことで、基地のまちとしての色合いが濃くなっています。基地の飛行場は平成24年12月に軍民共用の岩国錦帯橋空港として、民間活用が始まっており、山陽新幹線、山陽自動車道と合わせて陸空の利便性の良さが本市の特徴となっています。

こうした特徴を活かし、平成29年4月から「ちかくに いわくに」というキャッチコピーを掲げ、「国際性を育む体験がちかくに」「子どもの健やかな成長のちかくに」「子育てのちかくに」「東京など都市部がすぐちかくに」をあなたのちかくにある岩国の4つの魅力としてシティプロモーションを行っています。訪れたい、暮らしたい、暮らし続けたい、と選ばれるまちとしての魅力を市内外に積極的に発信し続けていきます。

■図表2-1 本市の位置



~~~~~ シティプロモーションとは ~~~~~

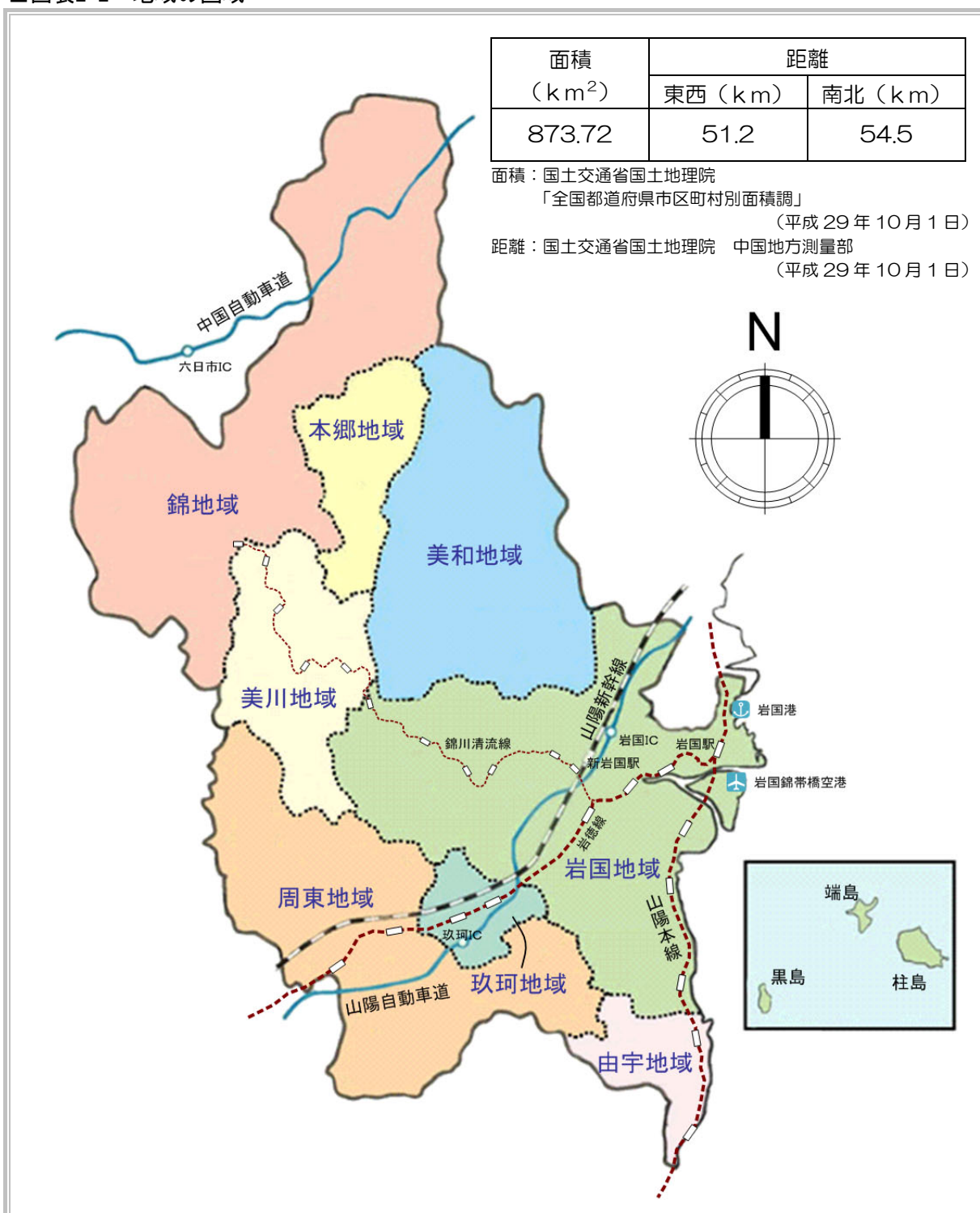
地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的にPRし、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくことです。なお、本市では、人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、「市内及び岩国市周辺の子育て世代」をメインターゲットとして、ひとや自然、暮らしに必要なものがすべて「ちかくに」とあるということを、効果的に発信し、移住・定住の促進につなげるものとしています。

第 2 節 岩国市の主要指標

1 面積

本市の市域面積は 873.72 km²で山口県下第 2 位の広さを有しています。また、北部は中国山地の山々、南東部は瀬戸内海に面するなど、様々な地域特性を持つ変化に富んだ市域となっています。

■図表2-2 地域の圏域



2 気象

本市の気候は、南部は年間を通じて温暖で降水量が少なく、概ね瀬戸内特有の気象特性を示しています。一方、北部は夏場の最高気温が高い傾向にあり、盆地特有の気象特性を示しています。

本市の気温、降水量を管内3観測所の5年間の平均でみると、気温は14.3～15.4℃、年間降水量は1,996.8～2,487.7mmとなっています。

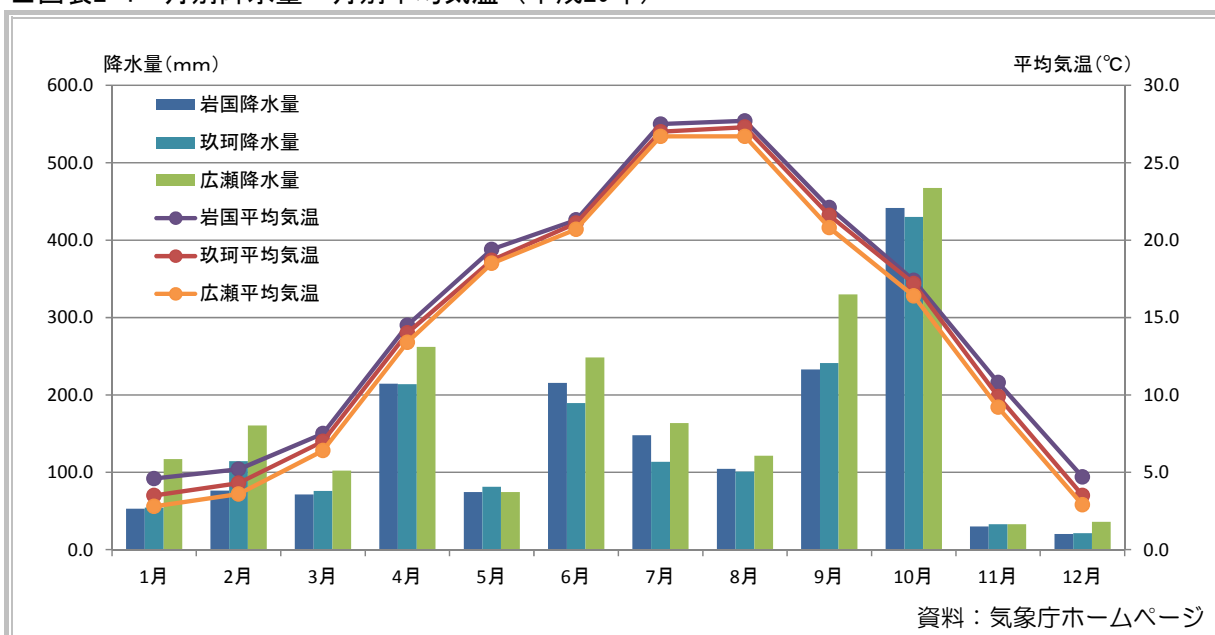
■図表2-3 気象概要

観測地点 項目 年	岩国				玖珂				広瀬			
	気温(℃)			合計降水量 (mm)	気温(℃)			合計降水量 (mm)	気温(℃)			合計降水量 (mm)
	平均	最高	最低		平均	最高	最低		平均	最高	最低	
平成25年	15.4	36.9	-3.9	2074.5	14.9	36.9	-6.1	2108.5	14.4	37.7	-5.3	2376.5
平成26年	15.0	35.5	-2.3	1869.5	14.5	36.0	-5.4	1951.5	13.9	36.5	-3.8	2250.0
平成27年	15.3	36.1	-3.1	1952.5	14.9	36.0	-5.4	2150.0	14.4	37.0	-4.6	2571.0
平成28年	16.1	36.0	-4.6	2404.5	15.6	36.3	-5.8	2478.0	15.0	37.1	-5.9	3124.5
平成29年	15.2	36.1	-3.0	1683.0	14.6	35.6	-4.9	1670.0	14.0	36.4	-6.8	2116.5
1月	4.6	14.9	-3.0	53.0	3.5	15.6	-4.6	54.5	2.8	14.6	-4.1	117.0
2月	5.2	17.4	-2.3	76.5	4.3	17.5	-4.9	114.5	3.6	17.0	-6.8	160.5
3月	7.5	17.9	-0.4	71.5	7.0	19.8	-2.1	76.0	6.4	20.0	-2.7	102.5
4月	14.5	27.4	2.6	214.5	14.0	26.4	0.5	214.0	13.4	28.1	0.8	262.0
5月	19.4	29.2	10.3	74.5	18.7	31.6	9.2	81.5	18.5	33.6	8.2	74.5
6月	21.3	30.4	11.3	215.5	21.1	31.4	10.8	189.5	20.7	32.7	9.8	248.5
7月	27.5	35.0	21.8	148.0	27.0	35.2	21.1	113.5	26.7	36.4	21.3	163.5
8月	27.7	36.1	20.7	104.5	27.3	35.6	19.9	101.0	26.7	36.1	19.5	121.5
9月	22.1	30.8	13.5	233.0	21.6	30.7	12.2	241.0	20.8	30.7	11.0	330.0
10月	17.4	29.6	6.0	441.5	17.2	28.8	4.4	430.0	16.4	30.0	6.0	467.5
11月	10.8	21.5	1.6	30.0	9.9	22.3	-1.3	33.0	9.2	22.7	-0.8	33.0
12月	4.7	13.8	-3.0	20.5	3.5	15.0	-4.8	21.5	2.9	15.4	-4.4	36.0
5年間平均	15.4	36.1	-3.4	1996.8	14.9	36.2	-5.5	2071.6	14.3	36.9	-5.3	2487.7

資料：気象庁ホームページ

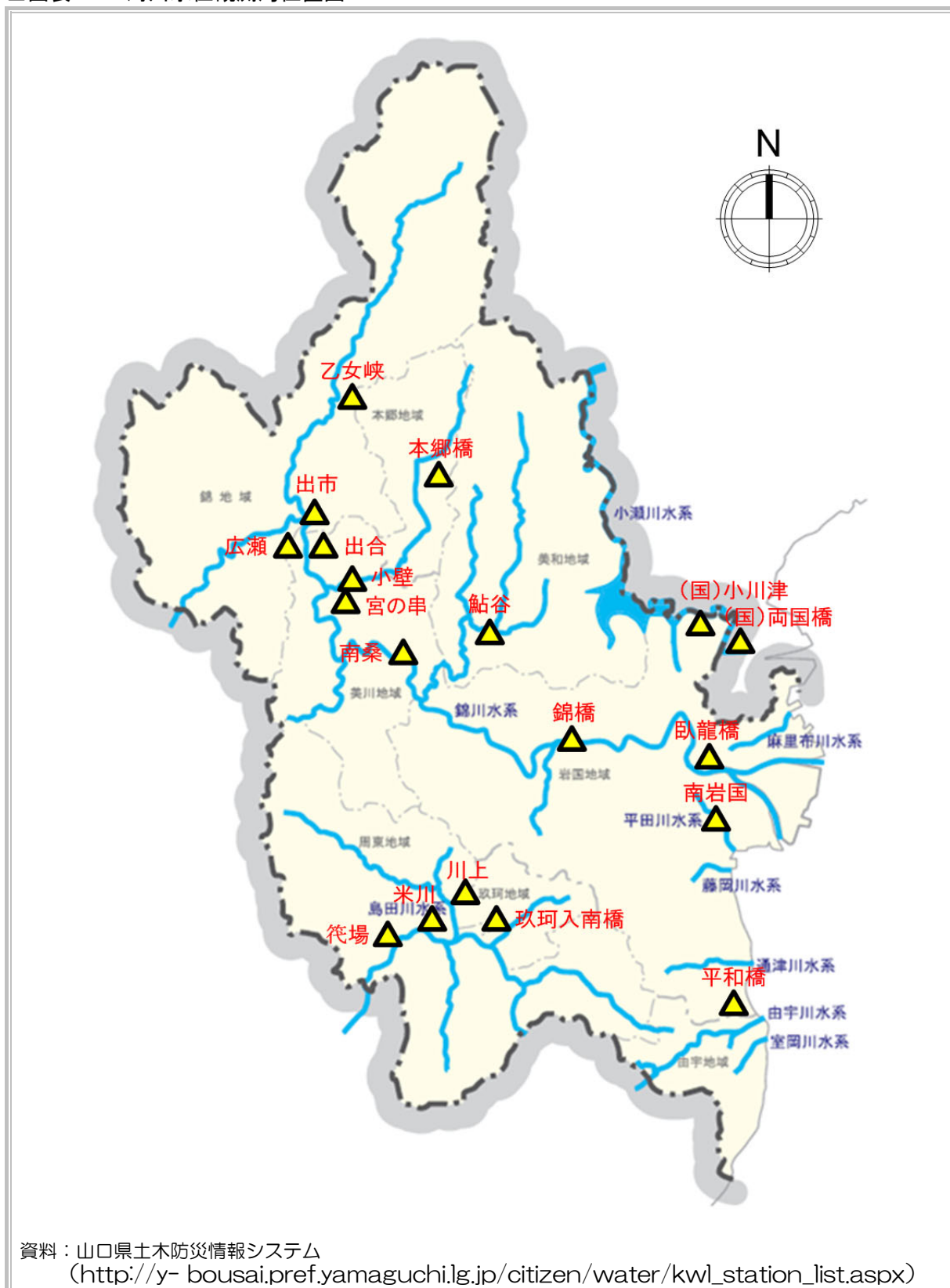
平成29年の月別降水量は、秋季の台風シーズンに多く、月別平均気温は、冬季に南部と北部の気温差が大きくなっています。

■図表2-4 月別降水量・月別平均気温（平成29年）



本市では、治水のためのダム整備が行われていますが、ダムの貯水量を超える大雨の発生等に備え、山口県がダムの貯水位、河川の水位等を常時観測しており、観測データは、山口県土木防災情報システムのホームページから確認することができます。

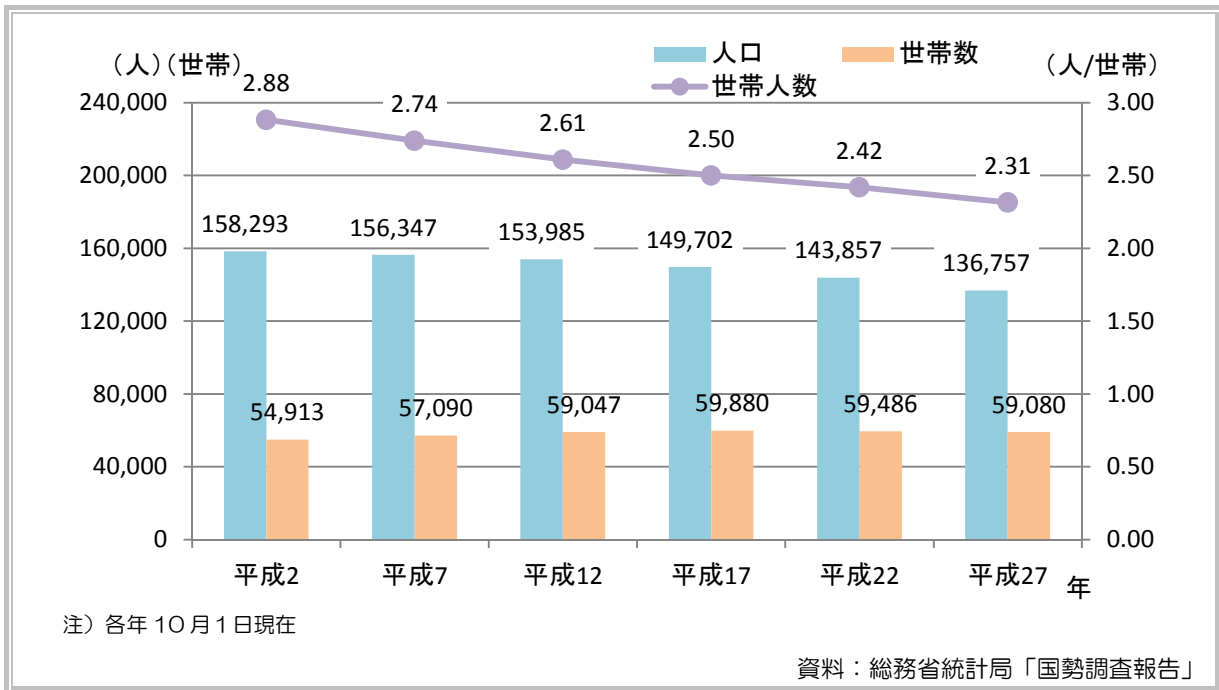
■図表2-5 河川水位観測局位置図



4 人口・世帯数の推移と年齢別人口

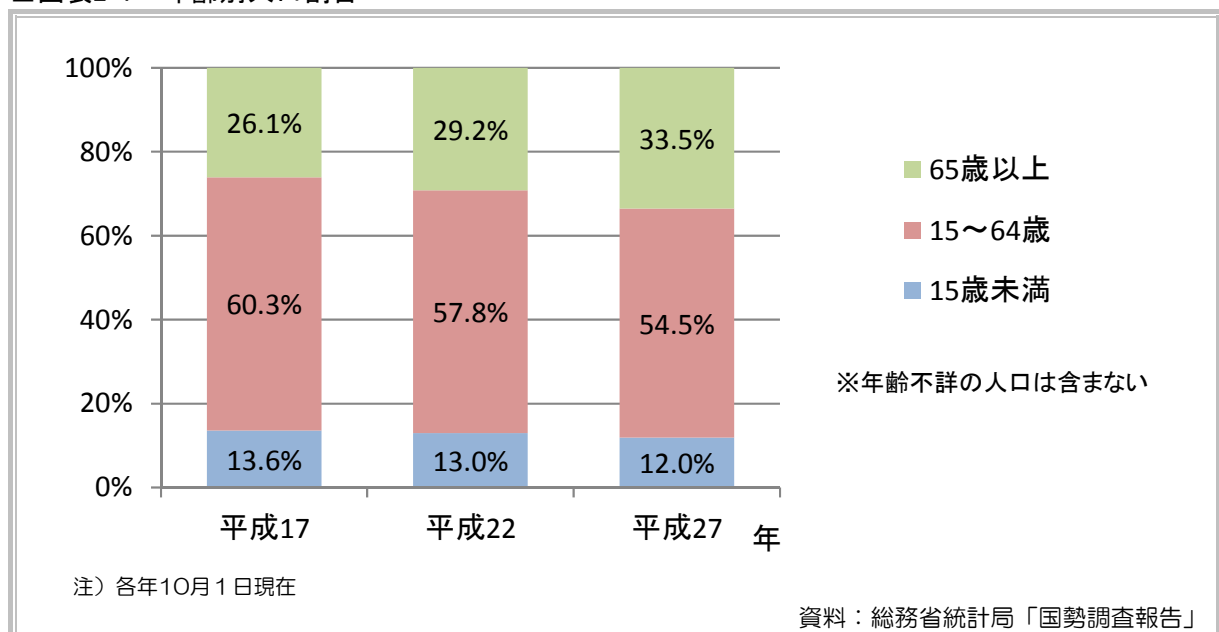
平成2年に約15万8千人であった本市の人口は、平成27年には約13万7千人となっており、25年間で大きく減少しています。一方、増加傾向にあった世帯数についても、平成22年以降減少しています。世帯人数は平成22年において2.5人/世帯を下回ってからも減少が続いており、核家族化が進行しています。

■図表2-6 人口・世帯数の推移



本市の平成27年における年齢別人口割合は、15歳未満が12.0%、15歳以上64歳以下が54.5%、65歳以上が33.5%となっています。65歳以上の割合は平成27年において30%を超え、15歳未満の割合も減少しており、少子高齢化が進行しています。

■図表2-7 年齢別人口割合

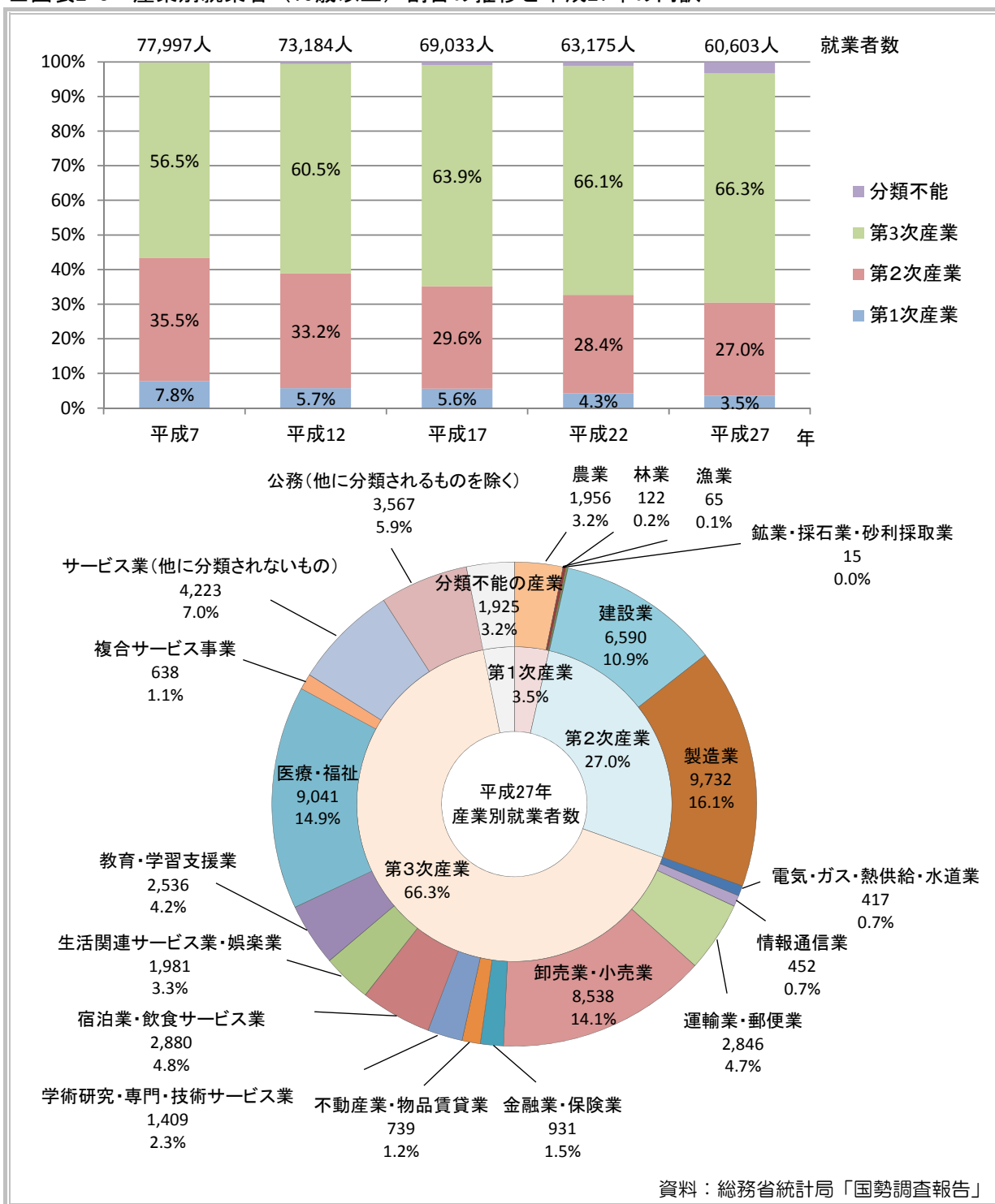


5 産業別就業者割合

本市の産業は、瀬戸内海沿岸部を中心に石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきましたが、人口の減少に伴い就業者数も減少傾向にあります。

産業別就業者割合は、第3次産業が増加しており、平成12年以降は6割を超えています。一方で、第1次産業と第2次産業は減少し、第1次産業の就業者数の割合は5%を下回っており、農林水産業の後継者不足が深刻化しています。

■図表2-8 産業別就業者（15歳以上）割合の推移と平成27年の内訳

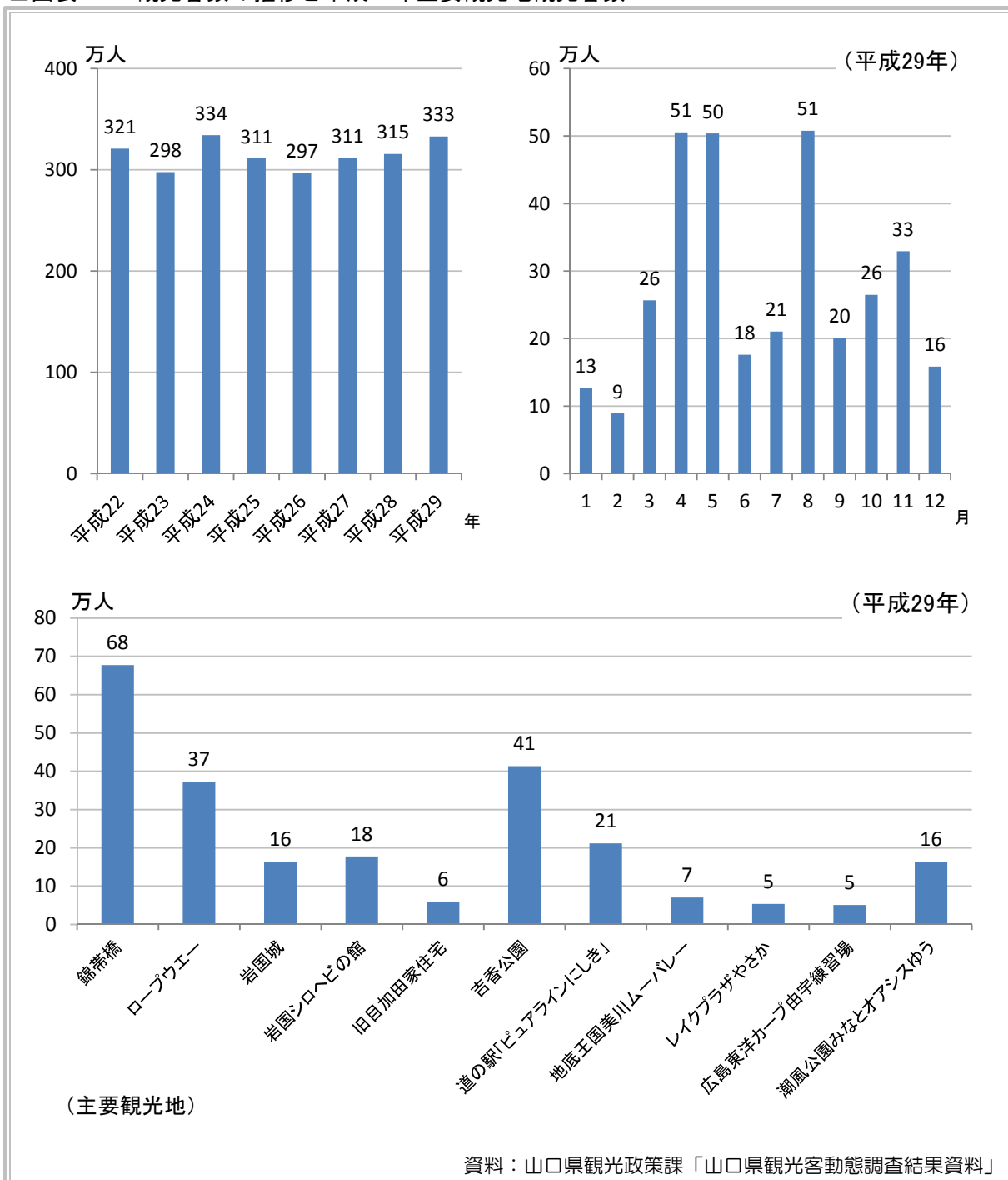


6 観 光

本市には、錦帯橋をはじめ、岩国城、吉香公園、美川ムーバレー、弥栄湖等、自然と調和する美しい観光資源が市内随所に点在しています。観光客数は、毎年約300万人で推移しており、特に錦帯橋は、毎年約65万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光名所です。

月別では、錦帯橋周辺のさくら、吉香公園の花菖蒲やつつじが見頃の4・5・6月、夏休みシーズンの8月に多くの観光客が訪れています。

■図表2-9 観光客数の推移と平成29年主要観光地観光客数



7 上水道・下水道

本市の水道普及率は、平成 28 年 3 月 31 日現在 83.5%、公共下水道普及率は、平成 29 年 3 月 31 日現在 34.8%となっています。

公共下水道の普及率は、全国、山口県内の他市町と比較して低い値となっています。

■図表2-10 水道普及状況の推移

(単位: 1,000m³, %)

年次 (各年3月31日)	総数			上水道			簡易水道			専用水道		普及率 ^{注3)}
	箇所数 ^{注1)}	給水人口 ^{注1)}	年間給水量 ^{注2)}	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数 ^{注1)}	給水人口 ^{注1)}	
平成19年	31	121,293	17,800	1	110,042	16,062	17	10,367	1,738	13	884	82.3
平成20年	31	120,204	17,574	1	109,207	15,880	17	10,406	1,694	13	591	82.4
平成21年	31	119,300	17,114	1	108,556	15,423	17	10,233	1,691	13	511	82.6
平成22年	31	118,239	16,959	1	107,777	15,199	17	9,928	1,760	13	534	82.4
平成23年	31	117,799	17,141	1	107,062	15,290	17	9,698	1,851	13	1,039	82.4
平成24年	28	116,546	17,013	1	106,653	15,382	15	8,801	1,631	12	1,092	82.5
平成25年	27	116,055	16,452	1	108,626	15,617	14	6,314	835	12	1,115	82.9
平成26年	25	114,715	17,557	1	110,740	16,043	11	2,865	404	13	1,110	83.0
平成27年	22	114,348	15,925	1	110,637	15,602	8	2,571	323	13	1,140	83.6
平成28年	20	113,164	15,917	1	110,203	15,660	6	1,854	257	13	1,107	83.5

注 1) 自己水源以外のものを含まない。

注 2) 専用水道を含まない。

注 3) 普及率＝給水人口／行政区内人口×100

資料：統計いわくに 2017 年版

■図表2-11 公共下水道普及状況の推移

(単位: ha, %)

年次 (各年3月31日)	行政人口 ^{注1)} A	市街地 ^{注2)}		事業許可 面積	管渠整備区		処理区域		水洗化人口	普及率 B/A×100
		人口	面積		人口	面積	人口 B	面積		
平成20年	148,800	72,620	2,541	1,984	37,492	887	37,492	887	34,759	25.2
平成21年	147,571	72,620	2,541	1,984	41,947	961	41,947	961	38,708	28.4
平成22年	146,524	72,620	2,541	2,002	43,436	1,002	43,436	1,002	39,697	29.6
平成23年	145,250	72,620	2,541	2,038	43,485	1,037	43,485	1,037	40,183	29.9
平成24年	143,801	69,391	2,677	2,038	44,611	1,068	44,611	1,068	40,998	31.0
平成25年	144,124	69,391	2,677	2,037	44,987	1,100	44,987	1,100	41,047	31.2
平成26年	142,063	69,391	2,677	2,037	46,683	1,133	46,683	1,133	42,138	32.9
平成27年	140,609	69,391	2,677	2,037	47,267	1,146	47,040	1,142	42,790	33.5
平成28年	138,921	69,391	2,677	1,704	47,313	1,222	47,313	1,222	43,115	34.1
平成29年	137,153	66,466	2,647	2,053	47,696	1,240	47,696	1,240	43,002	34.8

注 1) 行政人口は、各年3月末の住民基本台帳の数値である。

注 2) 市街地は、国勢調査による人口集中地区の数値である。

資料：統計いわくに 2017 年版

8 大気質

大気環境の測定は、山口県が実施しており、平成 28 年度の測定結果は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は環境基準に適合していましたが、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準値に適合していませんでした。

■図表2-12 平成28年度大気汚染に係る環境基準等達成状況（常時監視測定局）

大気汚染物質	環境基準	名称	達成状況
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値0.04ppm以下、 かつ、1時間値0.1ppm以下	麻里布小学校	○
		愛宕小学校	○
一酸化炭素	1時間値の1日平均値10ppm以下、かつ、 1時間値の8時間平均値20ppm以下	麻里布小学校	○
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値0.10mg/m ³ 以下、 かつ、1時間値0.20mg/m ³ 以下	麻里布小学校	○
		愛宕小学校	○
二酸化窒素	1時間値の1日平均値0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	麻里布小学校	○
		愛宕小学校	○
光化学オキシダント	1時間値0.06ppm以下	麻里布小学校	×
		愛宕小学校	×
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値15μg/m ³ 以下、かつ、 1日平均値35μg/m ³ 以下	麻里布小学校	▲
		愛宕小学校	○

注) ○：環境基準値達成 ▲：環境基準値の短期的評価達成 ×：環境基準超過

資料：山口県環境白書（平成 29 年度版）

環境基準値とは

- 国においては、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 大気汚染に係る環境基準値は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)について定められており、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しません。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものです。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとしています。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)です。

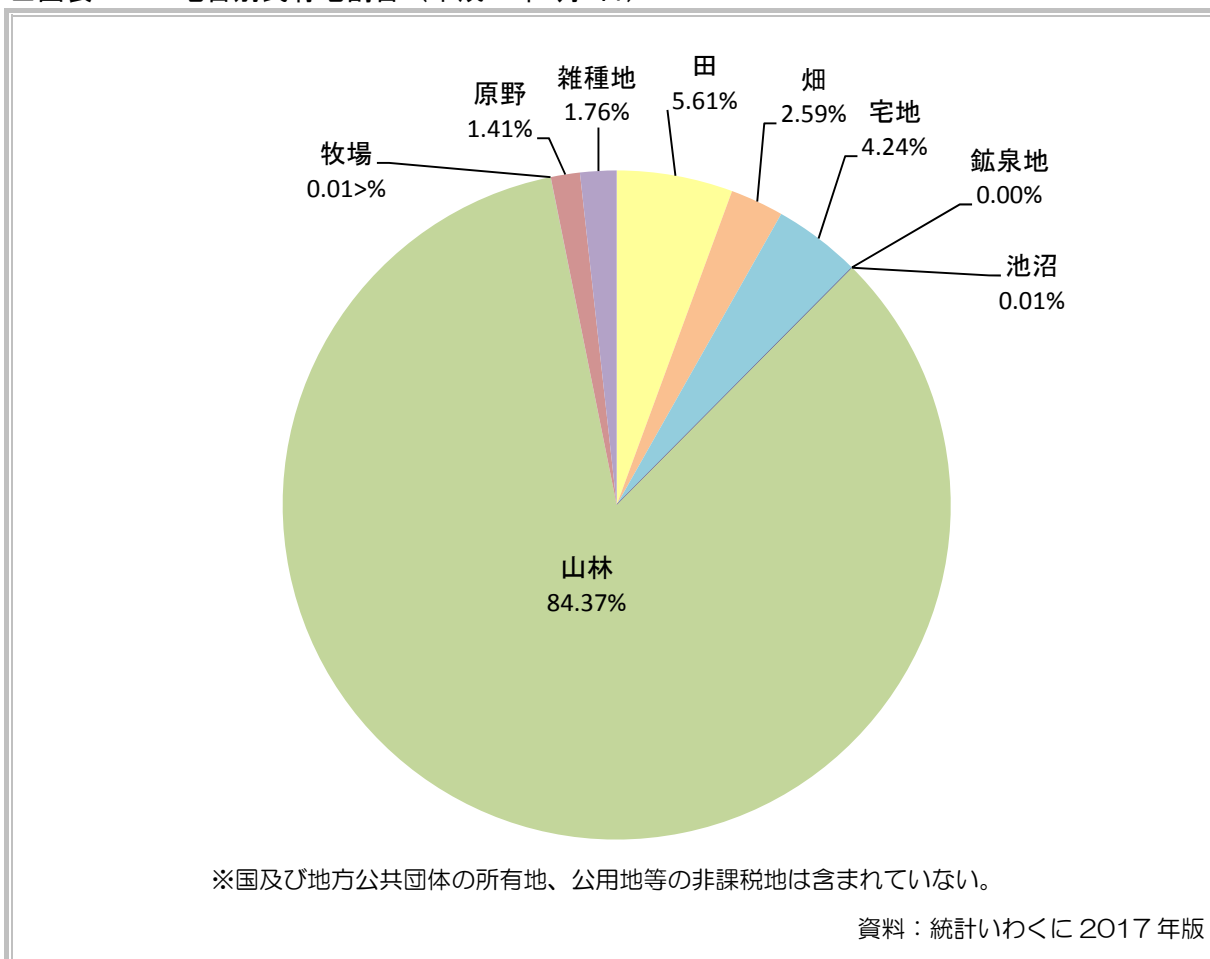
9 水質

水環境の測定は、山口県が実施しており、詳細については、生活排水処理基本計画（第4編）に記載します。

10 土地利用状況

本市の課税対象民有地のうち、約 85%は山林です。宅地として利用されている面積は、5%に満たない状況となっています。

■図表2-13 地目別民有地割合（平成28年1月1日）



11 住宅

本市の住宅に住む一般世帯の状況は、平成 27 年 10 月 1 日現在 57,975 世帯のうち 40,423 世帯が持ち家であり、持ち家率は 69.7%となっています。これは、全国 62.3%、山口県 67.4%よりも高い値となっています。

■図表2-14 住居の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数及び世帯人員（平成27年10月1日）

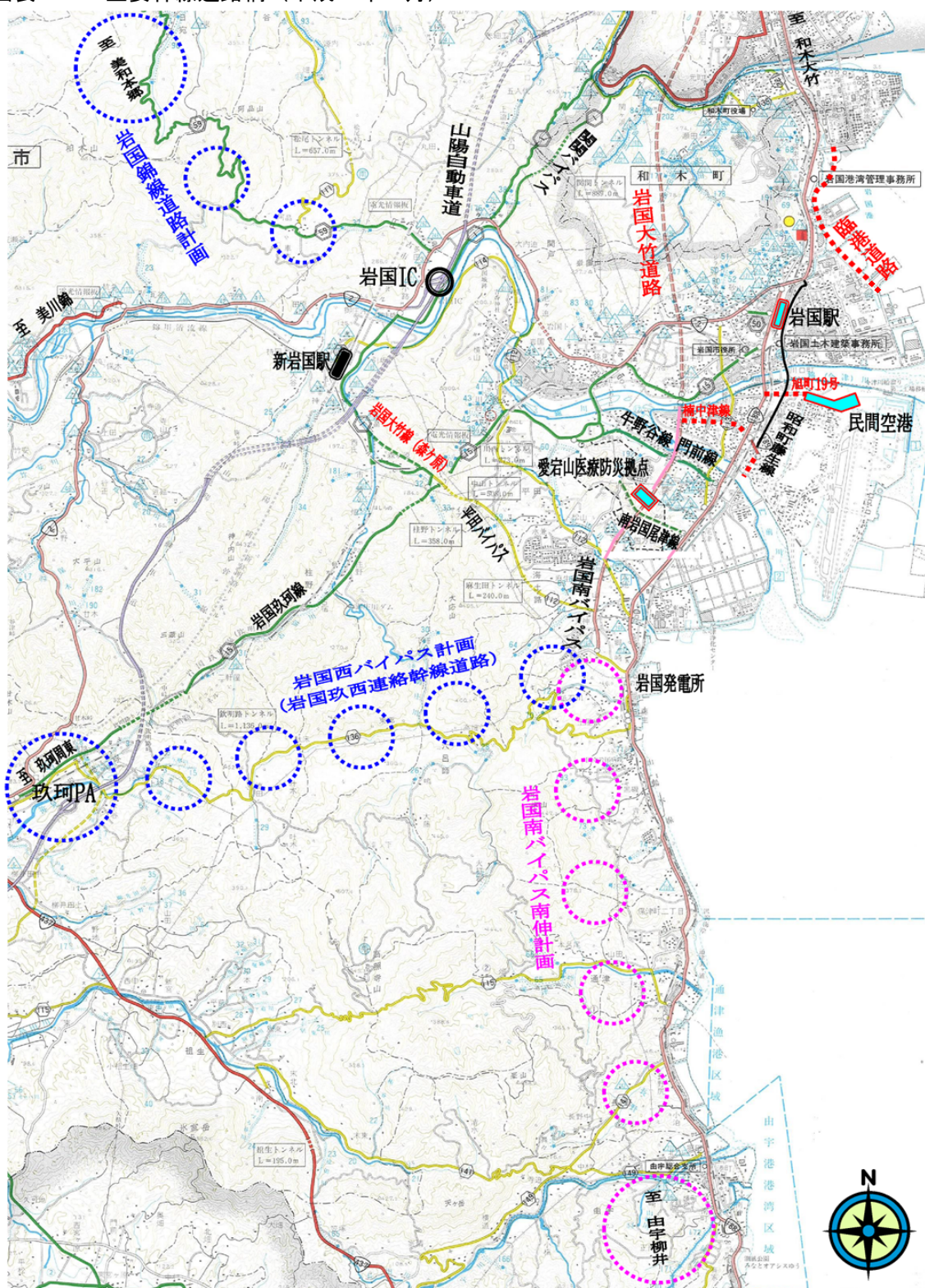
	住宅に住む一般世帯							その他の 一般世帯
	主 世 帯					間 借 り		
	持 ち 家	公営等の借家	民 営 借 家	給 与 住 宅				
世 帯 数	57,975	57,465	40,423	2,689	12,751	1,602	510	951
世 帯 人 員	130,707	129,672	96,269	5,923	24,120	3,360	1,035	1,368

資料：統計いわくに 2017 年版

現在、本市内では、国土交通省において岩国大竹道路、本市において昭和町藤生線、楠中津線等を整備しています。

また、岩国南バイパスの南伸等についても、事業採択を目指し関係機関への要望活動を行っています。

■図表2-15 主要幹線道路網（平成27年12月）



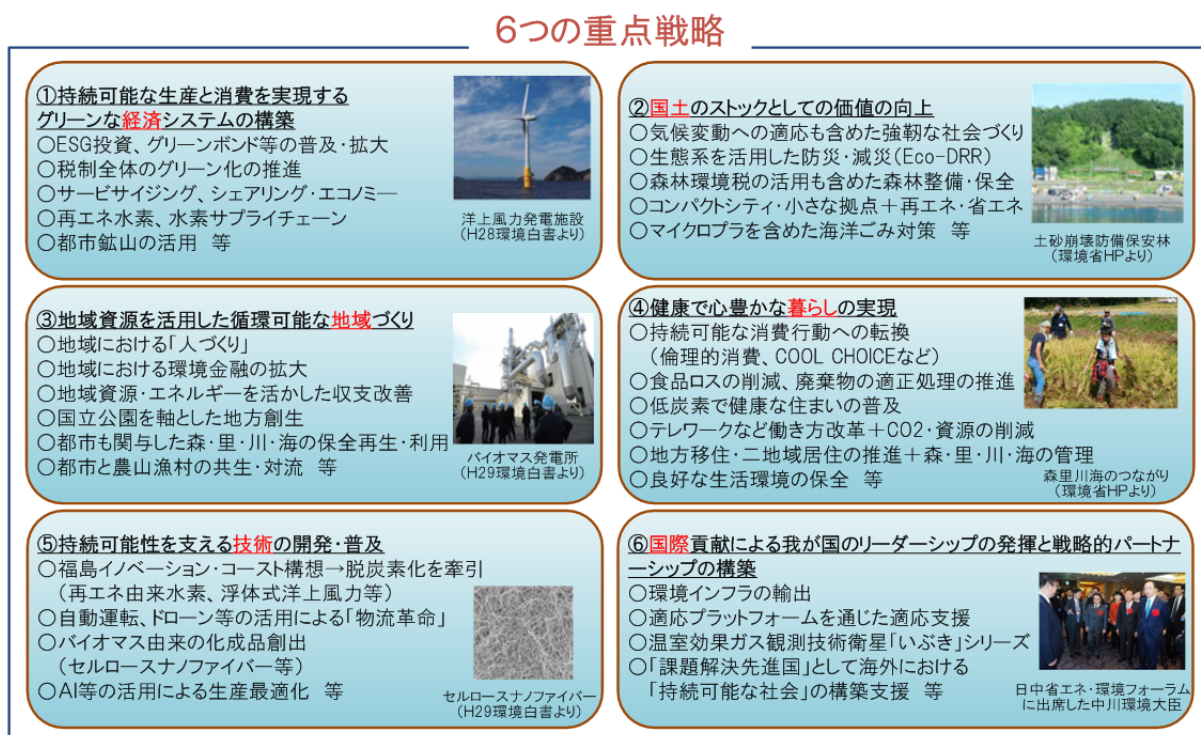
資料：岩国市ホームページ

(1) 国の計画

① 第五次環境基本計画の概要

平成 30 年 4 月 17 日に閣議決定されました。第五次環境基本計画に示される 6 つの重点戦略は、図表 2-16 の通りです。

■図表2-16 第五次環境基本計画における6つの重点戦略



資料：環境省「第五次環境基本計画の概要」

② 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標は、図表 2-17 の通りです。

■図表2-17 第四次循環型社会形成推進基本計画における目標（抜粋）

資源生産性＝GDP/天然資源投入量 2025年度目標：約49万円/トン (2000年度の約2倍)	家庭系食品ロス量 2030年度目標：2000年度の半減 (2000年度実績433万トン)
入口側の循環利用率＝循環利用量/(天然資源投入量＋循環利用量) 2025年度目標：約18% (2000年度の約1.8倍)	1人1日当たりのごみ排出量 2025年度目標：約850グラム/人/日
出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量 2025年度目標：約47% (2000年度の約1.3倍)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 2025年度目標：約440グラム/人/日
最終処分量(一般廃棄物) 2025年度目標：約3百万トン (2000年度の約70%減)	一般廃棄物最終処分場の残余年数 2022年度目標：20年分を維持

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

③ 廃棄物処理施設整備計画の概要

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定されました。廃棄物処理施設整備計画に示される重点目標は、図表 2-18 の通りです。

■図表2-18 廃棄物処理施設整備計画における重点目標

項目	2022 年度目標
ごみのリサイクル率	27%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	20 年分を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	21%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	70%
合併処理浄化槽の基数割合	76%
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	12 万 t-CO ₂

資料：環境省「廃棄物処理施設整備計画の概要」

(2) 山口県の計画

山口県循環型社会形成推進基本計画(第3次計画)の概要

山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）は、平成 28 年 3 月に策定されているため、国の示した第三次循環型社会形成推進基本計画と整合しています。山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）に示される目標は、図表 2-19 の通りです。

■図表2-19 山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）における目標

項目	2020 年度目標
総排出量	51 万トン
リサイクル率（リサイクル量）	35%（17 万 9 千トン）
減量化量	30 万 4 千トン
最終処分量	2 万 7 千トン
1 人 1 日当たりの家庭排出ごみ量	520 グラム/人・日

資料：山口県「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）概要版」

(3) 岩国市の計画(案)

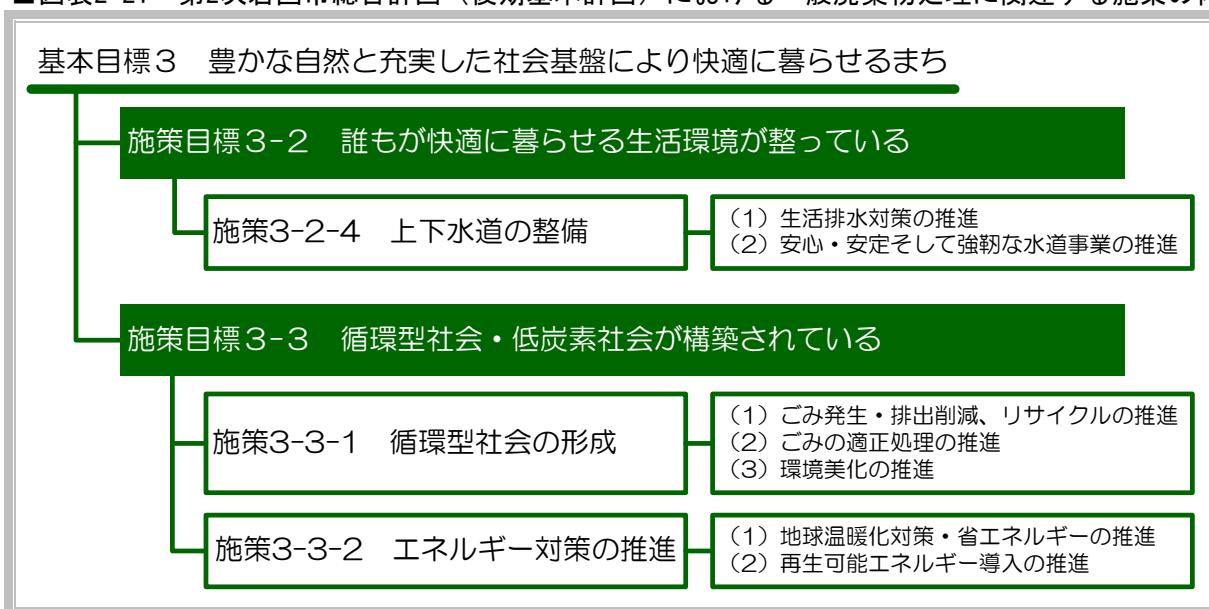
第2次岩国市総合計画(後期計画)の概要

第2次岩国市総合計画(後期基本計画)は、2019年3月に改定しました。達成度を示す指標は図表2-20、一般廃棄物処理に関連する施策の体系は図表2-21の通りです。

■図表2-20 第2次岩国市総合計画(後期基本計画)における達成度を測る指標

項目	2020年度(中間年次)	2022年度(目標年次)
人口1人1日当たりごみ総排出量	825グラム	814グラム
リサイクル率	25.1%	25.3%
廃棄物のうち最終処分される割合	3.4%	3.4%
生活排水処理率	71.8%	74.6%

■図表2-21 第2次岩国市総合計画(後期基本計画)における一般廃棄物処理に関連する施策の体系



資料：岩国市「第2次岩国市総合計画 後期基本計画 中間まとめ案」



第 3 編

ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別・排出方法及び収集方法

(1) 現 状

① ごみの分別

本市域から排出されるごみの分別区分は、焼却ごみ、陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破碎ごみ、びん類、かん類、資源品、処理困難ごみ、ペットボトル、食品トレーの 10 種としています。

さらに、資源品を「新聞紙類」、「雑がみ（雑誌）類」、「紙パック」、「段ボール」、「布（衣）類」、「アルミ缶」、「電源コード類」、「廃食用油」に、処理困難ごみは「電池類及び水銀式体温計」、「蛍光管」、「ボンベ類」、「ビデオテープ・カセットテープ類及び石灰系乾燥剤」に細分し、合計 10 種 20 分類としています。また、指定袋に入らない大きなごみとして、「粗大ごみ」があります。

■図表 3-1 ごみ分別区分

種類・分別区分		具体的品目
①焼却ごみ		台所ごみ、紙製の容器、植木ごみ、布製品、トイレ関連品 など
②陶磁器及びガラス類		陶器類、ガラス類、鏡類、少量の土、小石、農薬等のびん など
③プラスチック類		容器包装プラスチック（  マークの入った袋や容器類）、発泡スチロール類
④金属類及び破碎ごみ		調理に使ったアルミホイルやアルミ容器、金属製調理器具、塗料・鉱油の缶、2ℓを超える缶、金属製品、破碎ごみ（  マークの入っていないプラスチック製品）、小型家電製品 など
⑤びん類		飲料用のびん類、食料品類のびん、化粧品等のびん など
⑥かん類		飲料缶、食品の缶（2ℓ以下）、穴をあけたスプレー缶類 など
⑦資源品	新聞紙類	新聞紙、折り込みチラシ
	雑がみ（雑誌）類	雑誌、文庫本、カタログ、ノート類、封筒、はがき、包装紙、用紙類、紙箱等の厚紙類、その他の雑がみ類、メモ帳、キャラメル箱 など
	紙パック	 マークが入った牛乳・飲料用の紙パック
	段ボール	段ボールのみ
	布（衣）類	シーツ、タオル等、衣類、スーツ等厚手の布、革製品、ぬいぐるみ、毛布、着物、帯 など
	アルミ缶	飲料用、食品用等
	電源コード類	電気製品等についているコード部分
	廃食用油	てんぷら油等の不要になった廃食用油
⑧処理困難ごみ	電池類及び水銀式体温計	乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池（リチウムイオン電池など）・水銀式体温計・水銀が付いた物
	蛍光管	サークル管・直管・電球型の蛍光管・水銀が付いた物
	ボンベ類	ライター類・穴のあいていないボンベ及びスプレー缶類
	ビデオテープ・カセットテープ類及び石灰系乾燥剤	ビデオテープ・カセットテープ類、石灰系乾燥剤
⑨ペットボトル		 マークが入った飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル など
⑩食品トレー		食品トレー
粗大ごみ		カーペット、タンス、ふとん、ストーブ、自転車 など 指定袋に入らない大きさのもの

② 排出方法及び収集方法

家庭系ごみは、本市の直営または本市が委託した業者が収集する「収集ごみ」と市民自らが処理施設に直接持ち込む「直接搬入ごみ」等があります。さらに、小型家電製品については市役所本庁や総合支所、出張所に設置した回収ボックスで回収しています。

一方、事業系ごみは、事業者自らが直接持ち込む「直接搬入ごみ」と本市の許可業者に委託する「許可業者搬入ごみ」があります。

収集ごみは、ごみ処理手数料を含んだ指定袋及び粗大ごみ収集券により排出することが必要です。直接搬入ごみは、施設ごとにごみ処理手数料が定められています。

■図表 3-2 ごみの排出形態等

排出形態等		排出容器	岩国地域	その他の地域
収集ごみ	焼却ごみ 陶磁器及びガラス類 プラスチック類 金属類及び破碎ごみ びん類、かん類	指定袋 ※使用済小型家電は本 市の施設に設置して いる回収ボックスに 排出することも可能	直営収集・委託収集	委託収集
	資源品	ビニール袋等		
	処理困難ごみ			
	粗大ごみ		直営収集	
	ペットボトル	(拠点回収)		
	食品トレー		回収協力店による自主回収	
	直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)		市民自らが直接搬入	
許可業者搬入ごみ		市の許可業者に委託して搬入		
直接搬入ごみ		事業者自らが直接搬入		

注) 一部変則地域あり

■図表 3-3 ごみ処理手数料(指定ごみ袋販売額など)

区 分		サイズ(容量)	販売価格	袋等の色
収集ごみ	赤の可燃性ごみ袋	大袋(45L)	300 円/10 枚(30 円/枚)	半透明
		中袋(30L)	300 円/12 枚(25 円/枚)	
		小袋(20L)	300 円/20 枚(15 円/枚)	
	緑の不燃性ごみ袋	大袋(45L)	300 円/10 枚(30 円/枚)	半透明
中袋(30L)		300 円/12 枚(25 円/枚)		
		小袋(20L)	300 円/20 枚(15 円/枚)	
	粗大ごみ	自転車、ストーブなど	500 円	(形状、重量による処理の困難性が標準のもの)
		鏡台、シングルベッドなど	750 円	(形状、重量による処理の困難性が比較的大きいもの)
		オルガン、ダブルベッドなど	1,000 円	(形状、重量による処理の困難性が著しく大きいもの)
		上記以外の布団類など	250 円	
直接搬入ごみ	焼却ごみ (岩国市第一工場) (岩国市本郷ごみ処理場) (周陽環境整備センター)	10kg ごとに 150 円		
	不燃ごみ (岩国市リサイクルプラザ) (岩国市本郷ごみ処理場)	10kg ごとに 150 円		

(2) 課 題

本市域から排出されるごみの分別区分は、合併後において概ね統一を完了しています。また、地域ごとに違っていた指定袋の色や袋の料金体制、処理施設へごみを直接搬入した際の処理手数料についても統一を終えています。

今後は、社会情勢を踏まえたうえで、ごみの減量に効果的かつ適正な処理手数料への見直しを調査・検討していくことが必要です。

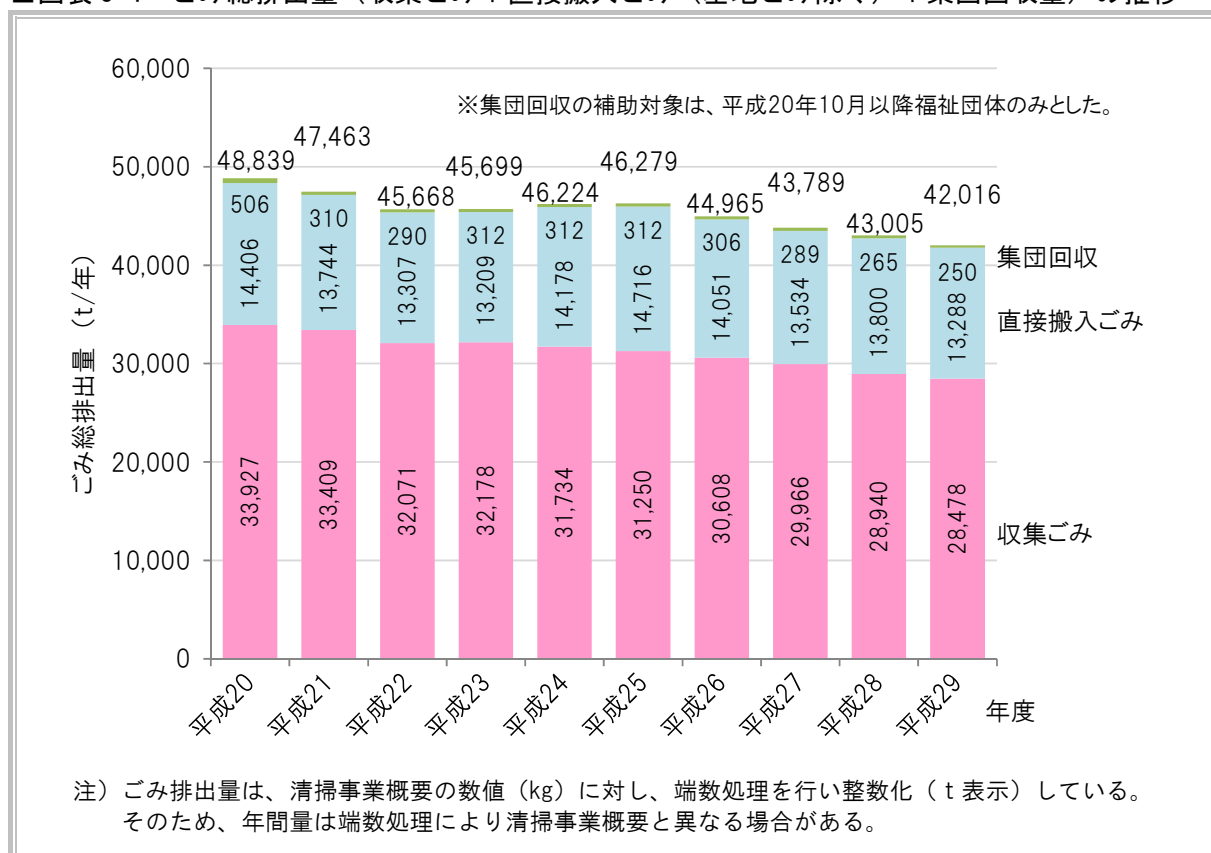
2 ごみ排出量

(1) 現 状

本市の年間ごみ総排出量（基地ごみを除く）は、平成 29 年度において収集ごみが 28,478 トン、直接搬入ごみが 13,288 トン、集団回収が 250 トンの合計 42,016 トンです。

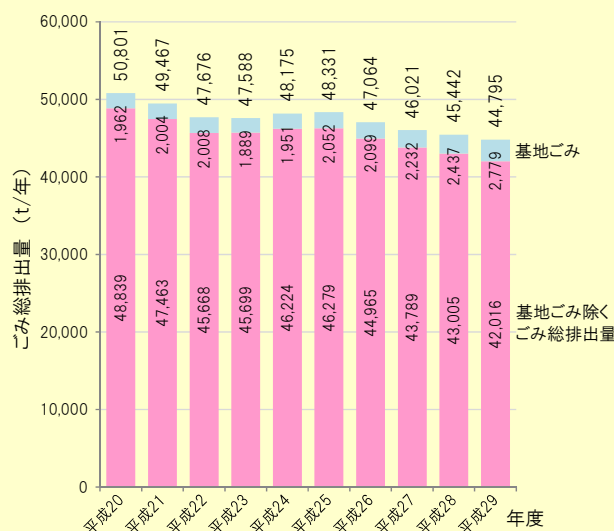
平成 20 年度からの推移をみると、平成 25 年度以降は減少し続けており、10 年間の年平均減少率は収集ごみが 1.9%、直接搬入ごみが 0.9%、集団回収（平成 20 年度を除く）が 2.6%です。

■図表 3-4 ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ（基地ごみ除く）＋集団回収量）の推移



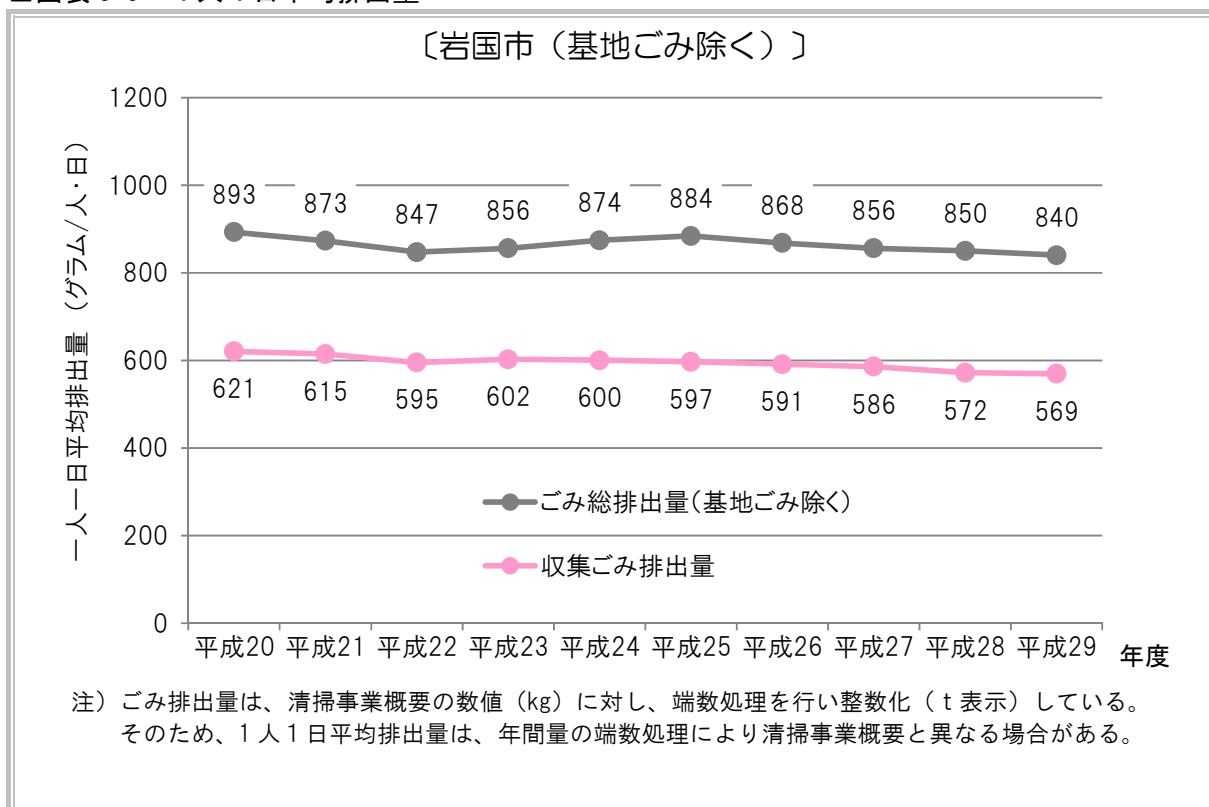
◆基地ごみを含めたごみ総排出量の推移

- ✓ 基地ごみを含めたごみ総排出量は、平成 29 年度において 44,795 トンです。
- ✓ 基地ごみは、年間 2,000 トン程度でしたが、近年急増しており、平成 29 年度には 2,779 トンとなりました。
- ✓ ごみ総排出量に占める基地ごみの割合は、平成 20 年度において 3.9%でしたが平成 29 年度は 6.2%と 2.3 ポイント増加しました。



ここで、年間ごみ量を1人1日あたりでみると、ごみ総排出量（基地ごみを除く）、収集ごみとも減少傾向となっており、平成29年度はごみ総排出量が840グラム、収集ごみが569グラムでした。

■図表 3-5 1人1日平均排出量



(2) 課 題

収集ごみ、直接搬入ごみ（基地ごみを除く）は概ね減少傾向です。直接搬入ごみのうち、基地ごみは近年増加傾向にあり、平成29年12月から新たに整備された住宅地（愛宕ヒルズ262世帯）のごみの受け入れを開始しており、今後も増加が見込まれます。

ごみ排出量とは

- 収 集 ご み 量 = 家庭から排出され、本市の直営または本市が委託した業者が収集するごみ
- 直接搬入ごみ量 = 事業所から排出され、収集運搬許可業者あるいは事業者自らが運搬するごみ、一般家庭から一部直接持ち込みされるごみ及び基地ごみ
- ご み 排 出 量 = 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量
- 集 団 回 収 量 = 任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収量
- ご み 総 排 出 量 = 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量
- 1人1日平均排出量 (g/人・日) = $\text{ごみ量 (t/年)} \div \text{行政区域内人口 (人)} \div 365 (\text{日/年}) \times 10^6 (\text{g/t})$

3 収集ごみの性状

(1) 現 状

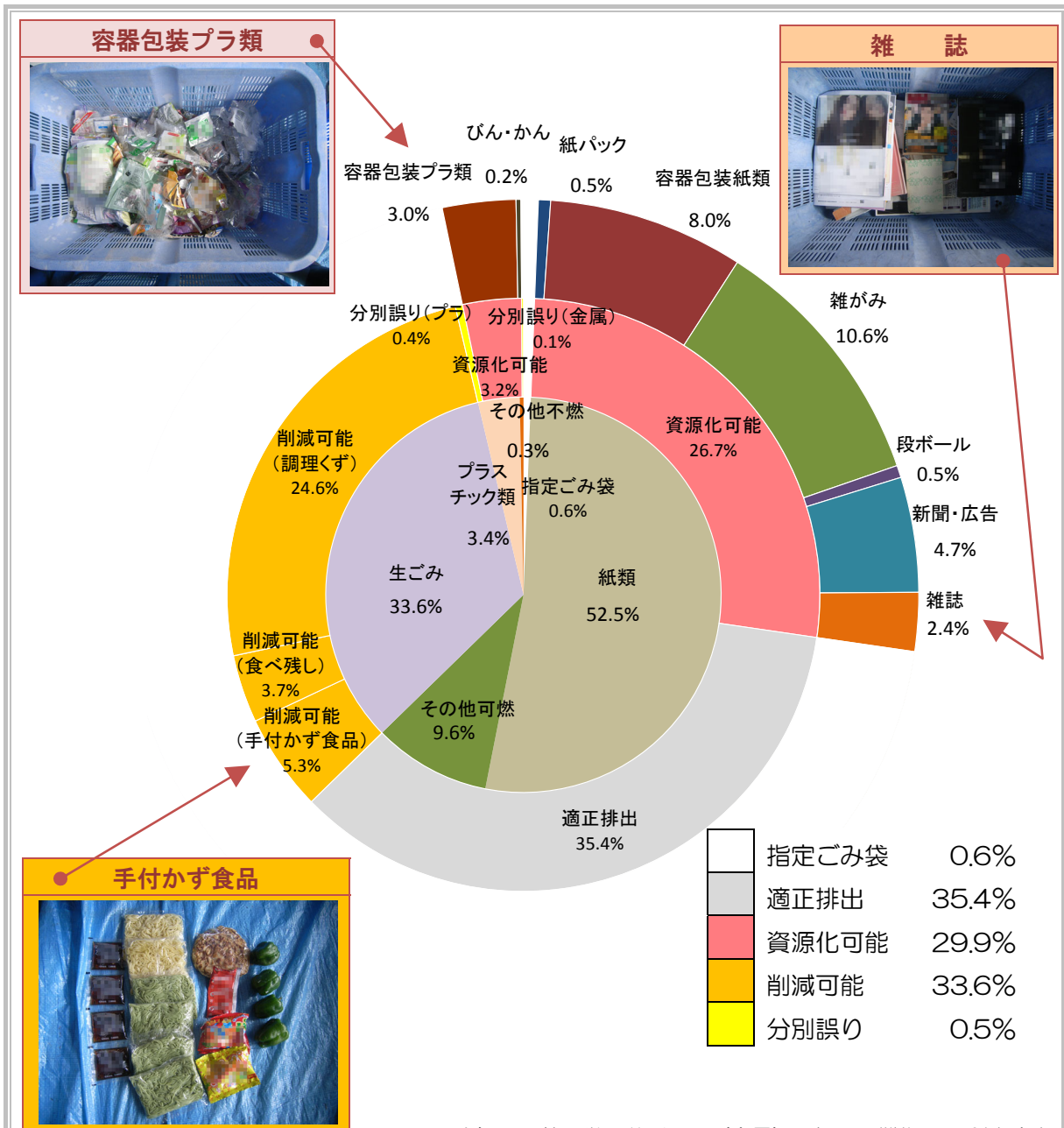
① 焼却ごみ

焼却ごみには、紙類が 52.5%、生ごみが 33.6%排出され、両者でおよそ 90%を占めていました。

分別に着目してみると、資源品に分別することで再資源化が可能な紙類やプラスチック類が合計で 29.9%排出され、このうち、比較的容易に分別できる段ボール、新聞・広告、雑誌は 7.6%排出されていました。

削減可能な食品ロスに着目してみると、調理くずが 24.6%、賞味期限切れなど手付かずで出された食品が 5.3%、食べ残しが 3.7%排出されていました。

■図表 3-6 焼却ごみ（収集）の性状（質重量比率）

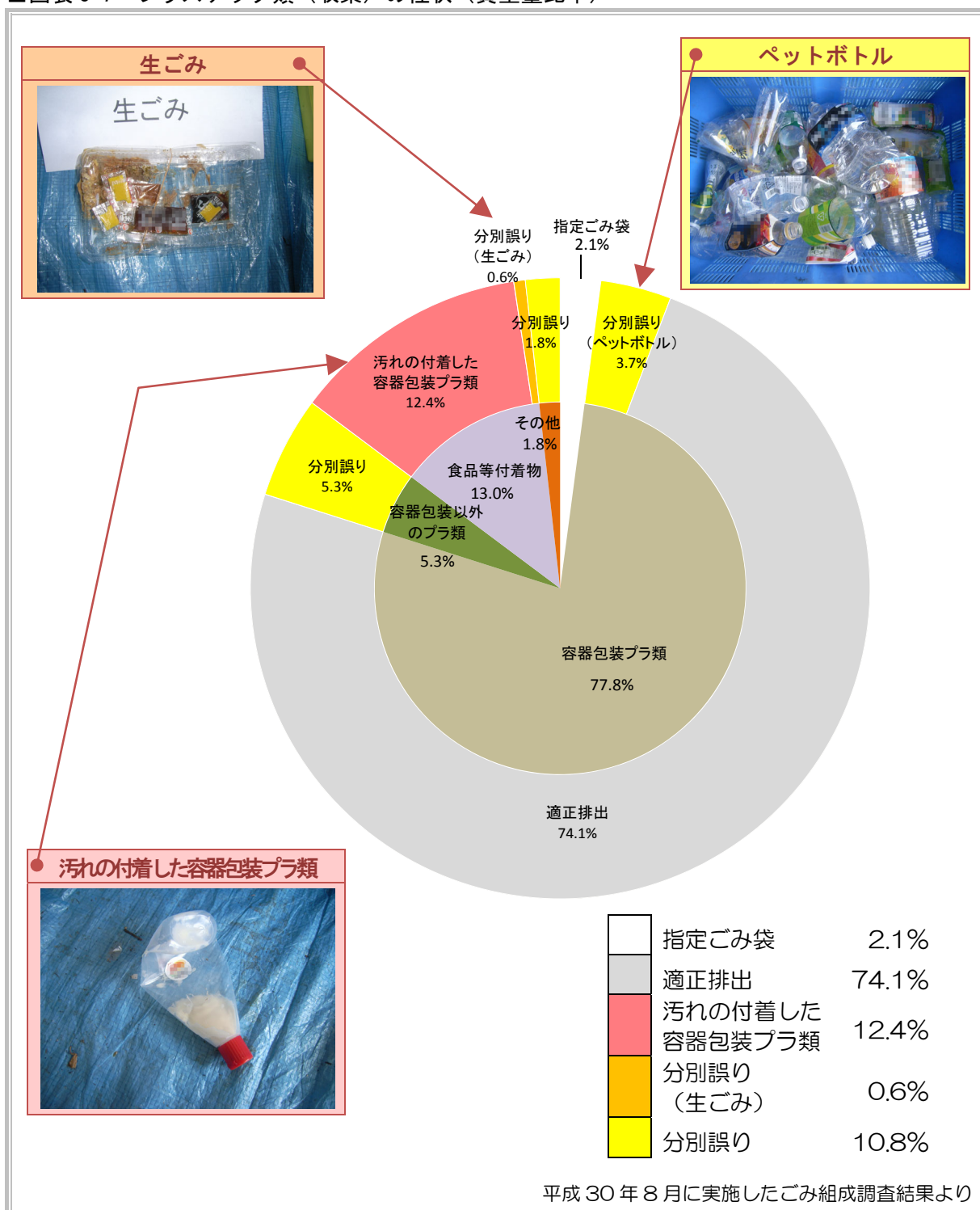


② プラスチック類(容器包装プラスチック類)

プラスチック類には、適正に排出されていると判断できるものが 74.1%を占めていました。分別誤りについては、3.7%がペットボトルで、容器包装以外のプラ類や生ごみ、その他の異物を含めると合計で 11.4%が排出されていました。

また、分別誤りではないものの、汚れの付着した容器包装プラ類が 12.4%排出されていました。

■図表 3-7 プラスチック類（収集）の性状（質重量比率）



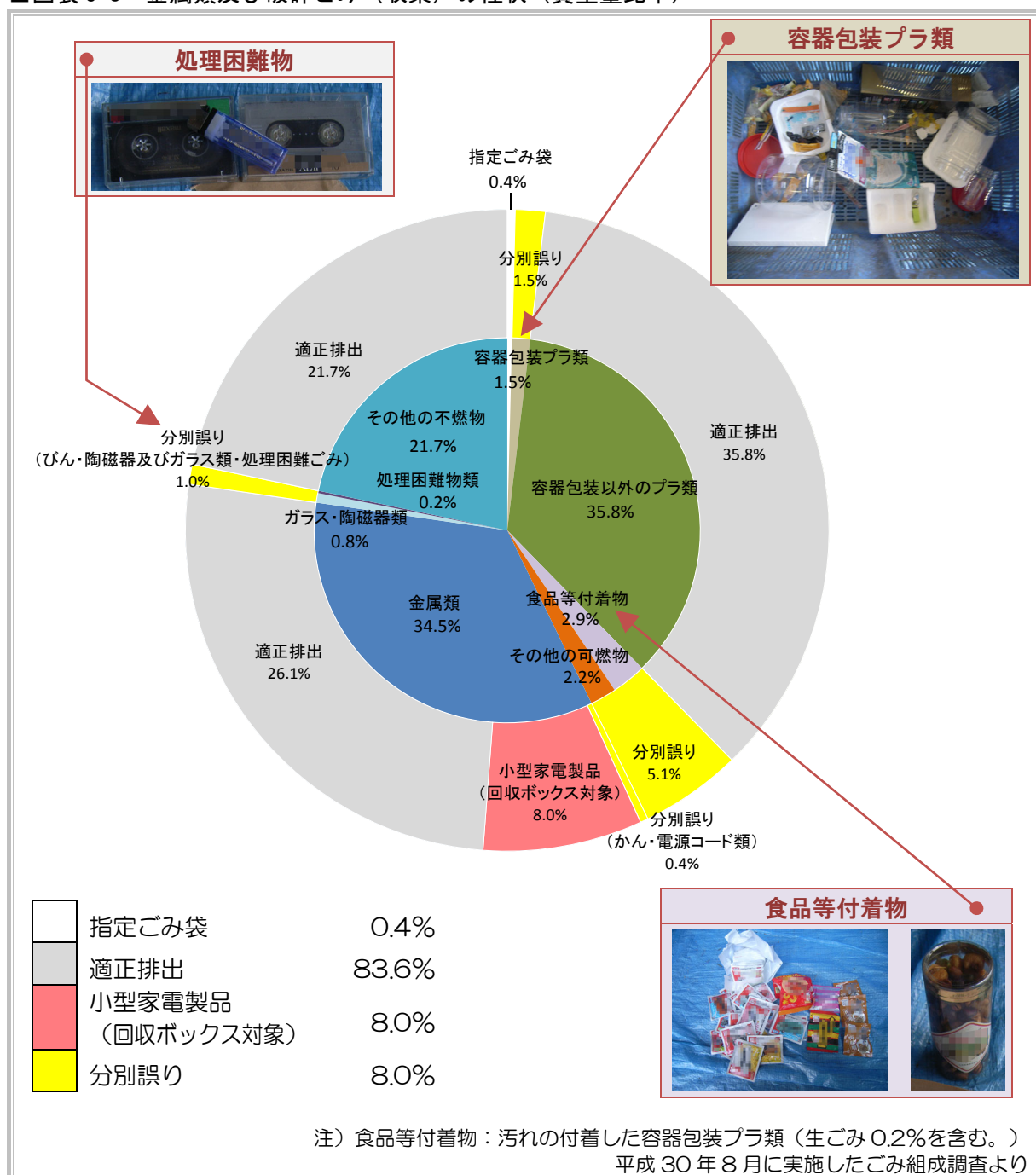
③ 金属類及び破碎ごみ

金属類及び破碎ごみには、容器包装以外のプラ類が 35.8%、金属類が 34.5%、その他の不燃物が 21.7%排出され、合計でおよそ 90%を占めていました。

分別誤りについては、容器包装プラ類が 4.4%（きれいなもの 1.5%、汚れの付着したもの 2.9%）、紙類・布類などのその他の可燃物が 2.2%排出されており、ビデオテープやライターなどの処理困難物も 0.2%排出されていました。

また、本市の施設に設置している回収ボックスへ出すこともできる小型家電製品は 8.0%でした。

■図表 3-8 金属類及び破碎ごみ（収集）の性状（質重量比率）



(2) 課 題

焼却ごみには、買いすぎ、作りすぎ、作り方などに気を付けることで削減可能な調理くず、手付かず食品や食べ残しが 35%程度、本来プラスチック類や資源品に出すべき資源化可能なごみが 30%程度排出されています。同様に金属類及び破碎ごみやプラスチック類にもおよそ 10%の分別誤りのごみが排出されています。

資源化とごみ減量及び適正処理の推進のため、これらの分別誤りや削減可能なごみを減らしていくことが必要です。

また、プラスチック類には分別誤りに加え、汚れの付着した容器包装プラ類も 10%程度排出されており、これらはリサイクルプラザで手選別回収する必要がある、資源化の支障となっています。

こうしたごみの減量や分別により資源化ができるごみについては、これまでと同様、市民、事業者の取り組みを進めることが必要です。加えて、汚れの取れにくい容器包装プラスチック類については、手選別による回収除去作業に労力を要していることや洗浄により水質を汚濁していることを踏まえ、効率的な分別方法とすることも必要です。

4 リサイクル・最終処分

(1) 現 状

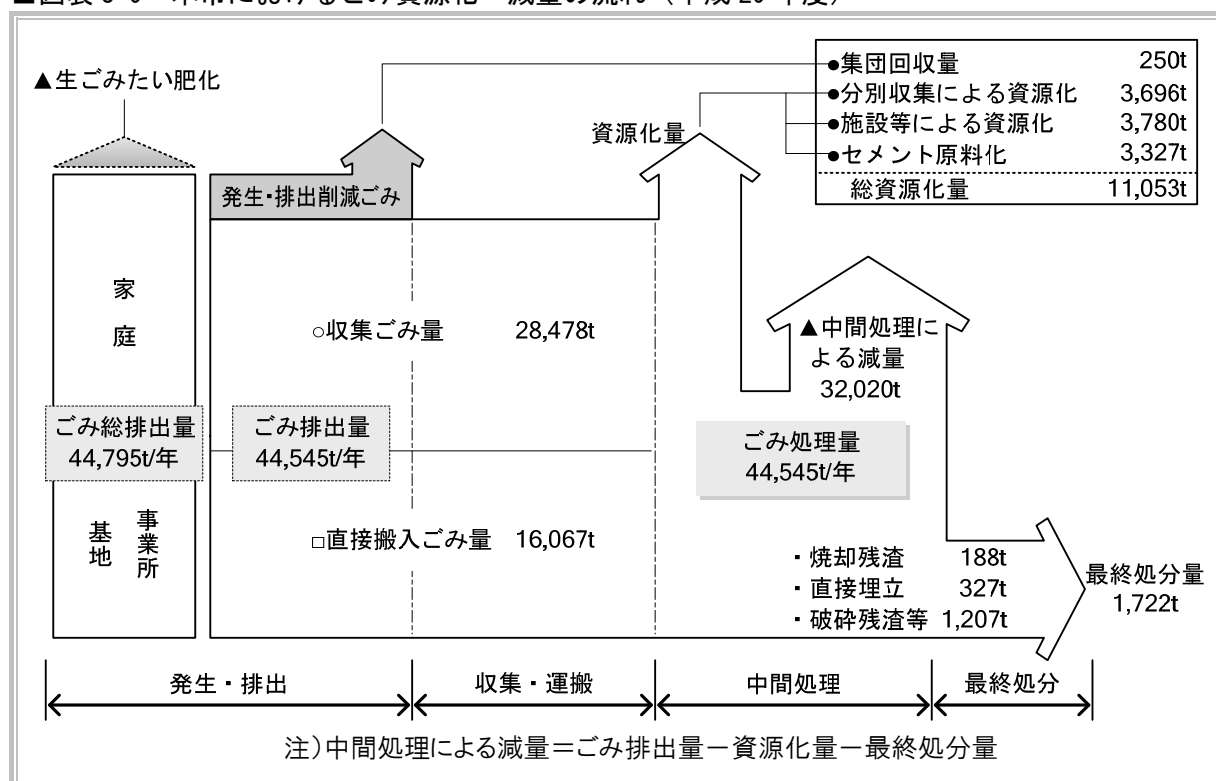
平成 29 年度における本市のごみ総排出量（基地ごみを含む）は 44,795 トンです。

このうち、住民等による集団回収量も含めた資源化量は 7,726 トンで、焼却灰のセメント原料化量（3,327 トン）を含めたリサイクル率は 24.7%です。

資源化後のごみは、焼却処理等により 32,020 トンを減量し、残りの 1,722 トンを埋立処分しており、最終処分率は 3.8%となっています。

ここで、本市のリサイクル率を平成 28 年度の山口県平均、全国平均と比較すると、山口県平均は下回るものの、全国平均と比べると高い水準にあります。同様に、最終処分率は山口県平均、全国平均に比べ小さく、高い水準にあります。

■図表 3-9 本市におけるごみ資源化・減量の流れ（平成 29 年度）



■図表 3-10 リサイクル率・最終処分率（平成 28 年度）の比較

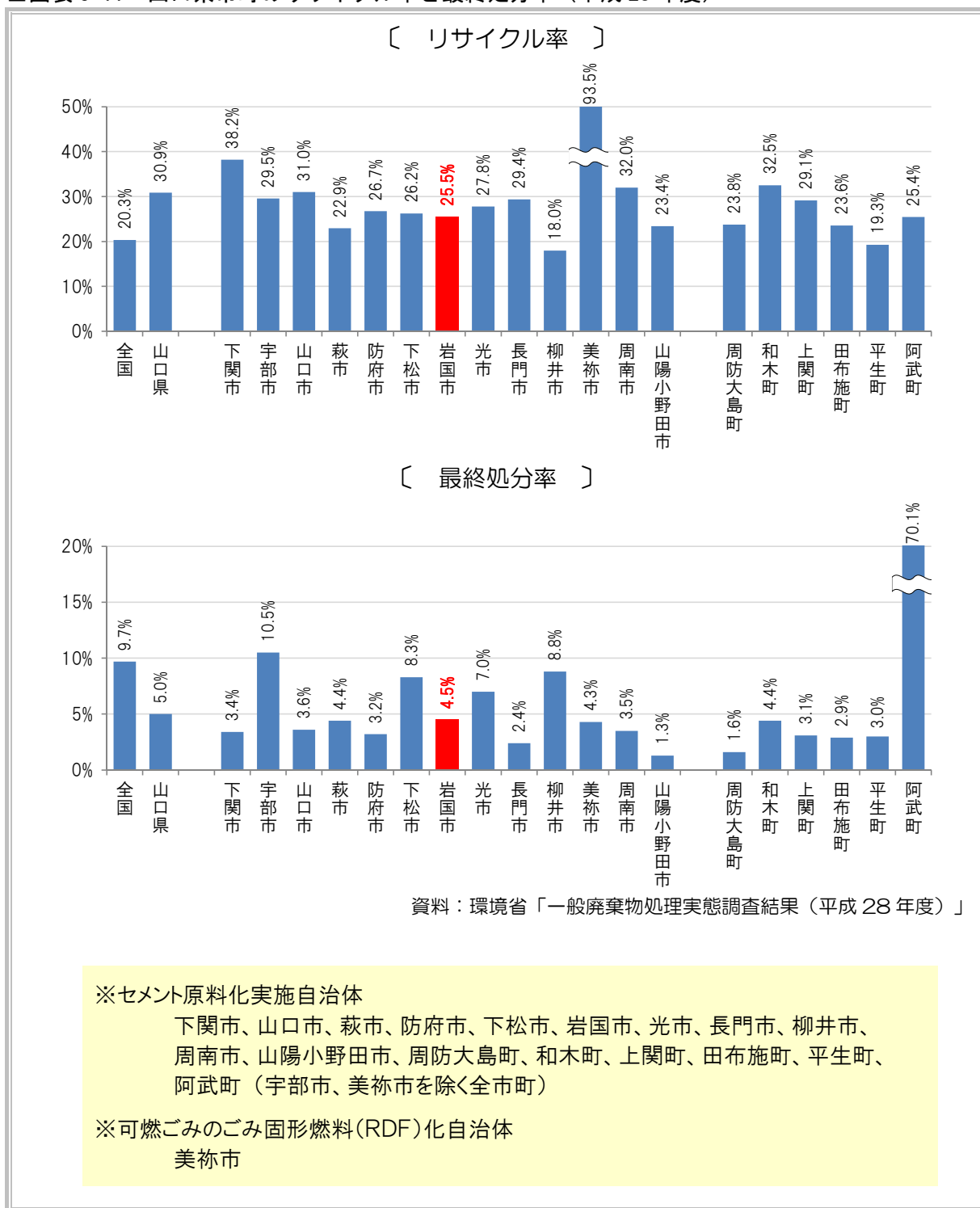
区分	リサイクル率	最終処分率
本 市	25.5% (24.7%)	4.5% (3.8%)
山口県平均	30.9%	5.0%
全国平均	20.3%	9.7%

- 注) 1. リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100
 2. 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100
 3. 山口県及び全国の値は、環境省ホームページによる。
 4. 本市()内の数値は、平成 29 年度の値を示す。

※山口県平均のリサイクル率が高い理由

山口県では、山口エコタウン事業として焼却灰のセメント原料化に取り組む自治体が 17 自治体あります。加えて、可燃ごみをごみ燃料(RDF)化している自治体があり、県平均値を 30%超に引き上げています。

■図表 3-11 山口県市町のリサイクル率と最終処分率（平成 28 年度）



(2) 課 題

本市のリサイクル率、最終処分率はともに全国平均を超える高い水準にあることから、今後もこれを維持していくためにも、市民、事業者によるごみ削減量や資源化量を増やしていく必要があります。また、容量に限りのある最終処分場を長く使っていくため、埋立物の焼却処理等による最終処分量の削減が必要です。

(1) 現 状

本市域から排出されるごみは、焼却施設、資源化施設、最終処分場により、一連のごみの再資源化や減量、最終処分を行っています。

焼却ごみは、岩国地域、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域においては、岩国市第一工場で、由宇地域、玖珂地域、周東地域においては、周陽環境整備組合の周陽環境整備センターで焼却処理を行っています。処理後の焼却灰は、セメント原料として再資源化しています。いずれの施設も老朽化が進んできていることから、現在、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）を整備しています。

また、金属類及び破碎ごみやプラスチック類、びん類やかん類、ペットボトルなどは、岩国市リサイクルプラザにて、破碎・選別処理あるいは保管し、再生利用と減容化を行っています。処理した後の破碎残渣は、岩国市日の出町最終処分場に埋立処分しています。

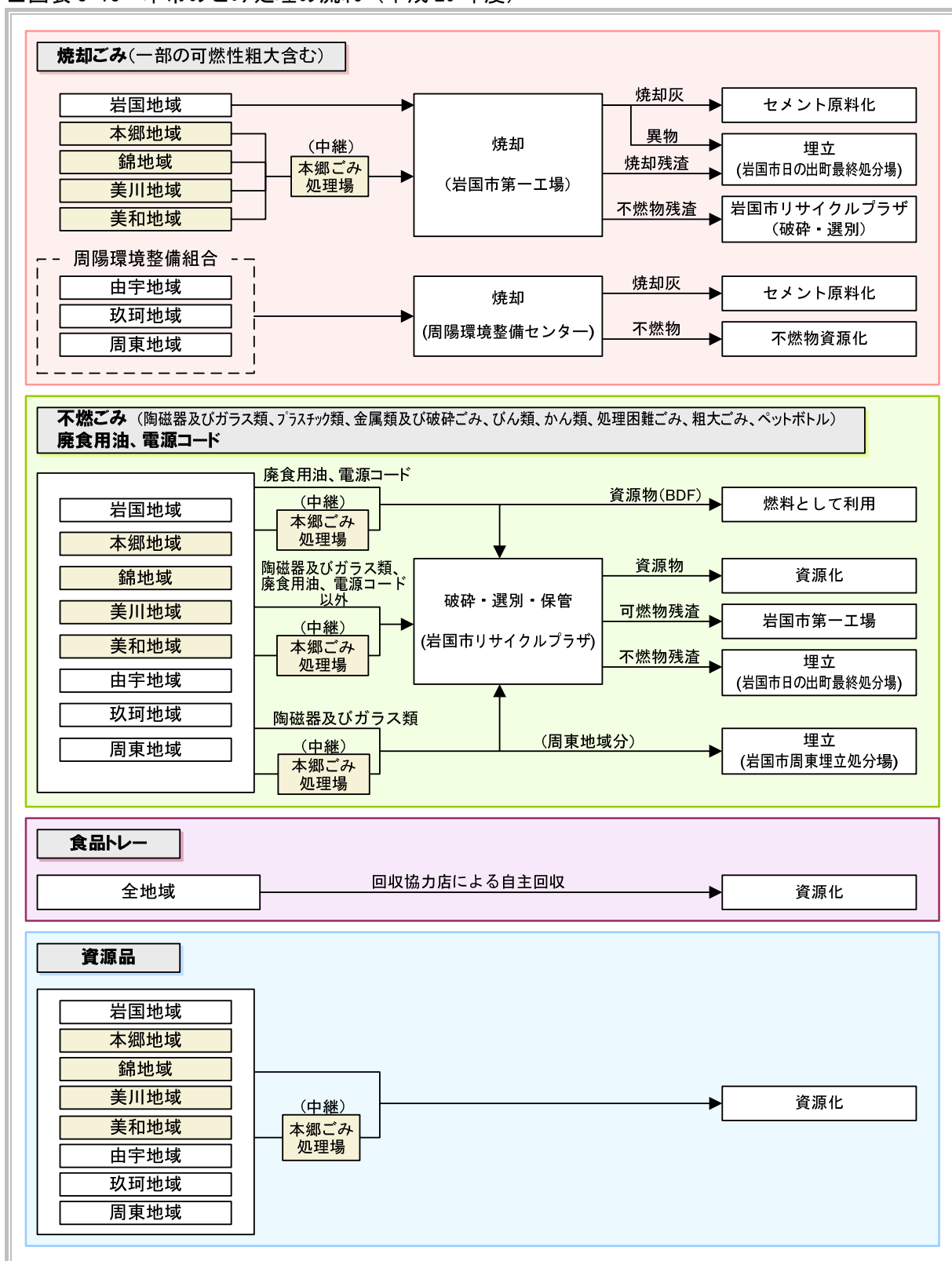
ごみ処理の効率化を促進するため、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域の収集ごみは、岩国市本郷ごみ処理場にて中継運搬を行っています。

なお、古紙類などの資源品は、業者に直接搬入して直接資源化しています。

■図表 3-12 施設概要

施設名		処理対象ごみ	対象地域	供用開始年月
焼却施設	岩国市第一工場	焼却ごみ	岩国地域、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域	平成 4 年 4 月
	周陽環境整備組合 周陽環境整備センター	焼却ごみ	由宇地域、玖珂地域、周東地域	平成 6 年 4 月
資源化施設	岩国市 リサイクルプラザ	陶磁器及びガラス類	全地域	平成 11 年 4 月
		プラスチック類		
		金属類及び破碎ごみ		
		びん類		
		かん類		
		処理困難ごみ		
		粗大ごみ ペットボトル		
中継施設	岩国市 本郷ごみ処理場	全分別品目	本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域	昭和 50 年 4 月
最終処分場	岩国市 日の出町最終処分場	焼却残渣・破碎残渣 陶磁器及びガラス類	全地域	平成 14 年 4 月
	岩国市 周東埋立処分場	陶磁器及びガラス類 (安定物のみ)	周東地域	昭和 59 年 4 月

■図表 3-13 本市のごみ処理の流れ（平成 29 年度）



(2) 課 題

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は、2019 年度本稼働を目指して整備中であり、供用後は効果的に運用するため、適切な維持管理が必要です。

リサイクルプラザについては供用開始から 20 年目を迎えており、老朽化への対応として、施設の長寿命化あるいは新施設の整備などについて効率的かつ効果的な整備方法を検討・実施していくことが必要です。

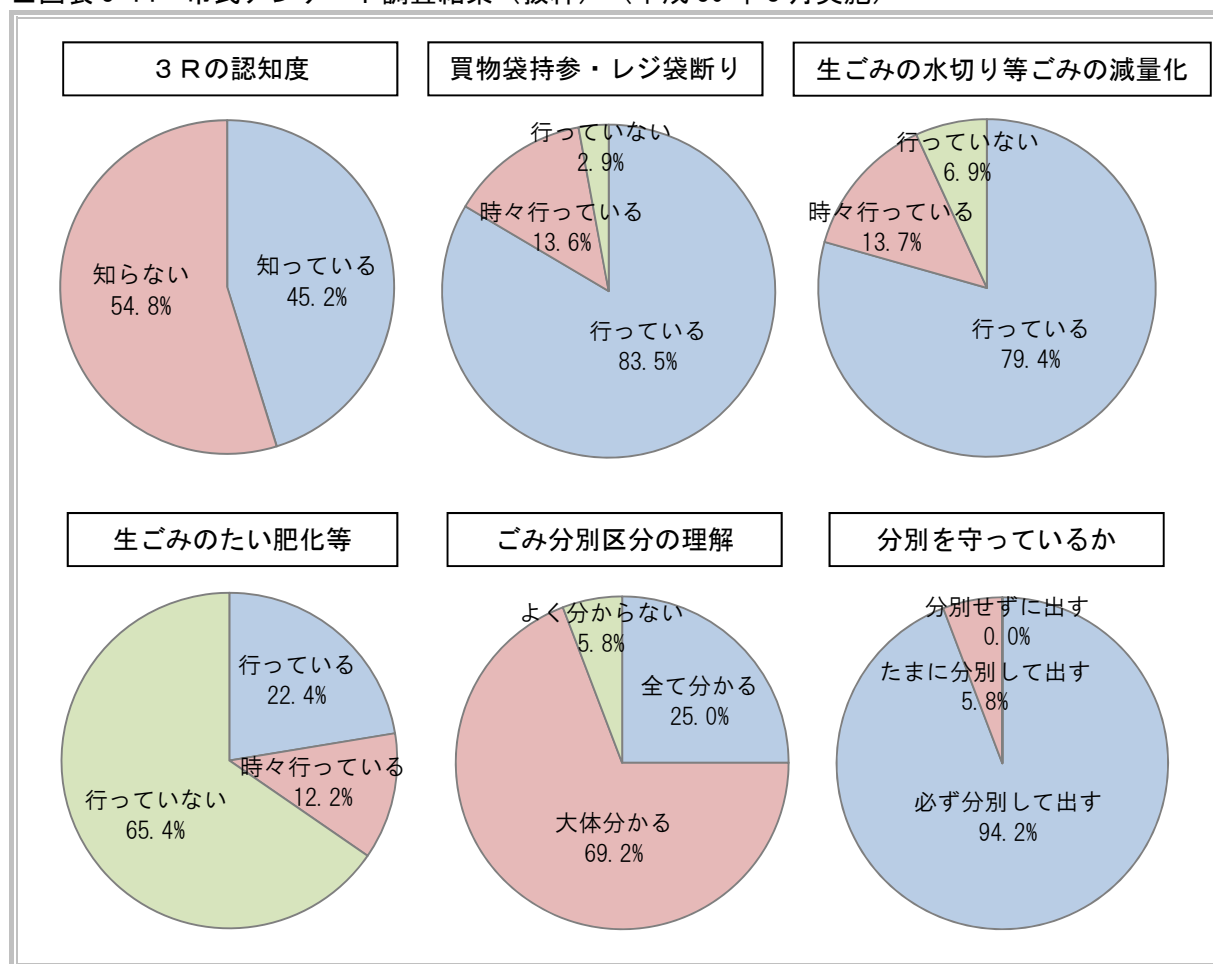
(1) 現 状

市民アンケート調査（平成 30 年 8 月実施、アンケート数 1,400、回答数 599）では、「3R の認知度」や「循環型社会の認知度」は 40～50%程度が「知っている」と回答しています。

ごみ排出削減に関する取り組みについては、「買物袋の持参やレジ袋・過剰包装の断り」や「生ごみ水切り等のごみの減量化」など概ね 80%の市民が行っている取り組みがある一方で、「リース・レンタルの活用」、「不要品の譲り合い」、「ばら売り、量り売り商品の選択」、「生ごみのたい肥化等」など、あまり行われていない取り組みもあります。

また、10 種 20 分類のごみ分別については、「大体分かる」人を含めて 95%程度の市民が分別を理解しており、分別をせずにごみを出していると回答した市民はいませんでした。

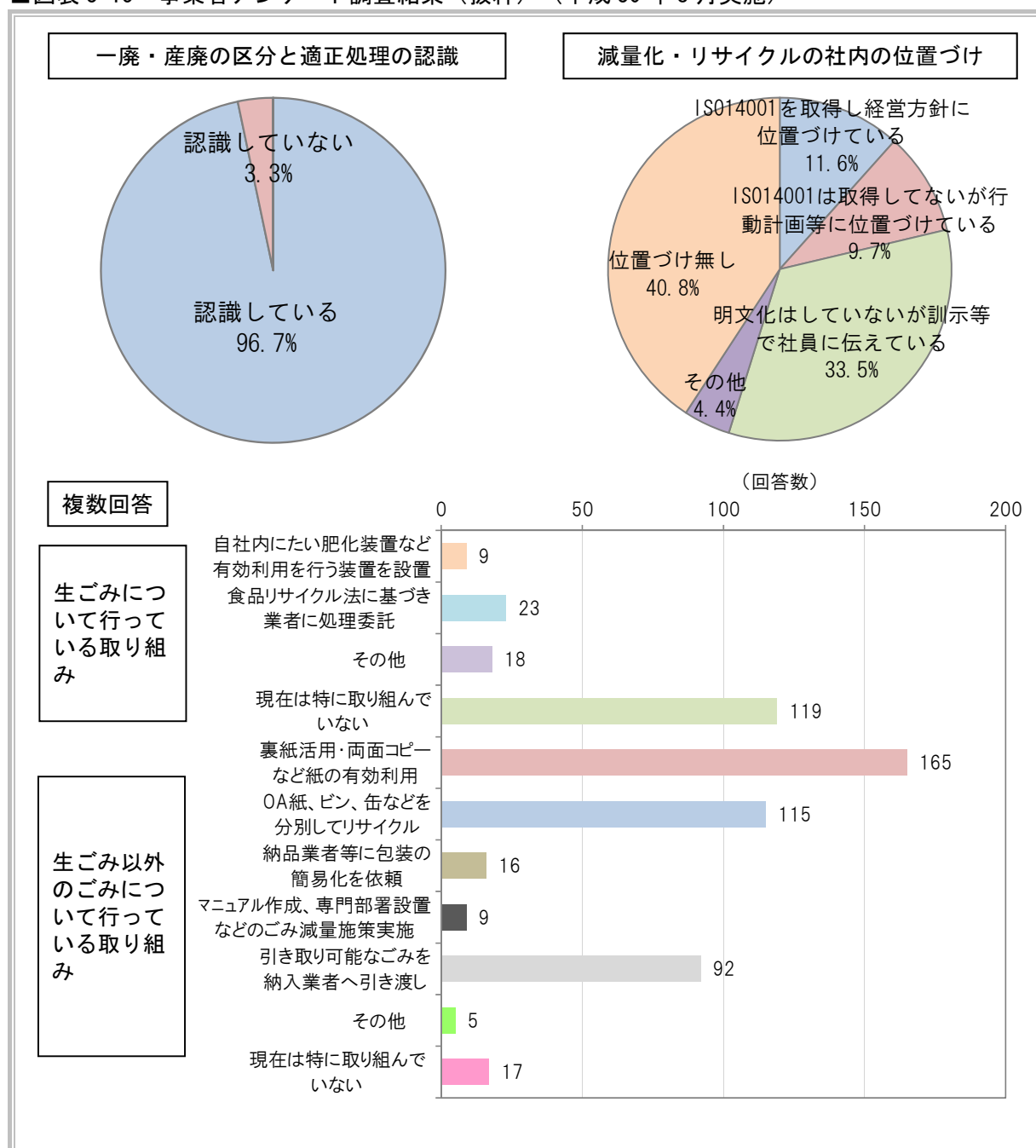
■図表 3-14 市民アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施）



事業者の意識等については、事業者アンケート調査（平成 30 年 8 月実施、アンケート数 500、回答数 221）によると、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を認識していない事業所が 3%程度ありました。また、減量やリサイクルを経営方針に位置づけてない事業所が 40%程度ありました。

ごみ減量や有効利用の取り組みは、生ごみについて取り組んでいないとする事業所が70%程度（166 事業所の回答のうち）であったのに対し、古紙類等については、75%以上（215 事業所の回答のうち）の事業所が取り組んでいる状況にありました。

■図表 3-15 事業者アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施）



(2) 課 題

市民に対しては、3R や循環型社会についての認知度向上を図るとともに、より一層ごみ排出削減の取り組みの実践を推進していく必要があります。また、事業者に対しては、適正処理の意識向上や事業系ごみの排出削減、リサイクル推進のために啓発や支援等が必要です。

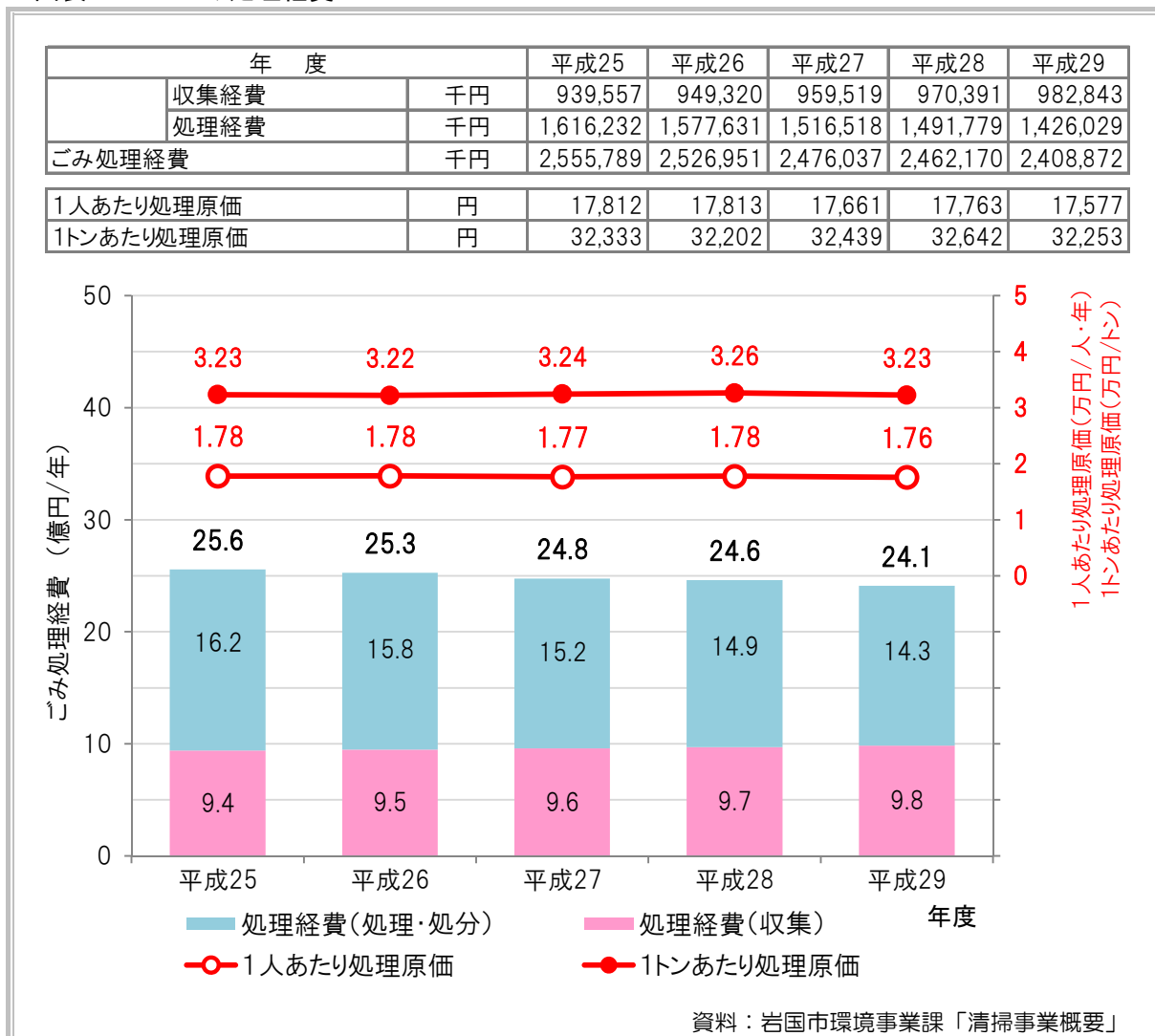
7 ごみ処理経費

(1) 現 状

本市のごみ処理経費は減少してきており、平成 29 年度では約 24 億 1 千万円です。

平成 29 年度の 1 人あたり処理原価は 17,577 円、1 トンあたり処理原価は 32,253 円となっており、どちらも概ね横ばいで推移しています。

■図表 3-16 ごみ処理経費



(2) 課 題

ごみ処理経費には最低限必要なものがあるため、ごみ量を減らしたとしても必ずしもその割合だけ処理経費は小さくなりませんが、処理を効率化することで低減することは可能です。そのため、現在の処理システムを効率的なものとする必要があります。

第 2 節 基本理念

本市では、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指して、平成 21 年に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「市民・事業者・行政が協働・共創して廃棄物や生活排水問題に取り組むことで地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与する」という理念の下、様々な施策の展開や、市民・事業者の取り組みの実践等、様々な努力を重ねてきました。今回、平成 26 年に実施した中間見直しから 5 年が経過したことから、改定を行い、更なる施策の推進を図ります。

本計画では「豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」を目標とする姿勢とし、① 3R の推進、② 市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進、③ 地球環境保全の推進を基本理念とします。

■図表 3-17 ごみ処理の基本理念

目標とする姿

**豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち
～持続可能な循環型社会の形成～**

基本理念

① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進します。

② 市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。

③ 地球環境保全の推進

地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

第 3 節 基本方針

本市におけるごみ処理の基本方針は、図表 3-18 の通りです。

本市において、豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまちづくりを進め、目標とする姿を実現するため、①ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進、②ごみの適正処理の推進、③環境美化の推進を基本方針とします。

■図表 3-18 基本方針

持続可能な循環型社会の形成

快適に暮らせるまち

豊かな自然と充実した社会基盤により

① ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進

- 市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクルへの取り組みを進めます。
- 市民・事業者のごみ発生・排出削減に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。
- 市民・事業者のリサイクルに関する意識の向上を図るとともに、分別収集や資源回収等、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。

② ごみの適正処理の推進

- 安定したごみ処理及びごみの有効利用を促進し、環境保全と経済性を両立した取り組みを進めます。
- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築します。

③ 環境美化の推進

- 市民や事業者に対する環境美化活動を推進します。
- 地域の環境美化を推進します。

第 4 節 数値目標

本計画におけるごみ処理に関する目標値として、発生・排出削減目標、リサイクル目標、最終処分目標、市民意識の向上に関する目標、環境保全に関する目標を設定します。

1 ごみ処理の実績と既定計画の目標値との比較

既定計画では、ごみ排出量について、収集ごみ（家庭系）は、平成 24 年度 1 人 1 日平均排出量実績値（600.2 グラム）に対し平成 30 年度において約 35 グラム削減（565.0 グラム）、直接搬入ごみ（事業系ごみ）は、平成 24 年度 1 日平均排出量実績値（44.19 トン）に対し約 3 トン削減（41.12 トン）するものとしています。

一方、平成 29 年度において、ごみ排出量の実績は収集ごみ 1 人 1 日平均排出量 569.3 グラム、直接搬入ごみ 1 日平均排出量 44.01 トンであり、ともに平成 24 年度実績からの減少は見られるものの、目標値を達成出来ていない状況にあります。

■図表 3-19 既定計画におけるごみ排出削減目標と実績値

	実績		既定計画目標
	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政区域内人口（人）	144,864	137,044	137,428
収集ごみ 1 人 1 日平均排出量（g/人・日）	600.2	569.3	565.0
直接搬入ごみ 1 日平均排出量（t/日）	44.19	44.01	41.12
ごみ総排出量（収集＋直接搬入＋集団回収） 1 人 1 日平均排出量（g/人・日）	911.1	895.5	870.8

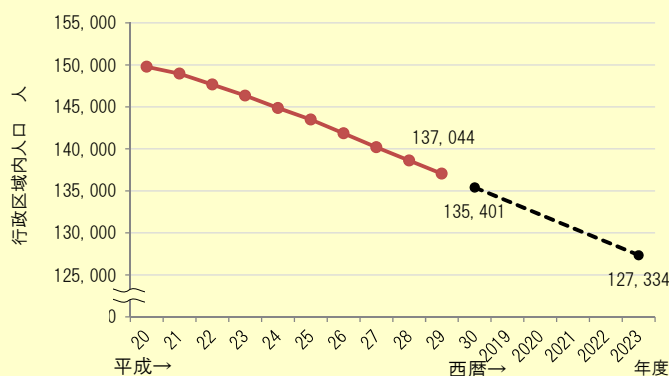
2 ごみ発生総量の将来見込み(単純推計)

これまでの排出量の実績をもとに将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

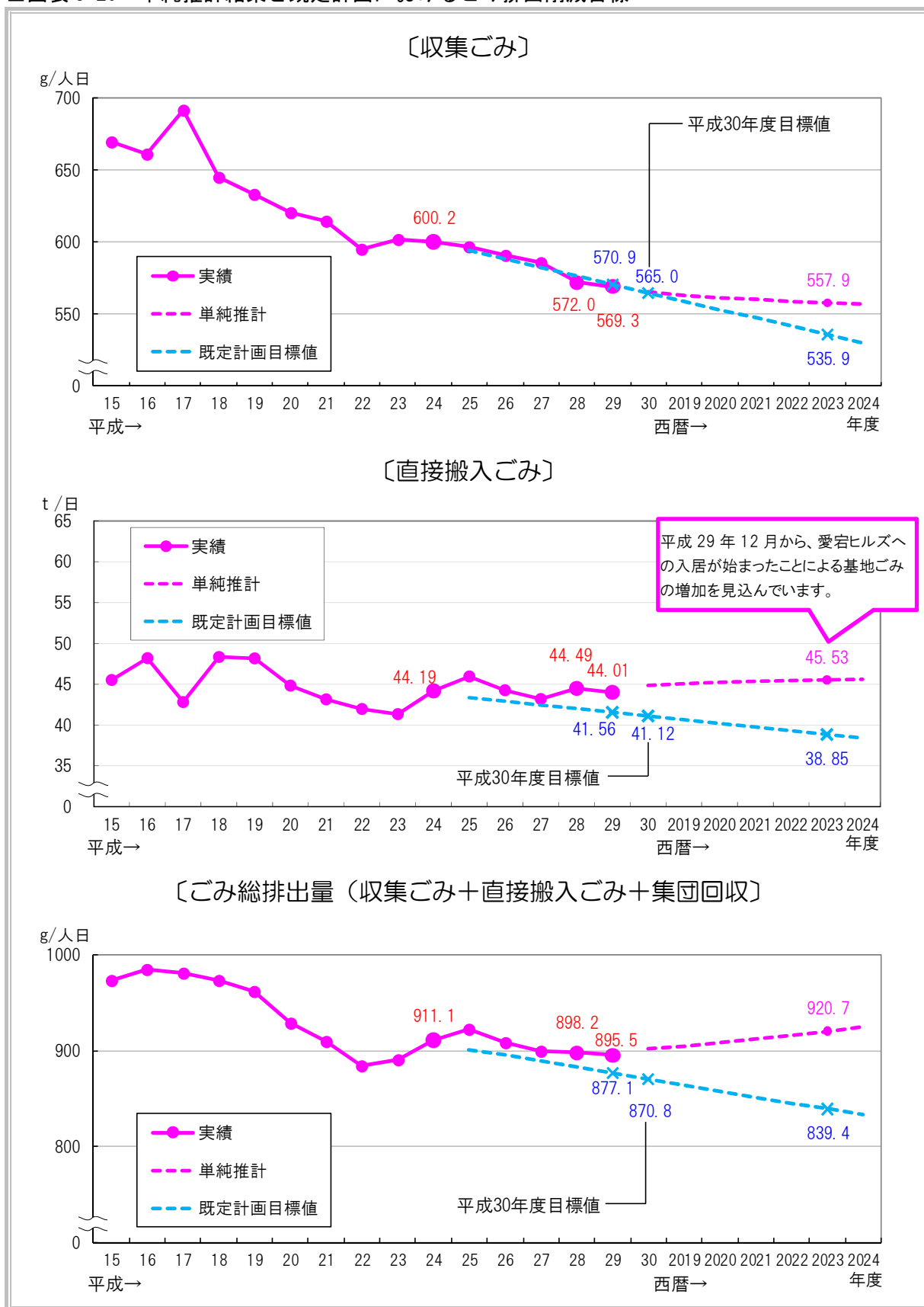
◆行政区域内人口の将来見込みについて

本市の行政区域内人口は減少傾向が継続しており、平成 29 年度は 137,044 人でした。

将来の行政区域内人口も減少すると見込んでいます。



■図表 3-20 単純推計結果と既定計画におけるごみ排出削減目標



単純推計とは

過去の実績の変動を踏まえ、基本とする実績値年度の値をもとに適切な方法により推計したもので、新たな施策や取り組みを実施せずに現状の傾向のまま推移した場合の予測値です。

3 数値目標

既定計画では、基地ごみを含めた量を前提として目標値を設定していましたが、平成 29 年 12 月から愛宕ヒルズへの入居が始まったことにより、基地ごみは急増しており、今後も更なる増加が見込まれます。

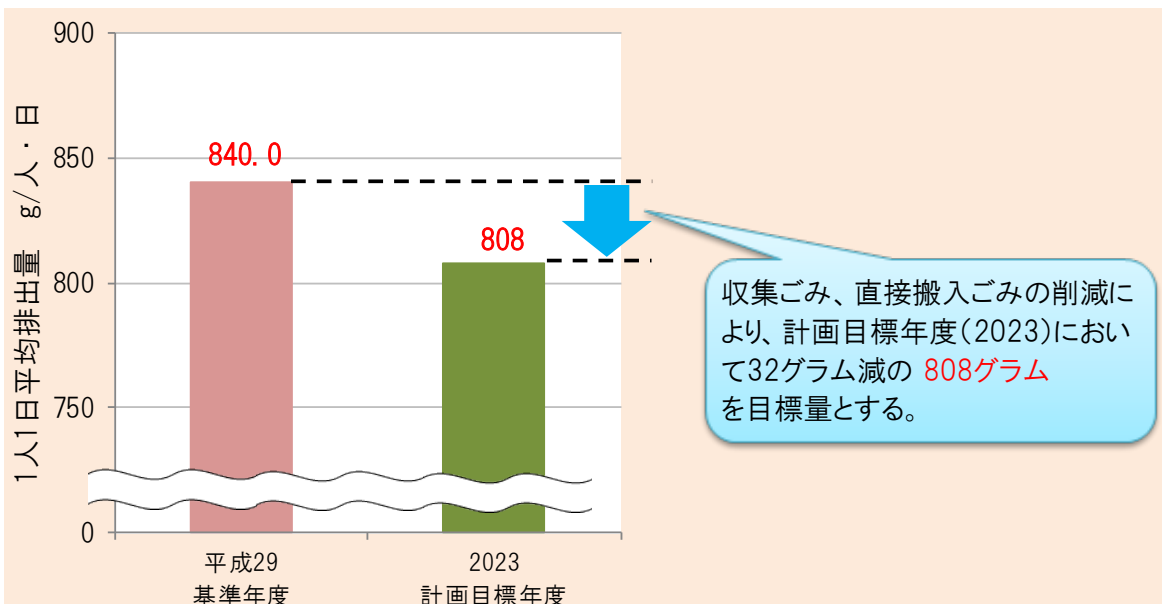
本計画では、市民・事業者に対する目標を示すため、発生・排出削減目標については基地ごみを除いた目標値を示します。

(1) 発生・排出削減目標

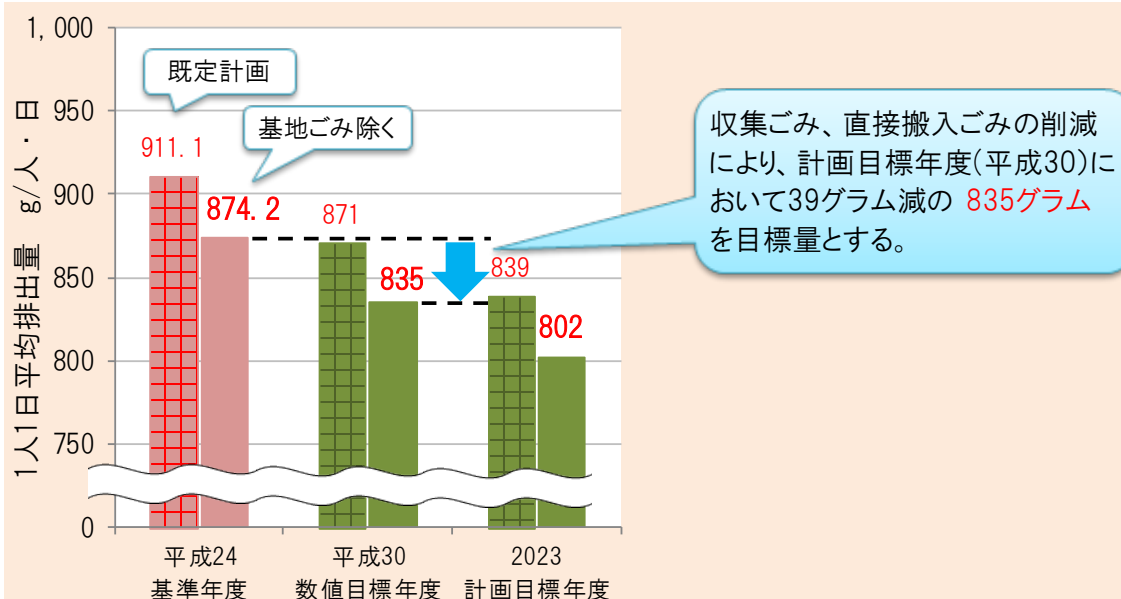
本計画におけるごみ発生・排出削減目標は、焼却ごみを対象にするものとし、平成 29 年度に 840 グラムであった 1 人 1 日平均ごみ総排出量を、2023 年度において 32 グラム減の 808 グラムにすることとします。

■図表 3-21 ごみ発生・排出削減目標

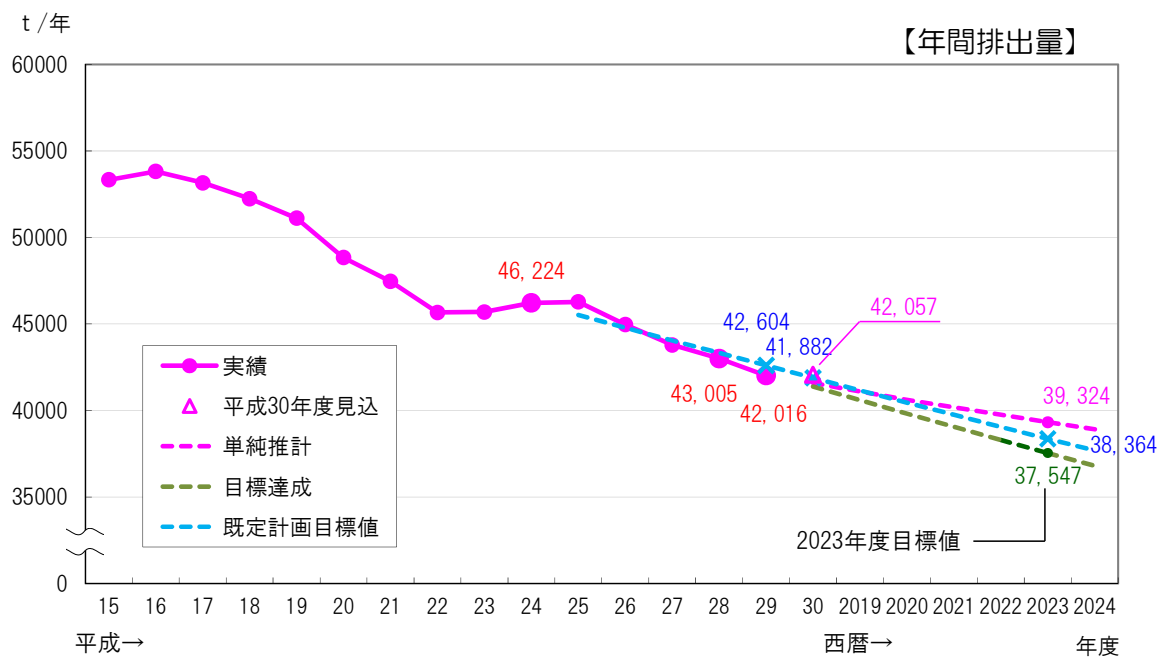
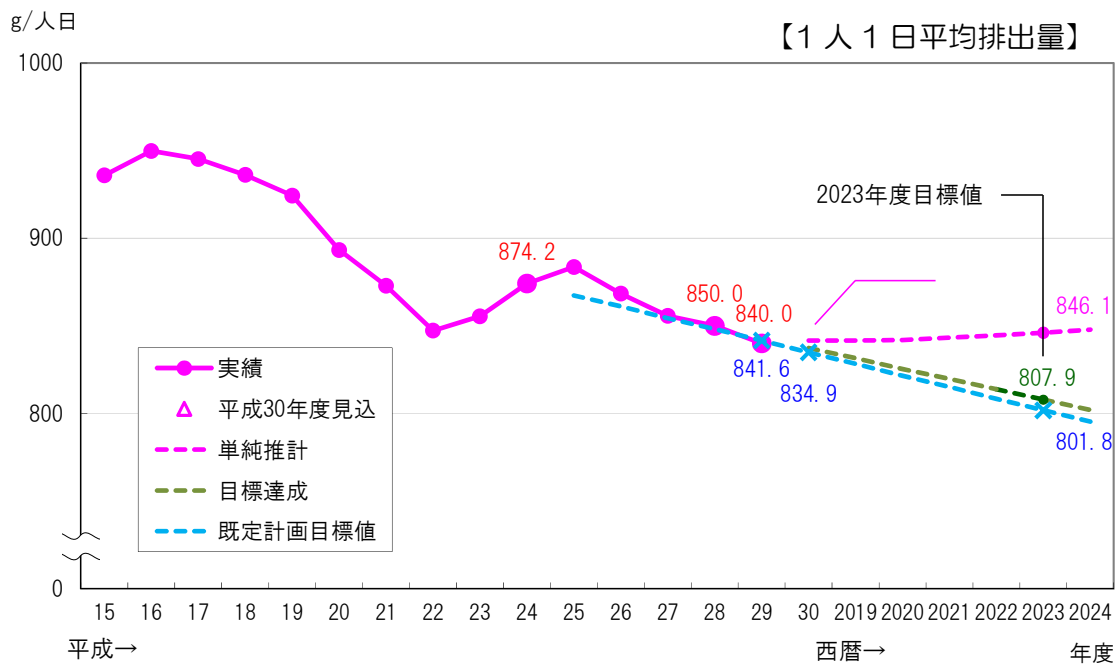
◆ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収）の発生・排出削減目標値



◆既定計画



◆ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収）の将来見込み



① 収集ごみの対象品目と削減量等

収集ごみの発生・排出削減目標値は、焼却ごみやプラスチック類、金属類及び破碎ごみの組成調査結果をもとに設定しました。

ごみの組成調査結果から、焼却ごみには『もったいない』という意識を持って生活することや分別の徹底により、削減や再資源化が可能なものが含まれていることがわかりました。

そこで、本計画では、焼却ごみに含まれるもののうち削減が可能なものを発生・排出削減対象品目として、再資源化が可能なものを再資源化対象品目として分類し、具体的な削減方法を示して目標量を設定するものとししました。

これらのごみを対象に、平成 29 年度に 569.3 グラムであった収集ごみの 1 人 1 日平均排出量を 2023 年度において 33 グラム減の 536 グラムにすることとします。

対象品目

・発生・排出削減

ごみ発生・排出削減目標を達成するためには、「ムダなものを買わない」、「ものを大事にし、長く使用する」ことが重要となります。

ここでは、分かりやすい目標を設定するため、焼却ごみに含まれている削減可能な品目のうち、次の 2 品目を対象としました。

『手付かず食品』

ムダなものを買わない、食事はちょうどよい量を作るなどを心がけることで、削減することが可能です。

『調理くず』

調理くずは、大根の皮をきんぴらに調理するなどのエコクッキング及び生ごみ処理機器等で処理するなどで、削減することが可能です。

・再資源化(分別徹底による資源化の促進)

焼却ごみに含まれている古紙類等について、資源品として分別するか、あるいは地域の回収に出す等により再資源化を進めることができます。ここでは、資源品として位置づけられている以下の 7 品目を対象としました。

『紙パック』 『段ボール』 『雑誌』 『新聞・広告』 『雑がみ』 『容器包装紙類』

紙パック等の古紙類は、資源品として分別収集しています。よって、焼却ごみに排出されているこれらの品目は、分別徹底することで再資源化が可能です。

具体的には、資源品として分別するか、地域の資源回収、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化できます。

『容器包装プラスチック類』

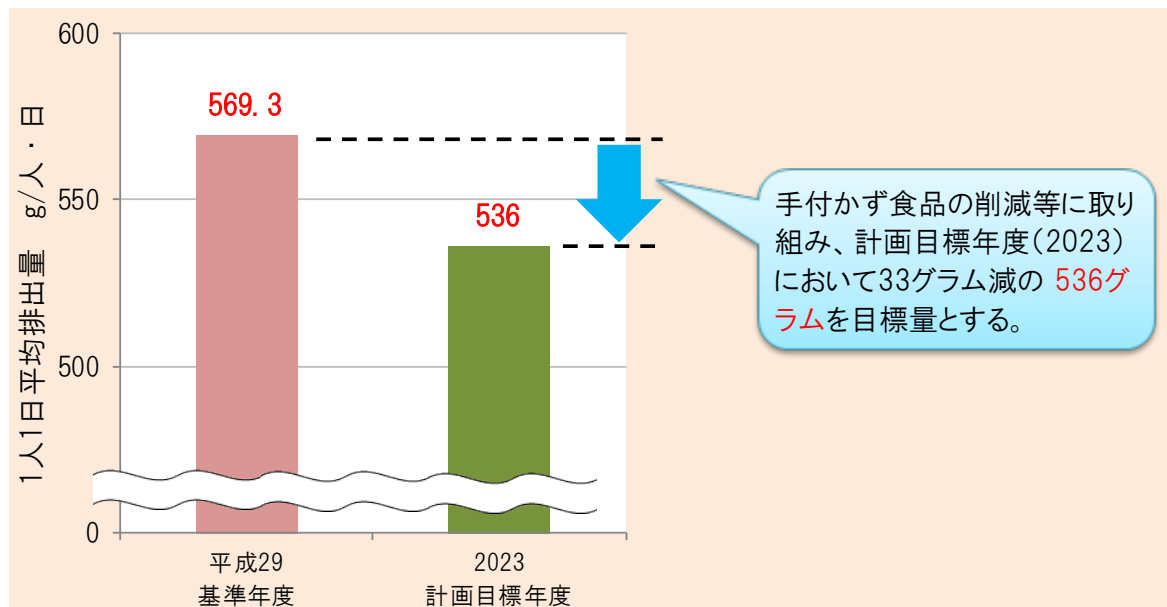
容器包装プラスチック類は、プラスチック類として分別収集しています。紙類と同様に分別徹底することで再資源化できます。

※分別徹底による資源品の増加に関しては、ごみ排出量は変化しないため、ごみ発生・排出削減目標値への影響はありませんが、リサイクル率アップには寄与します。

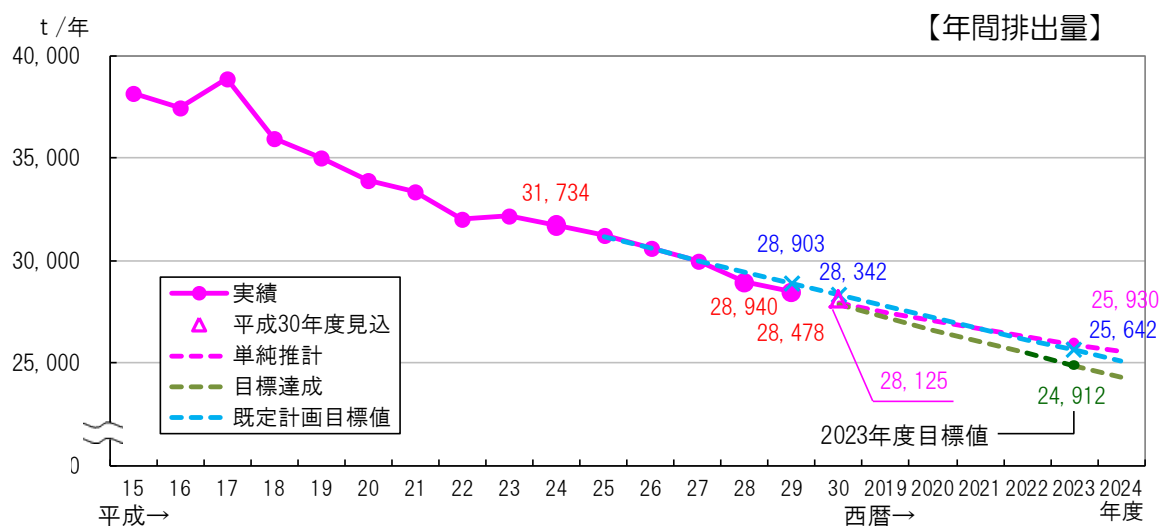
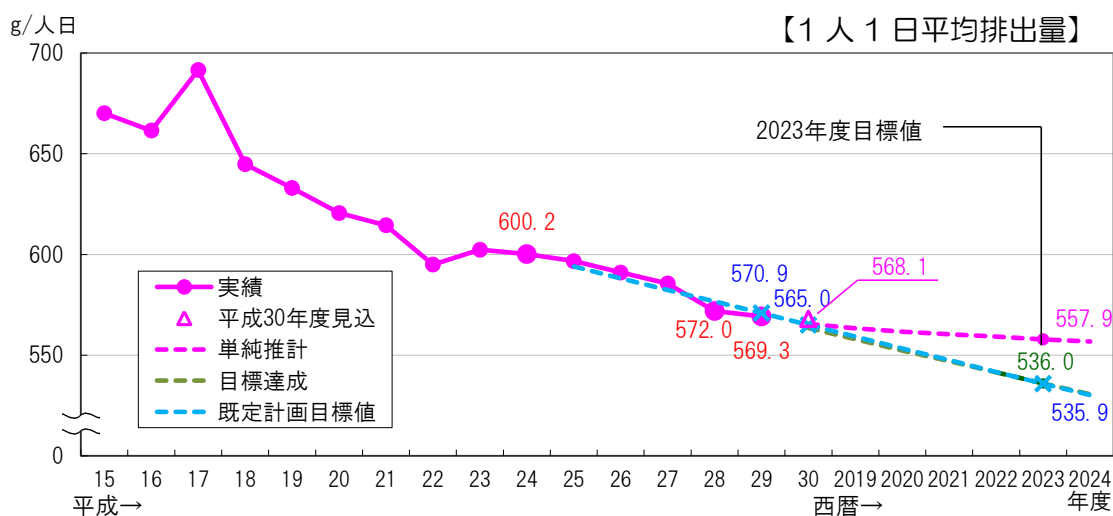
目標量

■図表 3-22 収集ごみの発生・排出削減目標

◆収集ごみの発生・排出削減目標値



◆収集ごみの将来見込み



② 直接搬入ごみの対象品目と削減量等

事業系ごみが大部分を占める直接搬入ごみの発生・排出削減目標値は、焼却ごみを対象に設定しました。特に、許可業者搬入ごみは、多量に排出する事業者のごみも含まれており、OA紙やちゅう芥類、古紙類などが排出されています。よって、これらを対象としました。

これらのごみを対象に、平成 29 年度に 36.39 トンであった直接搬入ごみの 1 日平均排出量を 2023 年度において約 2.5 トン減の 33.95 トンにすることとします。

対象品目

・発生・排出削減

『OA紙』 『ちゅう芥類』

OA紙やちゅう芥類は、事業者自らの取り組みにより削減可能です。OA紙は本市が推進する機密文書のリサイクルに取り組むことで、ごみとして出さずに済みます。

また、ちゅう芥類は、たい肥化したり売れ残りが出ないように仕入を行うことなどにより削減することが可能です。

・再資源化(分別徹底による資源化の促進)

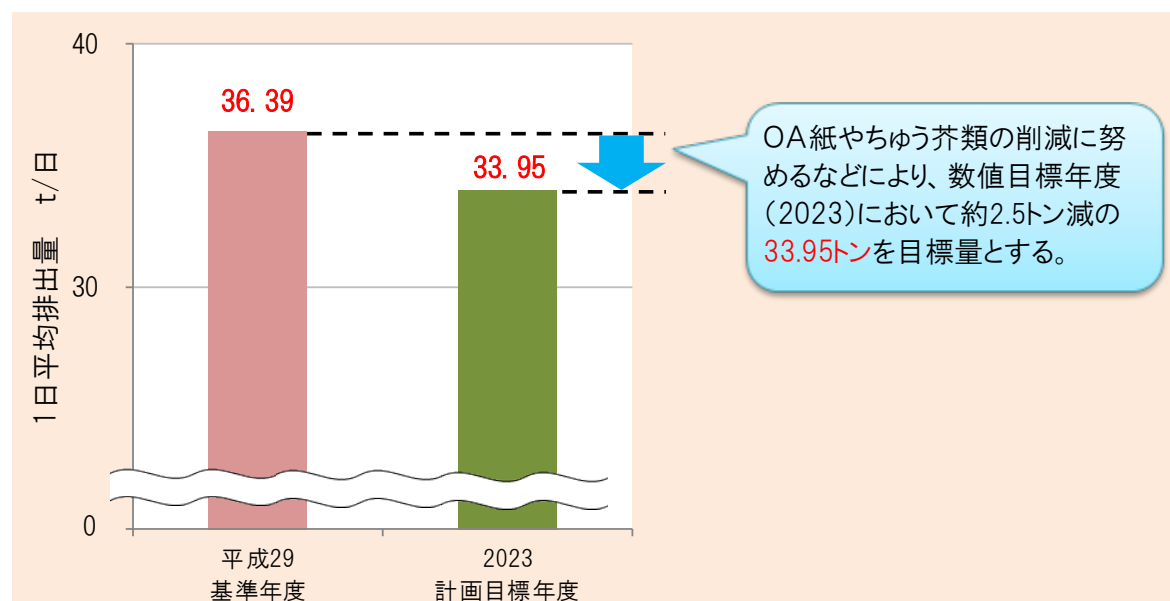
『古紙類』 『容器包装プラスチック類』

段ボール等の古紙類および容器包装プラスチック類は、分別することで再資源化できます。

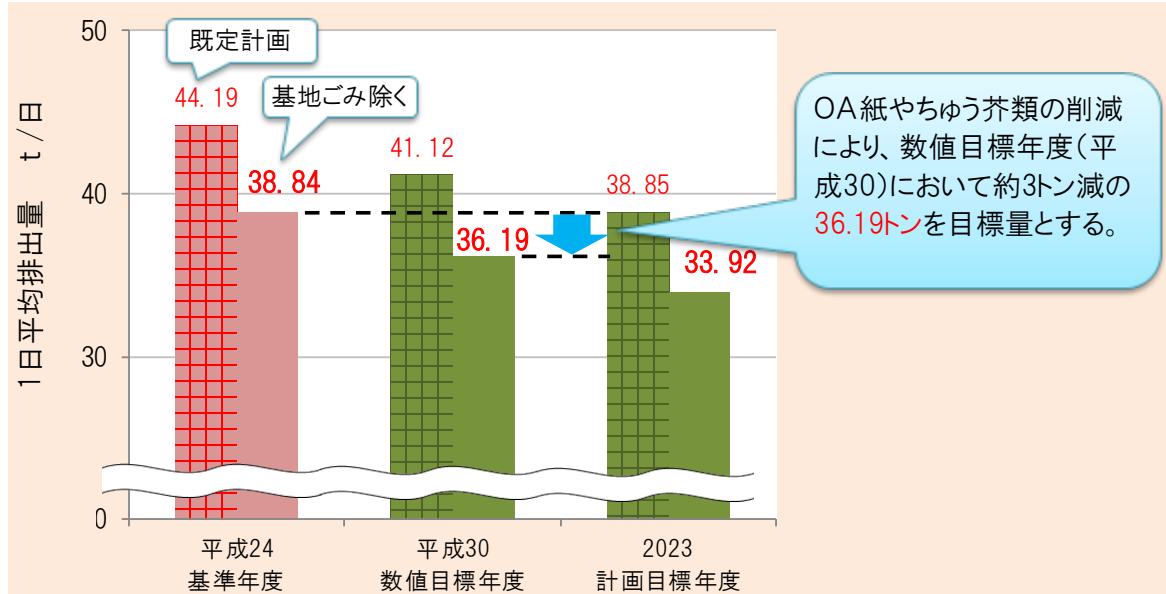
目標量

■図表 3-23 直接搬入ごみの発生・排出削減目標

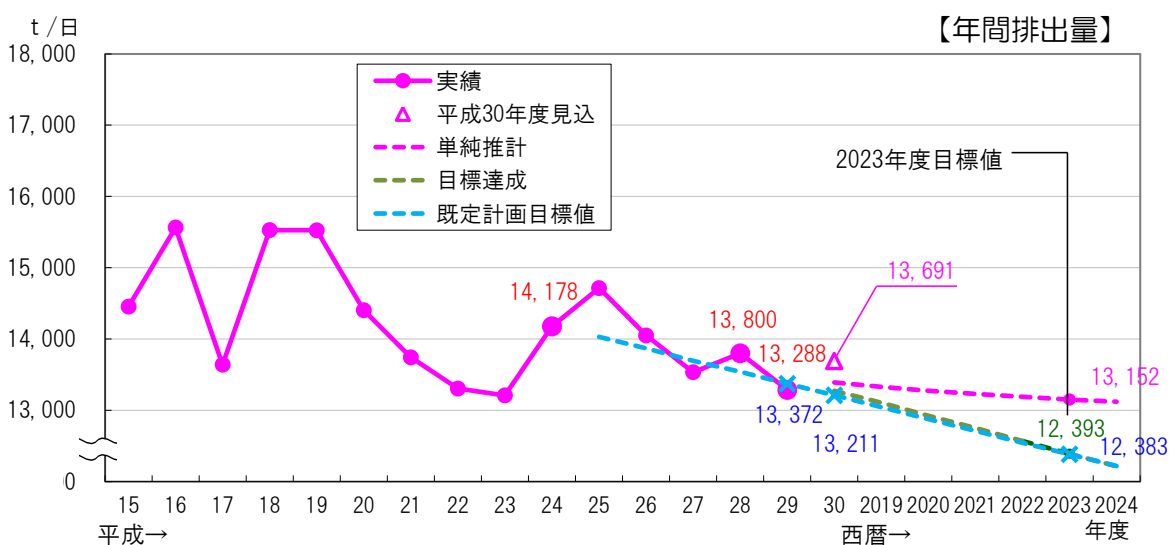
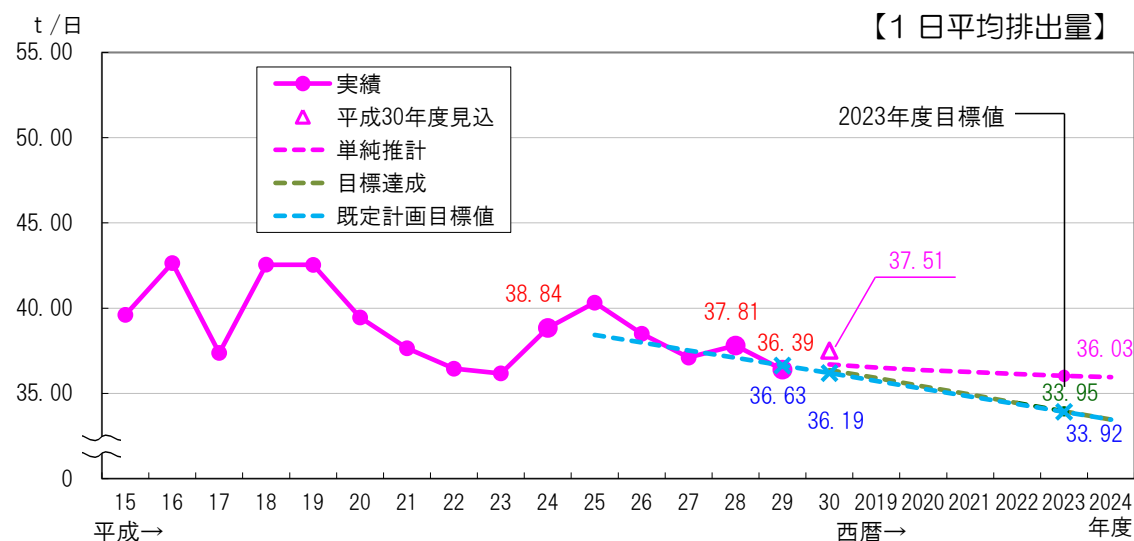
◆直接搬入ごみの発生・排出削減目標値



◆既定計画



◆直接搬入ごみの将来見込み

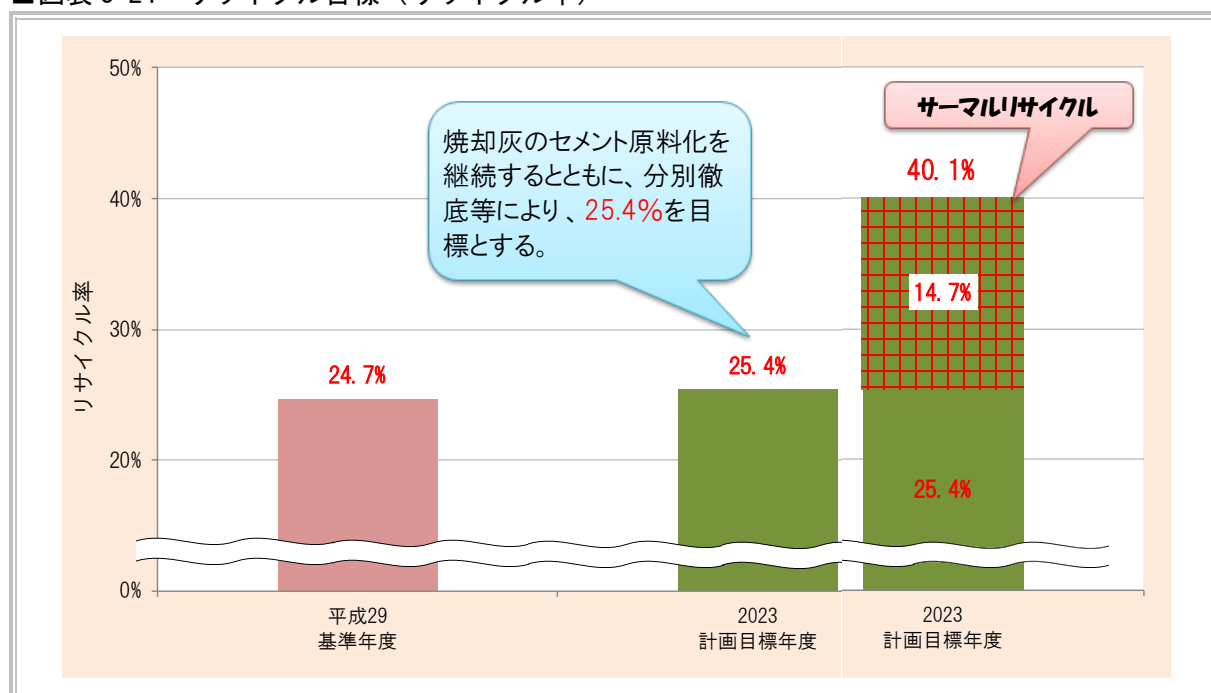


(2) リサイクル目標

リサイクル目標は、計画目標年度である 2023 年度においてリサイクル率を 25.4%に向上させることとします。

資源化量は、平成 29 年度の 11,000 トン程度から 2023 年度の 10,500 トン程度まで減少すると見込まれます。これは、新聞や雑誌といった古紙類の減少によるもので、この要因は、発行数の減少であると考えられます。ただし、リサイクル率は、リサイクルできないごみを削減することより上昇させることができ、基準年度である平成 29 年度のリサイクル率に対し、2023 年度において 0.7 ポイント増の 25.4%にすることとします。

■図表 3-24 リサイクル目標（リサイクル率）



参考 サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）による発電量（ごみ換算量）を含めた場合

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）では、発電によるサーマルリサイクルを行います。

この発電量をごみ量に換算し、資源化量に合計した場合のリサイクル率は 40.1%と試算されます。

サーマルリサイクルとは

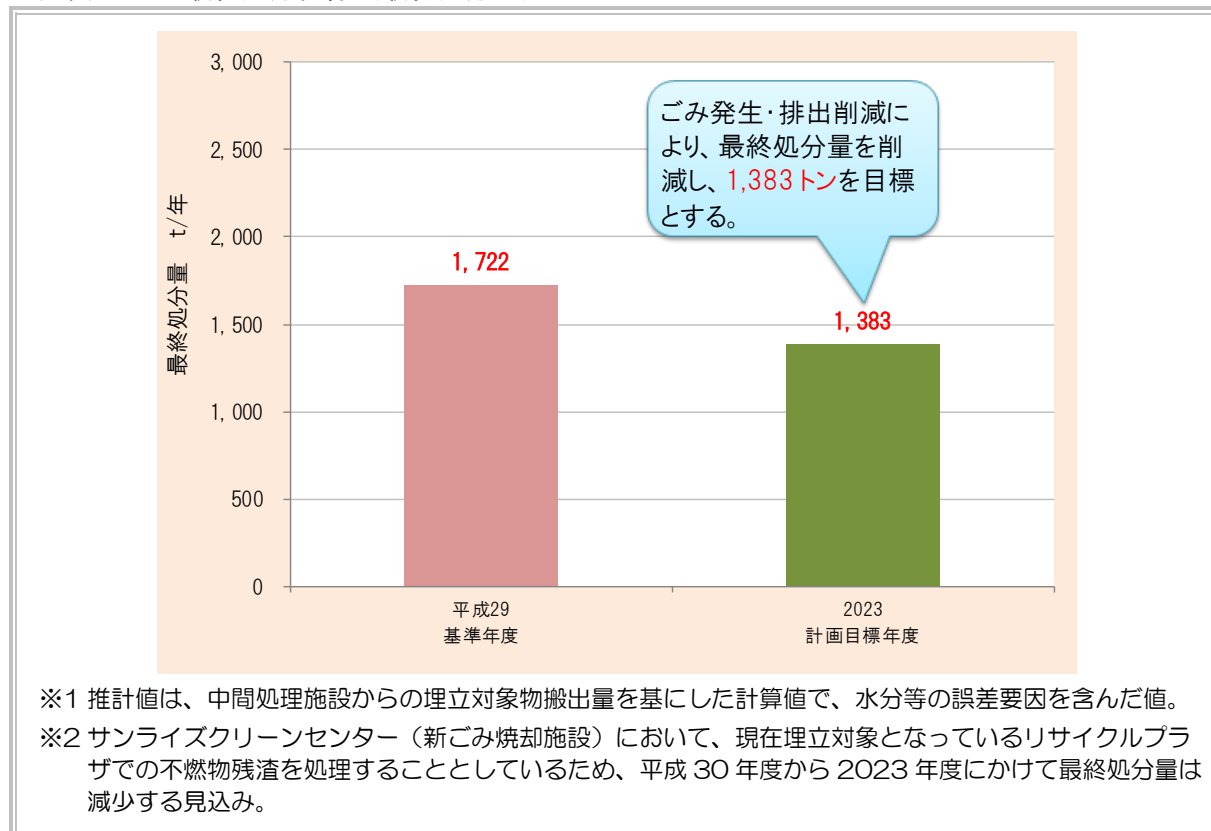
ごみを燃やした際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用することです。

(3) 最終処分目標

最終処分目標は、計画目標年度である 2023 年度において最終処分量を 1,383 トンにすることとします。

市民・事業者の発生・排出削減の取り組みを推進するとともに、これまで埋立対象としていた不燃物残渣の一部をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却することにより最終処分量の削減を図ります。

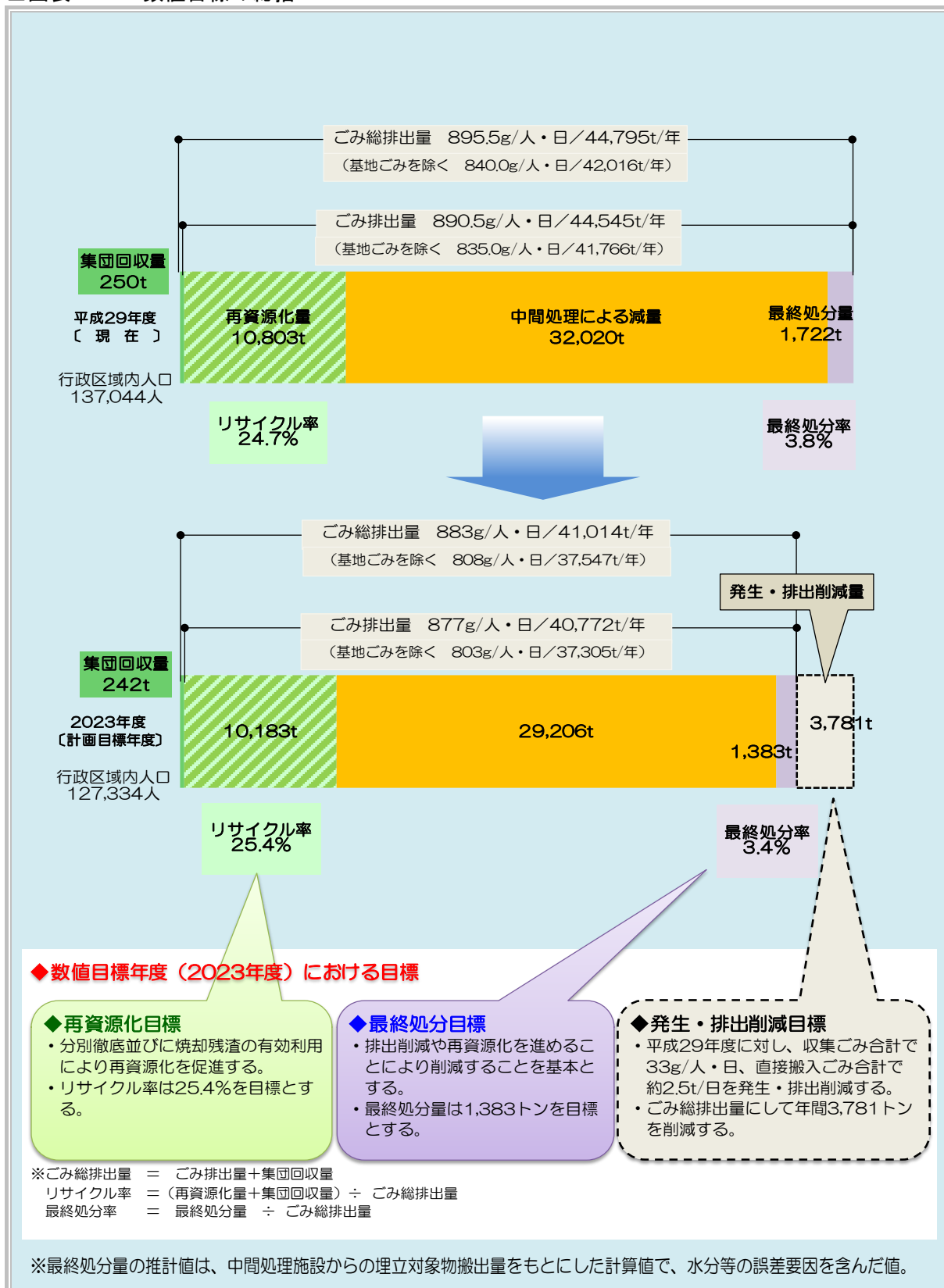
■図表 3-25 最終処分目標（最終処分量）



(4) 数値目標の総括

数値目標の総括を図表 3-26 に示します。

■図表 3-26 数値目標の総括



4 市民意識・事業者意識の向上に関する目標

循環型社会は、市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクル等の取り組みにより実現することができます。そのためには市民・事業者の意識向上や取り組みの実践が不可欠です。

平成30年8月に行ったアンケート調査結果では、既定計画策定時と比べて値を下げた項目が大半を占めていますが、ごみの分別に関しては、市民意識の向上が見られます。

本計画は、15年計画の仕上げとなる後期5ヵ年における計画であることから、市民・事業者の意識の向上等に関する目標値は既定計画を継承することとします。

■図表 3-27(1) 市民意識の向上に関する目標

項 目	選択肢	平成25 調査結果	既定計画 目標値	平成30 調査結果	本計画 目標値
① 「3R（スリーアール）」という言葉の認知度	知っている	43.0%	100%	45.2%	100%
② 循環型社会の認知度	知っている	39.0%	100%	37.8%	100%
③ 発生抑制(リデュース)に関する取組状況					
ア. 長く使える商品を選んで購入している。	選んで購入している	57.3%	80%	55.7%	80%
イ. 物を大切に使い、長期の使用に努めている。	努めている	97.2%	95%	94.6%	95%
ウ. 故障したとき、できるだけ修理して使っている。	修理して使っている	85.3%	90%	77.5%	90%
エ. 買い物の時、買い物袋を持参し、レジ袋や過剰な包装を断るようになっている。	行っている	88.7%	95%	83.5%	95%
オ. 買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようになっている。	選んでいる	25.3%	50%	21.8%	50%
カ. 一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などを行っている。	している	19.9%	30%	11.6%	30%
キ. 買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。	心がけている	83.1%	95%	82.6%	95%
ク. 生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。	行っている	81.7%	95%	79.4%	95%
ケ. 詰め替え可能な商品を選んで購入している。	選んで購入している	75.4%	80%	73.9%	80%
④ 再使用(リユース)に関する取組状況					
ア. リターナブルびん（ビールびん、牛乳びん等）など、再使用可能な商品を選んでいる。	選んでいる	22.3%	50%	21.6%	50%
イ. 知人や友人と不要品を譲りあっている。	譲りあっている	18.5%	30%	16.2%	30%
ウ. 不要品は、リサイクルショップやフリーマーケット等に持ち込んでいる。	持ち込んでいる	17.5%	30%	16.5%	30%
⑤ 再生利用(リサイクル)に関する取組状況					
ア. 再生資源を利用した商品など環境にやさしい商品を購入している。	購入している	33.1%	50%	26.9%	50%
イ. 生ごみをたい肥化するなど、自家処理を行っている。	行っている	23.3%	50%	22.4%	50%
⑥ その他の取組状況					
ア. リサイクルや環境美化活動など、地域の環境活動に参加している。	参加している	21.2%	30%	18.0%	30%
イ. 地域の学習会や講習会等に参加している。	参加している	5.9%	30%	6.5%	30%
⑦ 適正処理に関する取組状況					
ア. ごみの分け方はすべて分かる。 (だいたい分かる)	すべて分かる (だいたい分かる)	22.8% (70.7%)	100%	25.0% (69.2%)	100%
イ. ごみは10種20分別に分けて出している。	必ず分別して出している	91.1%	100%	94.2%	100%

※ 平成25年8月、平成30年8月に
実施した「アンケート調査」結果より

平成25調査より向上したもの：

平成25調査より低下したもの： 赤字

■図表 3-27(2) 事業者意識の向上に関する目標

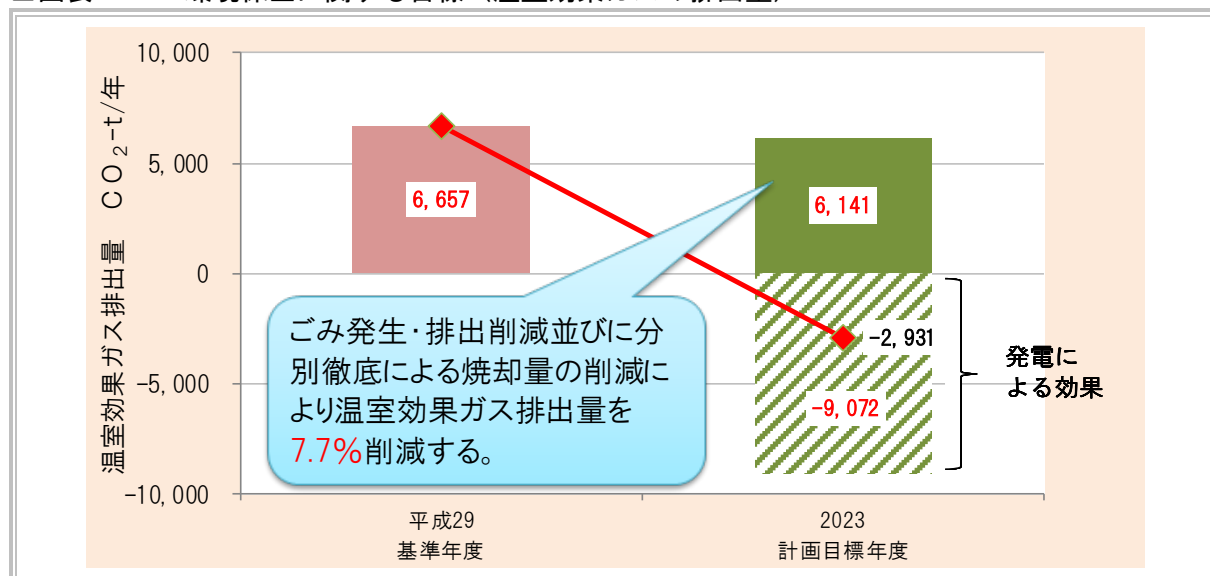
項 目	選択肢	平成25 調査結果	既定計画 目標値	平成30 調査結果	本計画 目標値
① 経営方針におけるごみ減量化・リサイクルの位置づけ					
ア. ISO14001を取得し、ごみ減量化・リサイクルを経営方針に位置付けている。	位置付けている	11.0%	30%	11.6%	30%
イ. ISO14001は取得していないが、環境憲章・行動計画の中に位置付けている。	位置付けている	13.3%	30%	9.7%	30%
② OA紙、新聞紙、ちゅう芥類（生ごみ）などのごみの減量対策の実施	実施している	61.5%	80%	57.2%	80%
③ 事業所でのごみ減量への取組					
ア. 使用済の裏紙の活用や、両面コピーをするなど紙を有効利用している。	有効利用している	83.1%	100%	76.7%	100%
イ. OA紙、ピン、缶などの分別により、リサイクルを行っている。	リサイクルを行っている	65.0%	80%	53.5%	80%
ウ. 納品業者等に包装の簡易化を依頼している。	依頼している	16.9%	30%	7.4%	30%
エ. ごみ減量のための施策（マニュアル作成、専門部署の設置など）を実施している。	実施している	8.6%	30%	4.2%	30%
オ. 引き取りが可能なごみは、納入業者等に引き渡している。	引き渡している	53.4%	80%	42.8%	80%
カ. 自社内にたい肥化装置を設置している。	設置している	6.5%	30%	5.4%	30%
④ ごみ処理費用の把握	把握している	83.7%	90%	80.2%	90%
※ 平成25年8月、平成30年8月に実施した「アンケート調査」結果より		平成25調査より向上したもの： 平成25調査より低下したもの： 赤字			

5 環境保全に関する目標

環境保全に関する目標は、計画目標年度である 2023 年度において焼却に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を 7.7%削減し、6,141 トンにすることとします。

市民・事業者のごみ発生・排出削減の協力を得て、焼却対象ごみの削減を図ることで、平成 29 年度の温室効果ガス排出量に対し、数値目標年度である 2023 年度は 500 トン程度の削減を見込みます。

■図表 3-28 環境保全に関する目標（温室効果ガスの排出量）



※ 焼却に伴う温室効果ガス（CO₂）の排出量と発電による効果の概略試算

焼却に伴う温室効果ガス（CO₂）排出量の算出は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（平成 25 年 5 月 環境省、経済産業省）（以下「算定マニュアル」という。）に示される方法で行いました。

焼却ごみ中のプラスチック類や合成繊維の割合は、試験結果や算定マニュアルを参考に各々 4.5%、2.8%としました。排出係数は、プラスチック類 2.77t-CO₂/ごみ t、合成繊維 2.29t-CO₂/ごみ t であり、2023 年度の排出量は、これらにより年間 6,141 t-CO₂と試算されます。

温室効果ガス排出量＝焼却量(t/年)×乾きごみベース排出割合(%)×排出係数(t-CO₂/t)

焼却量（2023 年度見込み）＝32,534 t/年

温室効果ガス排出係数 プラスチック類＝2.77t-CO₂/t

合成繊維＝2.29 t-CO₂/t

焼却による排出量 プラスチック類＝32,534t/年×4.5%×2.77t-CO₂/t＝4,055t-CO₂/年

合成繊維＝32,534t/年×2.8%×2.29t-CO₂/t＝2,086t-CO₂/年

合 計＝6,141t-CO₂/年

また、発電による効果は、発電電力量を年間 13,400,000kWh とし、これを CO₂換算すると 9,000 t-CO₂/年程度となります。

削減効果量（電力会社の排出量）＝電力量(kWh)×0.000677 t-CO₂/kWh
＝9,072t-CO₂/年

なお、ごみ処理に係る温室効果ガス（CO₂）の排出は、焼却に伴う排出のほか、収集・運搬や焼却・選別処理等、最終処分において使用する電気、燃料、水道に関するものがあります。

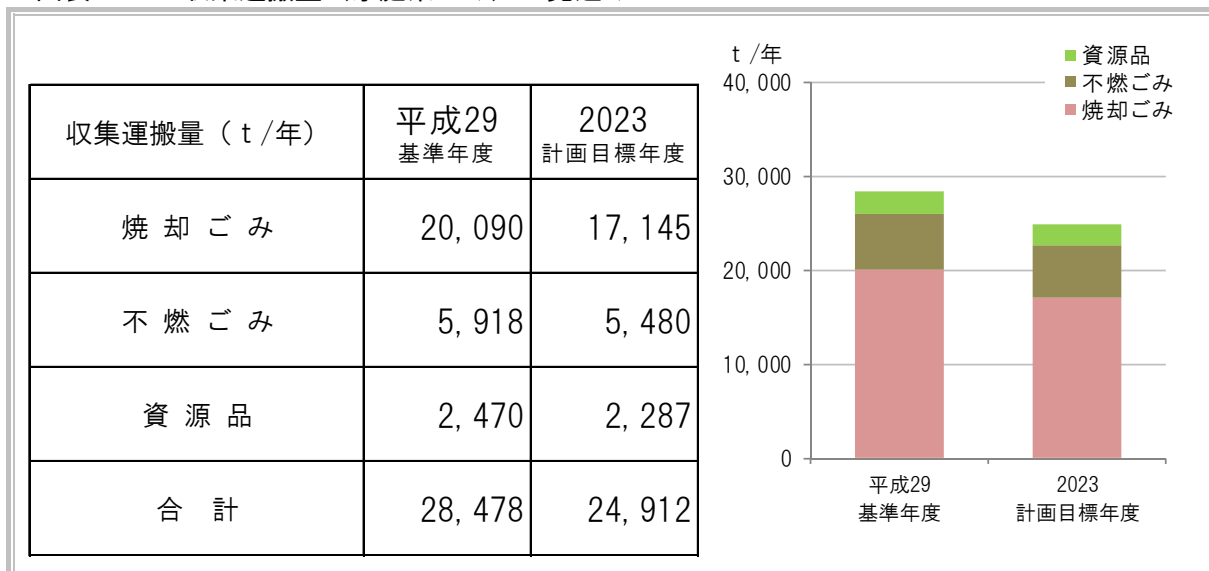
6 適正処理に向けた処理処分量

(1) 収集運搬量(家庭系ごみ)

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施により削減され、2023 年度に約 25,000 トンと見込みます。

収集運搬量の見込みを図表 3-29 に示します。

■図表 3-29 収集運搬量（家庭系ごみ）の見込み

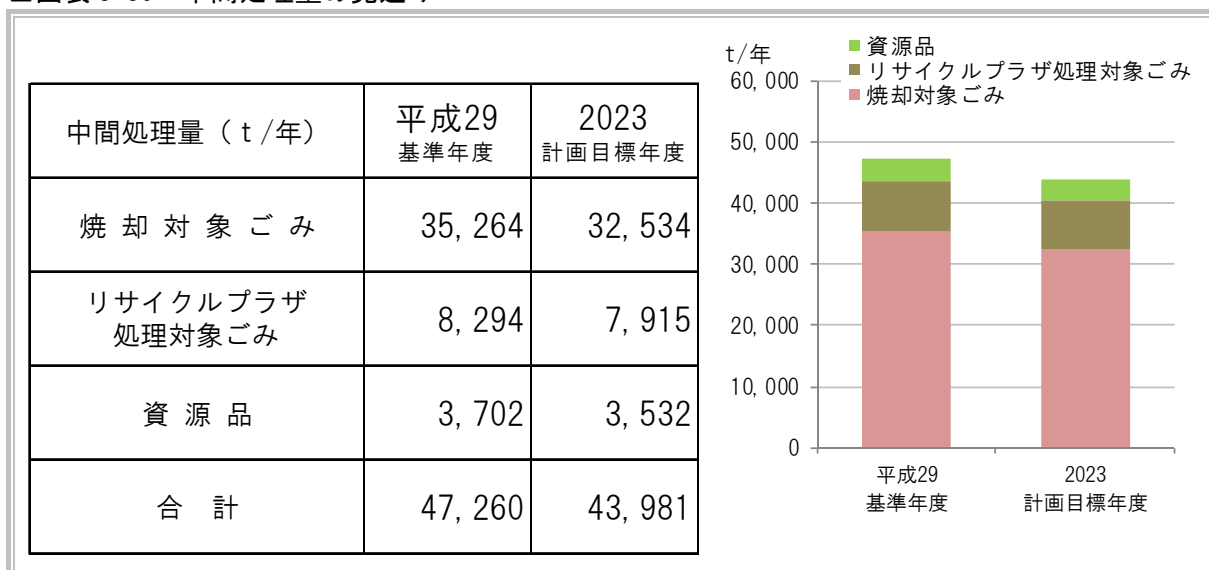


(2) 中間処理量

中間処理量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施により削減され、2023 年度に約 44,000 トンと見込みます。

中間処理量の見込みを図表 3-30 に示します。

■図表 3-30 中間処理量の見込み

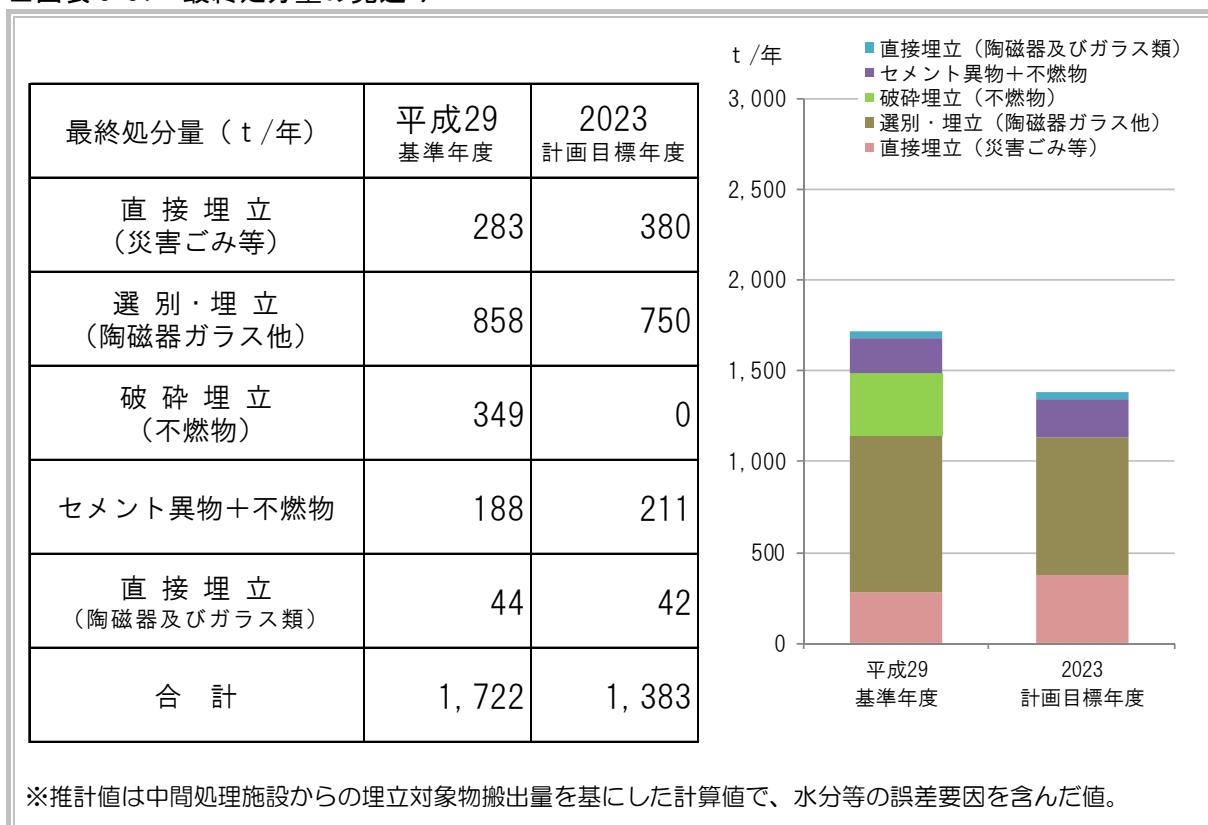


(3) 最終処分量

最終処分量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施等により削減され、2023 年度に約 1,400 トンと見込みます。

最終処分量の見込みを図表 3-31 に示します。

■図表 3-31 最終処分量の見込み



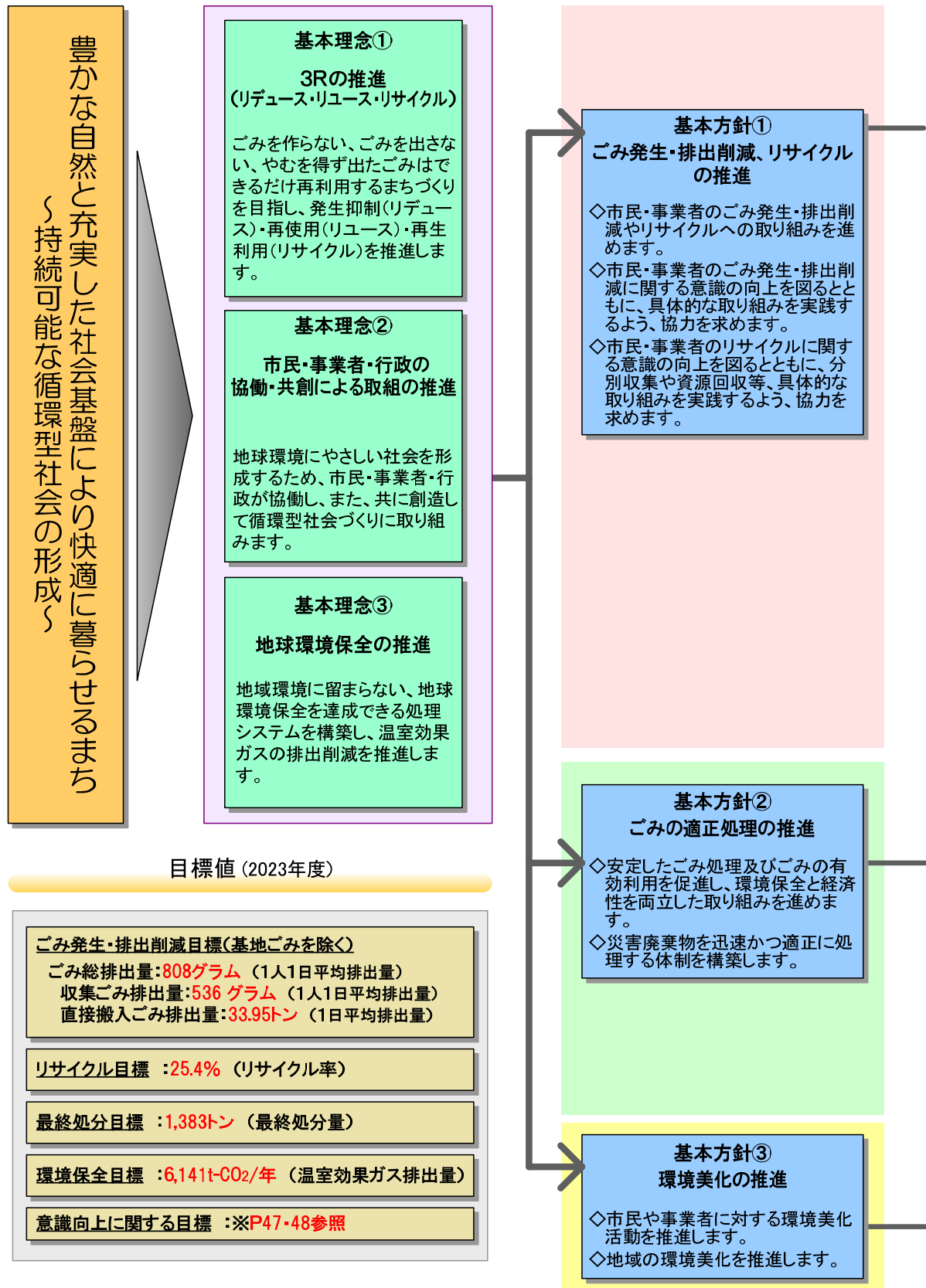
第5節

計画の体系

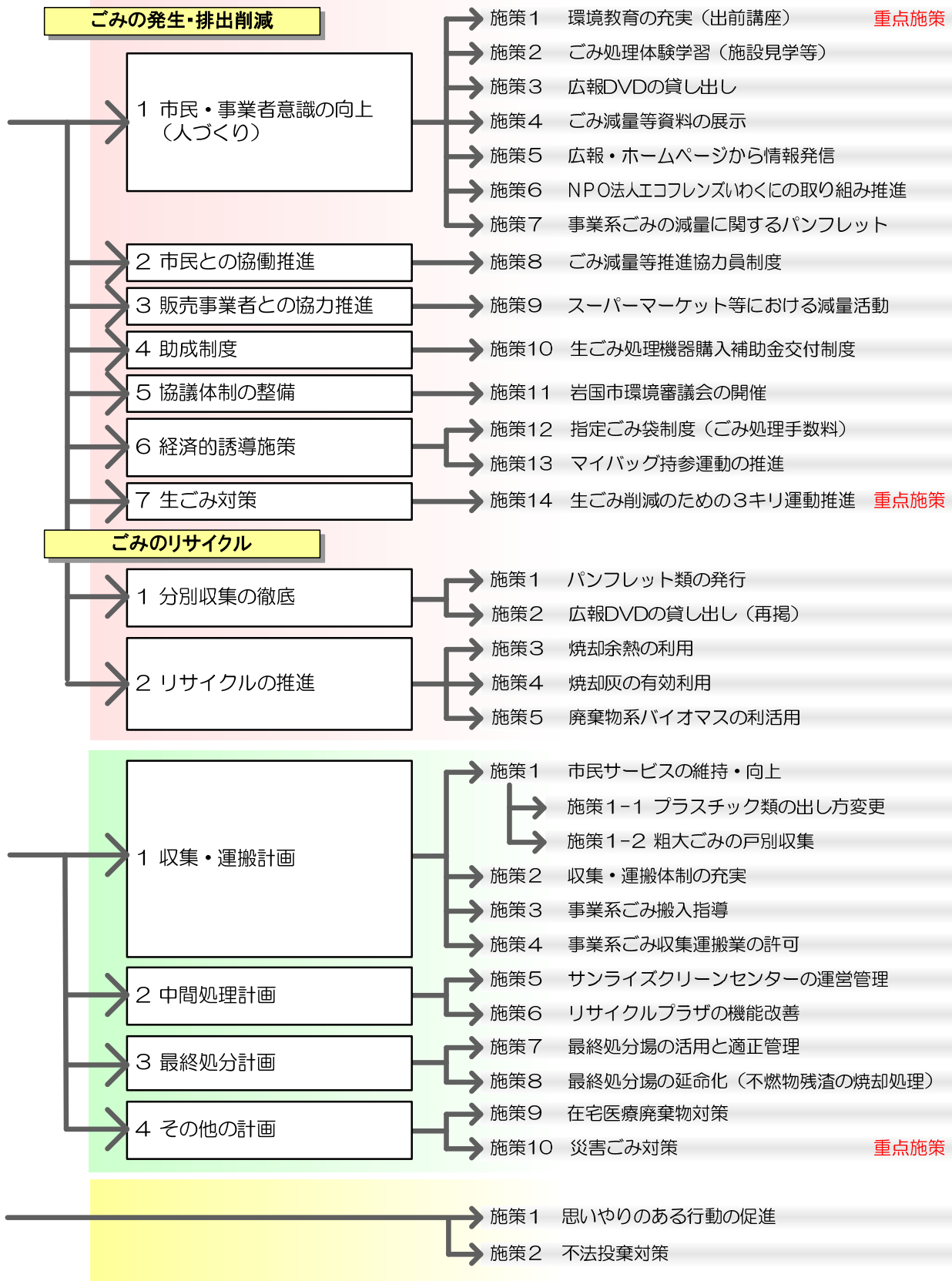
目標とする姿

基本理念

基本方針



具体的な取り組み・施策



第 6 節

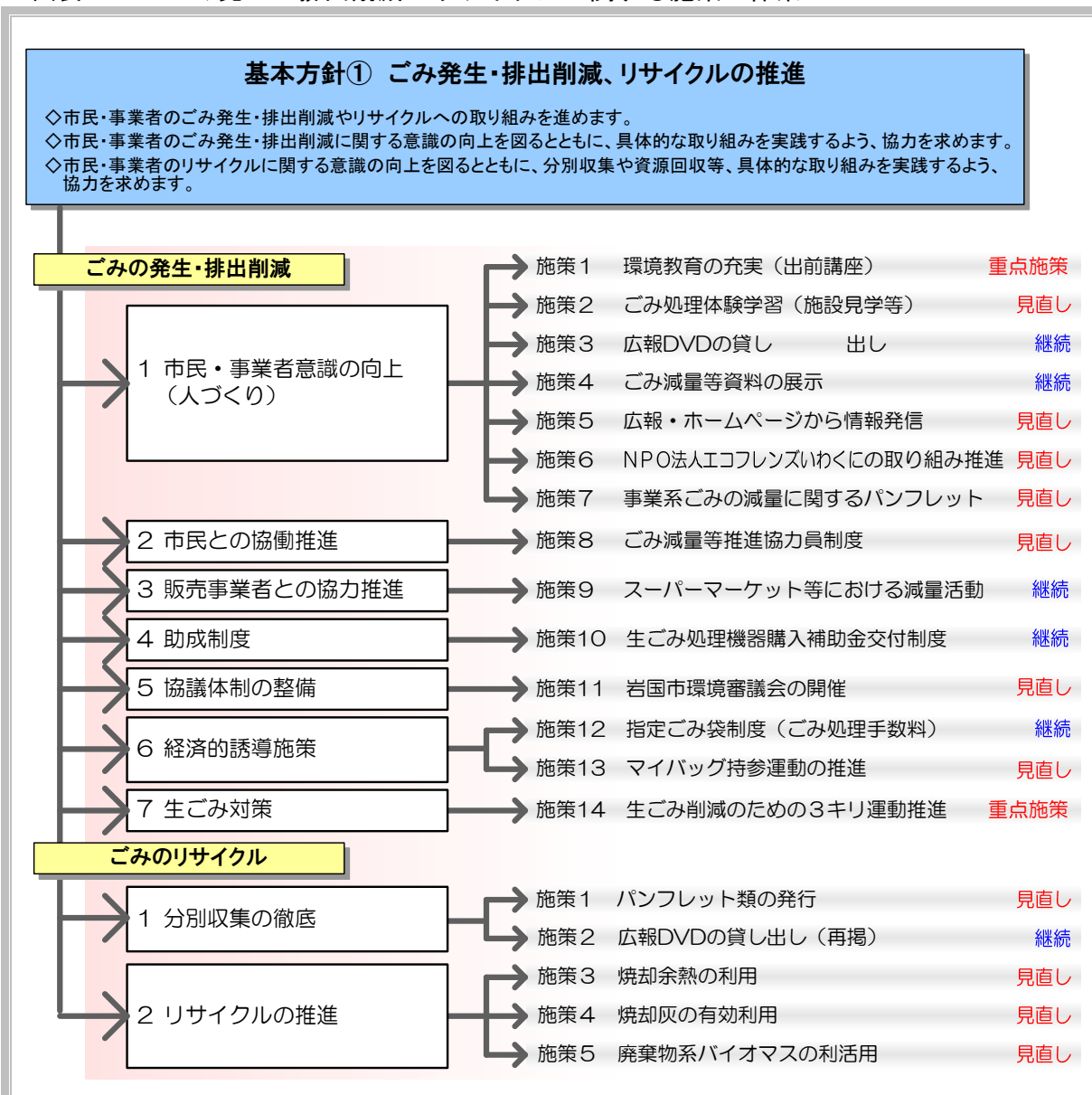
ごみ発生・排出削減・リサイクルの推進〔基本方針1〕

ごみ発生・排出削減・リサイクル施策の方針と施策体系

●施策の方針

- ごみ発生・排出削減、リサイクルを進めるためには、意識啓発を行い、実際にごみ減量やリサイクル等へ取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。
- ごみ発生・排出削減の推進に関する施策は、市民自らが取り組みを行うよう意識の向上を図る「人づくり」や、取り組みを実践しやすい環境を整える「システムづくり」を基本に展開していくものとします。
- リサイクルの推進に関する施策は、分別収集の徹底及び本市の施設におけるリサイクルの推進を基本に展開していくものとします。

■図表 3-32 ごみ発生・排出削減・リサイクルに関する施策の体系



既定計画における施策との比較

施策名	既定計画における施策の概要	今後の方針
ごみ発生・排出削減計画		
①環境教育の充実 (出前講座)	広報いわくになどで積極的にPRをすることで講座の申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図る。また、講座参加者を対象にアンケート調査や追跡調査を行うことで、講座の効果の把握や内容の充実を図る。	【重点施策として見直し】 学校、自治会等への案内の実施 他団体との連携 アンケート調査において高い評価を受けているごみ処理施設見学や職場体験の効果を反映
②ごみ処理体験学習 (施設見学等)	施設見学を通じて市民に実際のごみ処理を体験してもらい、自分たちの出したごみがどのように処理され再資源化されているか、及びごみの減量・分別排出の意義などについての認知度向上を図る。また、見学者を対象にアンケート調査や追跡調査を行うことで、見学等の効果の把握や環境学習施策の充実を図る。	【見直し】 施策 1 同様
③広報 DVD の貸し出し	図書館での貸し出しを実施し、広報いわくになどで積極的にPRをすることで貸し出しの利用件数を増やす。また、貸し出し先にアンケートを行う等の追跡調査を行うことで、視聴効果の把握・新しい教材の内容の充実を図る。	【継続】 広報いわくにや本市ホームページでの貸し出し制度及び視聴のPR
④ごみ減量等資料の展示	引き続きイベントでの情報展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図る。また、より多くの市民に展示情報を見てもらうため、岩国環境フェスタ以外のイベントにおいても情報の展示を行う。	【継続】 環境フェスタのチラシの配布先を検討
⑤広報・ホームページから情報発信	広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図る。	【見直し】 内容が分かりやすい見出し アクセスしやすい工夫
⑥NPO 法人エコフレンズいわくにの取り組み推進	平成 30 年度までに来館者数 20%増させることを目標に、引き続き NPO 法人エコフレンズいわくにへの支援を行い、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進する。	【見直し】 イベント参加者にアンケートを実施 イベント時にチャーターバスの運行を検討
⑦事業系ごみの減量に関するパンフレット	これまでの事業者向けパンフレットの内容を現在の社会状況に合った内容に見直し、事業者への配布も行う。また、大規模事業者に対して、本市が資源化率等の目標値を設定して提示し、目標の達成に向けて取り組みを行ってもらうことでごみの減量等を推進する。	【見直し】 排出量の多い事業者へは、担当者が訪問
⑧ごみ減量等推進協力員制度	引き続き協力員を中心とした地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続する。また、協力員へのヒアリングによって地域での取り組みの中における問題点の抽出や整理を行うとともに、協力員を対象にしたごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行い、地域での指導や取り組みの方向性について統一を図る。	【見直し】 サンライズクリーンセンターの本稼働による分別ルールの見直しに伴い、協力員向けマニュアルも見直し

施策名	既定計画における施策の概要	今後の方針
⑨スーパーマーケット等における減量活動	今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進する。また、協力店舗が増えるよう引き続き協力依頼を行う。	【継続】 本計画においても継続実施
⑩生ごみ処理機器購入補助金交付制度	年間補助基数 200 基以上を目標として、購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図る。また、処理機器購入後5年以上経過した場合にも再度交付対象となることについても PR する。 さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法を本市ホームページや広報いわくに等で紹介することにより、処理機器やたい肥の利用促進を図る。	【継続】 本計画においても継続実施
⑪岩国市環境審議会の開催	効果的な廃棄物行政を行うため、本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、引き続き環境審議会を通じて市民の意見を募る。	【見直し】 傍聴者を増加させる工夫
⑫指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）	今後も指定ごみ袋制度を継続し、制度の意義や効果について啓発を進める。また、ごみ処理手数料に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討する。	【継続】 本計画においても継続実施 処理施設への搬入手数料の設定に関する検討項目を追加
⑬マイバッグ持参運動の推進	主要な販売店では既にレジ袋有料化が開始されていることから、レジ袋減量を更に促進する施策展開としてマイバッグ持参運動などの取り組み推進を図る。また、レジ袋有料化に関し、引き続き販売店への協力要請を行う。	【見直し】 環境イベント等でマイバッグの啓発と配布 小売店などにおける国の施策について周知・徹底
⑭生ごみ削減のための3キリ運動推進 【新規施策】	既定計画では、ごみ発生・排出削減計画の施策 10 生ごみ処理機器購入補助金及びごみのリサイクル計画の施策 3 焼却余熱の利用において生ごみ削減について掲載。	【新規】 本計画において重点施策として追加
リサイクル計画		
①パンフレット類の発行	今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行う。また、環境やごみに関する時事問題などについてのパンフレット等の作成・配布を行い、啓発資料の充実を図る。	【見直し】 カレンダーとは別に分別方法の冊子（保存版）作成を検討 啓発チラシ等の配布方法の検討
②広報 DVD の貸し出し（再掲）	前述の内容と同様	【継続】
③焼却余熱の利用	水分の多いごみは、焼却処理において水分蒸発に熱が余計に使われ、有効利用できる熱量が少なくなる。 そのため、現施設及び新施設においても余熱を最大限有効利用できるように、引き続き分別徹底と併せて生ごみの水切りの重要性について啓発を図る。	【見直し】 余熱を最大限有効に利用できるよう、分別についての啓発 サンライズクリーンセンターの概要や発電等の余熱利用を PR

④焼却灰の有効利用	焼却灰の資源化率 95%以上の維持を目標に、現 有ごみ焼却施設、また、新ごみ焼却施設におい ても引き続き焼却灰をセメント原料として有効 利用する。	【見直し】 焼却灰の有効利用の状 況についてPR
⑤廃棄物系バイオマス の利活用	新ごみ焼却施設では、焼却処理の余熱を利用 した発電を行う計画としている。焼却ごみを燃 料とした発電を行うことで、焼却ごみに含ま れているバイオマスの利活用を行う。	【見直し】 継続的なバイオマス発 電が行えるよう、分別 についての啓発 サンライズクリーンセ ンターの概要や発電等 の余熱利用をPR

ごみの発生・排出削減に関する具体的な施策

1 市民・事業者意識の向上(人づくり)

施策1 環境教育の充実(出前講座)

重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境意識の向上のためには、幅広い年齢層を対象とした環境教育を行い、しっかりと環境意識を根付かせることが必要です。そのため、広報いわくになどで積極的にPRをすることで出前講座や生涯学習市民講座イカルスへの申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図っています。

平成25年度から平成29年度までの5年間の参加人数は、前回計画見直し前の5年間と同レベルであり、より一層参加人数を増やすことが課題です。

◆これまでの取り組み実績など

【出前環境講座】

- ・平成27年度：167人
- ・平成29年度：65人

【生涯学習市民講座 イカルス】

- ・平成25年度：10人
- ・平成27年度：28人
- ・平成28年度：10人
- ・平成29年度：23人

イカルスとは？

イカルスとは、「岩国市行政いろいろ情報提供 (Iwakuni City Administration Reference Utility Services)」の略で、市民が疑問に思うこと・学んでみたいことについての、学習の場を提供する講座です。

原則として岩国市内に居住、勤務または在学する5人以上のグループで、希望者が講座メニューの中から好みの講座を選び、申し込むことができます。

【施策の方向】

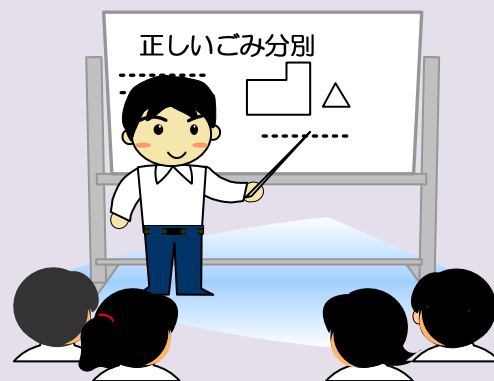
今後も継続して広報いわくに、本市ホームページなどで積極的にPRし、学校や自治会などに案内することで、講座の申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図ります。また、積極的に出前講座を実施している他団体との連携を図り、講座メニューの充実や講師のスキルアップを図ります。

今後具体的に行う施策

- ・積極的に出前講座を実施している「地球温暖化防止を考える会」との連携
- ・学校や自治会へ出前講座の案内を実施
- ・エコフレンズまつりや環境フェスタなどの人が集まるイベントで案内文を配布

◆出前講座のイメージ

- ・ 市民全般に環境意識を根付かせることが必要です。そのため、職員が学校や地域に出向き、教材等を用いてごみ減量等の取り組み方法等について分かりやすく説明します。
- ・ 地球温暖化防止を考える会などの他団体と連携し、幅広いメニューの出前講座を行います。



【市民・事業者の役割】

- 環境教育資料や出前講座を積極的に活用し、取り組みについて学び、実践しましょう。
- 事業者は社内研修等で講座を利用しましょう。

【行政の役割】

- 出前講座の活用について学校や自治会へ積極的にアプローチします。
- 他団体との連携により、講座メニューの充実、講師の育成を図るとともに、分かりやすく魅力的な教材や資料を作成します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
重点	案内の実施	実施				
重点	出前講座の開催	継続				
重点	他団体との連携	調査・計画	運用			

施策2

ごみ処理施設学習（施設見学等）

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理施設への施設見学や職場体験を積極的に受け入れ、施設見学では映像と職員による説明、設備見学（園児にはスライドショーによる紙芝居上映など）等を実施しています。また、施設見学者へアンケート調査を実施し、約90%の方々から「見学してよかった」、「理解できた」との回答がありました。

施設見学や職場体験は、ごみ減量等の取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくための工夫が必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【施設見学】 - 平成 25 年度：1,517 人 - 平成 26 年度：1,386 人 - 平成 27 年度：1,639 人 - 平成 28 年度：1,556 人 - 平成 29 年度：1,589 人	【職場体験】 - 平成 25 年度：9 人 - 平成 26 年度：3 人 - 平成 27 年度：4 人 - 平成 28 年度：6 人 - 平成 29 年度：9 人	【アンケート調査】	
		【見学してよかった】 - 平成 26 年度：87% - 平成 27 年度：93% - 平成 28 年度：94% - 平成 29 年度：88%	【説明がよく理解できた】 - 平成 26 年度：90% - 平成 27 年度：93% - 平成 28 年度：93% - 平成 29 年度：91%

【施策の方向】

施設見学を通じて市民に実際のごみ処理を疑似体験してもらい、自分たちの出したごみがどのように処理され再資源化されているかなど、ごみの減量・分別排出の意義についての認知度向上を図ります。また、見学者から高い評価を受けている施設見学、職場体験の効果を
出前講座等の環境学習施策へ反映できるよう検討します。

今後具体的に行う施策

- ・学校や自治会へ施設見学の案内を実施
- ・児童・生徒の長期休みの時期に合わせて、施設見学の際にエコフレンズいわくにが実施するリサイクル講座の体験などを企画
- ・見学・職場体験効果の把握のためのアンケート調査
- ・アンケート調査結果等の今後の環境学習施策への反映

【市民・事業者の役割】

- ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。
- 見学等で学習したことをもとに、ごみの減量や分別排出などに取り組みましょう。

【行政の役割】

- ゲーム要素を盛り込むなど楽しみながら学習ができ、「見て・聞いて・触って」体験できる見学カリキュラムとします。
- 見学者へのアンケート調査を継続し、アンケート調査結果を今後の環境学習施策へ反映します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	施設見学 職場体験	継続				
見直し	他団体との 連携	計画・実施				
継続	アンケート 調査	実施・継続				
継続	調査結果の 反映	検討				

【既定計画期間の取り組みと課題】

市民のごみ処理などに関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報DVDの貸し出しを行っています。

また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴を可能にしました。貸し出し制度の利用者、本市ホームページでの視聴者を増やすことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【貸出件数】

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
DVD 教材	1 件	1 件	15 件	30 件	24 件

DVD教材



【施策の方向】

広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に教材貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

今後具体的に行う施策

- ・ 広報いわくにや本市ホームページでの貸し出し制度及び視聴のPR

【市民・事業者の役割】

- 地域における環境活動において、DVD教材等を積極的に活用してごみ処理等の知識を高め、具体的に実践してみましょう。

【行政の役割】

- 広報DVDの貸出について、積極的に活用してもらえるように広報いわくにや本市ホームページ等で案内していきます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	広報 DVD の貸し出し	継続				
継続	貸し出し制度 視聴の PR	継続				

【既定計画期間の取り組みと課題】

毎年6月に行われている「岩国環境フェスタ」において、ごみの減量やリサイクル、さらには生ごみ処理機購入補助金の紹介や小型家電などの有効利用に関する資料等を展示しています。展示する資料の充実や岩国環境フェスタ以外のイベントでの展示が必要です。

また、玖北地域、玖西地域の市民が参加しやすいイベントの検討も必要です。

◆これまでの取り組み実績など

平成 26 年度：来場者 約 500 人

- ・ 小型家電リサイクル
- ・ 生ごみ処理機器購入補助金の紹介
- ・ 各種生ごみ処理機の展示

平成 27 年度：来場者 約 500 人

- ・ ごみ分別ゲーム
- ・ 生ごみ処理機器購入補助金の紹介
- ・ 各種生ごみ処理機の展示

平成 28 年度：来場者 約 600 人

- ・ 岩国市のごみについて学ぼう
- ・ 生ごみ処理機器購入補助金の紹介
- ・ 各種生ごみ処理機の展示

平成 29 年度：来場者 約 640 人

- ・ 小型家電からオリンピックメダルを
- ・ 生ごみ処理機器購入補助金の紹介
- ・ 各種生ごみ処理機の展示

平成 30 年度：来場者 約 500 人

- ・ 小型家電からオリンピックメダルを
- ・ 施設、車両の火災状況について

岩国環境フェスタ 2018 の様子 (ペットボトルのキャップを利用した小物作り)



出典：エコフレンズいわくにホームページ
(http://www.geocities.jp/eko_friends_iwakuni/)

【施策の方向】

引き続きイベントでの情報展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図ります。

また、より多くの市民に展示資料を見ってもらうため、岩国環境フェスタ以外のイベントにおいても資料の展示を行っていきます。

今後具体的にを行う施策

- ・ 展示資料の内容の見直し
- ・ 地域のイベントなど資料を展示できるイベントへの出展の検討
- ・ 岩国環境フェスタのチラシの配布先を検討

【市民・事業者の役割】

- 環境関連のイベントに積極的に参加し、様々な情報収集を行いましょう。
- 事業者は出展者としてイベントに参加するなどし、自らのごみの減量・リサイクルについての取り組みを市民に PR しましょう。

【行政の役割】

- 市民に分かりやすい展示資料を作成し、市民のごみについての理解度向上を図ります。
また、事業者には自らの取り組みを展示により情報提供するよう協力を依頼します。
- 岩国環境フェスタ以外のイベントでの展示を検討します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	イベントでの資料展示	継続				
継続	展示内容の見直し検討	継続				
継続	展示機会の検討	実施・継続				

施策5

広報・ホームページから情報発信

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境問題やごみ問題への市民の知識向上と取り組みを実践しやすい環境作りを進めるため、広報いわくにや本市ホームページにごみの分別やリサイクルなどに関する記事を掲載し、環境・ごみ問題についての解説と具体的な取り組み事例の紹介を行っています。また、スマートフォンアプリ「岩国市民ニュースアプリ」による情報発信も行っています。

掲載内容については随時見直しを行い、内容が分かりやすい見出しにするなどアクセスしやすい工夫をすることが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【発信情報】

- ・ 連載記事「ごみちょっと気にして、もっと気にして」[広報・HP]
- ・ 家庭ごみ分別早見表（50音順）[HP・スマートフォンアプリ]
- ・ ごみ収集カレンダー [HP・スマートフォンアプリ]
- ・ 食品トレイ、プラスチック類、ペットボトルの出し方 [HP]
- ・ パソコン、家電4品目、消火器の処理について [HP]
- ・ 家庭ごみの自己搬入について [HP]
- ・ 使用済小型家電をボックス回収します [HP]
- ・ ごみ・リサイクルに関連するリンク集 [HP]
- ・ ごみ処理計画の公表 [HP]
- ・ 支援事業の報告、岩国市の取り組みに関するお知らせ [HP]
- ・ 岩国市民ニュースアプリ [スマートフォンアプリ] など



【施策の方向】

広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。また、内容が分かりやすい見出しにするなど、アクセスしやすい構成に見直します。

今後具体的に行う施策

- ・広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリへ掲載する情報の見直し、拡充
- ・本市ホームページやスマートフォンアプリは市民が欲しい情報にアクセスしやすい構成に見直し

【市民・事業者の役割】

- 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリからの情報を活用して、具体的な取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

- 発信する情報は市民に興味を持ってもらえるように、工夫します。本市ホームページやスマートフォンアプリでは、困ったときにすぐ役立つ情報や本市に問い合わせの多い内容について情報提供します。



【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	掲載内容・構成の見直し	実施				

施策6

NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

岩国市リサイクルプラザは、リサイクル体験学習のためのコーナーや展示コーナーを設置するなどの啓発機能を持つ、リサイクル活動を推進する処理施設です。既定計画ではリサイクルプラザへの来館者数を平成30年度までに20%増加させることを目標とし、平成29年度の来館者数は、平成24年度に比べ28%増加しました。

NPO法人である「エコフレンズいわくに」は、この岩国市リサイクルプラザを拠点としてリサイクルや環境問題に関する取り組みを行っていますが、より一層のリサイクルの啓発・推進のために、玖北地域、玖西地域の市民の利用を推進する工夫が必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【リサイクルプラザへの来館者数・講座参加者数】

	平成 24 年度	→	平成 29 年度
来館者	19,979 人		25,654 人
参加者	1,232 人		1,857 人

【エコフレンズいわくに営業時間】

午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分

※日曜日休館

1. リサイクル講座の運営

廃食用油からの石けん作りや洋服のリサイクルなど、工夫をこらして不要品を再生利用する様々な講座を行っています。

講座を受けた市民が家庭に帰ってリサイクルを実践することにより、ごみの排出削減につながります。

布から作った草履



不要布から作った日傘



2. 広報・調査研究

緑のカーテンを作ったりダンボールコンポストを活用したり、様々な調査を行っています。

また、不法投棄ごみ回収作業などイベント開催時には、スタッフが取材を行っています。

これらの調査結果などは、毎月発行している広報紙「エコフレンズいわくに」やホームページで報告しています。

広報紙
【エコフレンズいわくに】



視察研修
【山口いきいきエコフェア】



3. 遊休品販売・エコらっく

衣類や雑貨などの寄附品をリサイクルプラザで展示・販売しています。また、本市内に居住されている方が、家庭に眠っている遊休品を再利用するために展示、販売されています。

不要なものもまだどこかで活かすことが、市民の意識向上につながります。

遊休品の展示販売



4. 環境イベント開催

毎年 11 月に環境イベント「エコフレンズまつり」を開催し、寄附品のオークション、再生品やリサイクル講座で作った作品の展示販売、講座の無料体験などを実施しています。

また、5 月に開催している「さつきまつり」でも寄附品の展示販売や講座の無料体験などを実施しています。

エコフレンズまつりの開催の様子



【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者自らの責任と負担によって適正処理することが原則となっている事業系ごみについて、発生・排出削減やリサイクルを進めることを目的に、平成28年10月に事業者向けの参考資料として「事業系ごみの適正な処理について」のパンフレットを作成し、配布しています。

また、一定規模以上の小売店などには「廃棄物管理責任者の選任」「減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付けており、新規店舗には本市職員が直接出向いて届出・提出の方法についての説明を行っています。

パンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【本市の取り組み】

- ・ パンフレット「事業系ごみの適正な処理について」の作成・配布（平成28年10月）
- ・ 事業者向けパンフレットの本市HP掲載
- ・ 大規模事業者に提出を義務付けている「減量等に関する計画書」の様式変更

【施策の方向】

事業者向けアンケートによりパンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しを行います。

また、大規模事業者に提出を義務付けている「減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

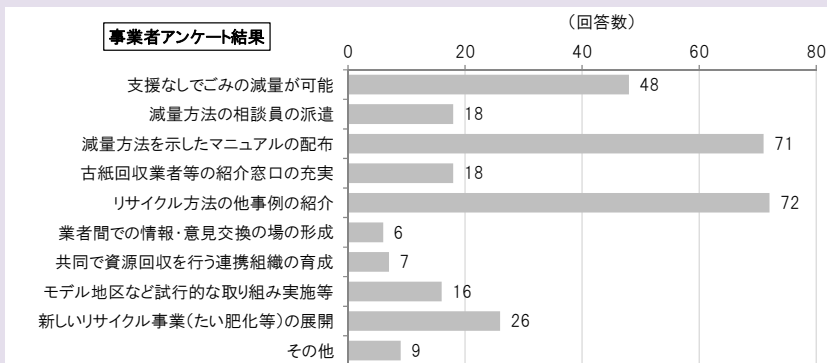
今後具体的に行う施策

- ・ 事業者への事業系ごみ減量の協力依頼
- ・ 事業者向けパンフレットの見直し
- ・ 事業者向けパンフレットの配布方法の検討
- ・ 新規店舗への説明を実施
- ・ 大規模事業者への目標設定と達成に向けた取り組み実施の依頼



◆事業者におけるごみ減量等の取り組み推進に必要なこと（事業者アンケート調査（平成 30 年実施）より）

- 事業者へのアンケート調査の結果では、ごみ減量やリサイクルの取り組みを進めるためには、減量方法等を示したマニュアルの配布や他の事業所でのリサイクル方法を紹介するなどの支援が求められています。



【事業者の役割】

- 本市が行うパンフレット配布などの支援を活用し、事業者におけるごみの減量・リサイクルを進めましょう。また、目標を設定し、達成に向けて取り組みを実施しましょう。

【行政の役割】

- 具体的な取り組み方法を示したパンフレットを作成・配布するとともに、事業者にごみ減量等への協力を依頼します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	パンフレット 内容の 充実・見直し	継続				
継続	事業系ごみ 減量等への 協力依頼	継続				
見直し	多量排出事 業者への 訪問	実施				

施策8 ごみ減量等推進協力員制度

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

地域におけるごみ排出の適正化を図り、さらにごみ減量等を進めるため「ごみ減量等推進協力員」を委嘱（平成29年7月12日現在：3,169人）しています。協力員に地域でのごみ分別・減量の指導や環境美化活動を行っていただき、地域が一体となったごみ減量等の取り組みを進めています。また、協力内容についてマニュアルを作成し、協力員に渡しています。

協力員との意見交換により地域における課題を抽出し、施策などへ反映することが必要です。

【施策の方向】

引き続き、協力員を中心として地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続していきます。また、協力員との意見交換によって地域での取り組みの中における問題点の抽出や整理を行うとともに、協力員を対象にしたごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行います。

また、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の本稼働に伴う分別ルールの見直しにあわせて、協力員向けマニュアルも見直し、地域での指導や取り組みの方向性について統一を図っていきます。

【今後具体的にを行う施策】

- ・ごみ減量等推進協力員を対象としたごみ処理施設見学会の開催
- ・ごみ減量等推進協力員との意見交換により地域における課題を抽出
- ・協力内容を整理した協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方針を統一

【市民の役割】

- ごみ減量等推進協力員と共に地域での活動に積極的に参加しましょう。さらに、自らが協力員となるよう、地域のごみ減量等の取り組みを進めましょう。

【行政の役割】

- 協力員との意見交換によって地域での問題点を洗い出し、施策などに反映します。
- 協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図ります。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	協力員との意見交換	継続				
継続	施設見学会	企画・実施				
見直し	協力員向けマニュアルの見直し	実施				

3 販売事業者との協力推進

施策9 スーパーマーケット等における減量活動 継続

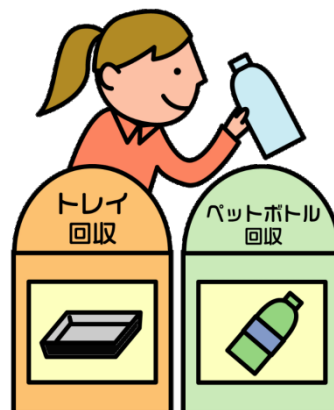
【既定計画期間の取り組みと課題】

本市による収集や処理・処分量の削減を目的に、スーパーマーケット等の量販店に対して、容器包装の自主回収等への協力を依頼をしています。自主回収量を増やし、容器包装ごみを削減するためには、協力店舗を増やし、それを維持していく必要があります。

◆これまでの取り組み実績など

【自主回収等実施店舗数（4月1日現在）】

	平成 24 年	→	平成 29 年
食品トレー	31 店舗		25 店舗
牛乳パック	29 店舗		23 店舗
ペットボトル	31 店舗		26 店舗



【施策の方向】

今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進していきます。
また、協力店舗が増えるよう新たな店舗への協力依頼を行っていきます。

今後具体的に行う施策

- ・ 協力店舗拡充のため、販売店等への協力依頼の実施
- ・ 協力店舗との連携による容器包装ごみの削減推進

【市民・事業者の役割】

- 容器包装の自主回収等の取り組みに協力しましょう。
- 販売店などの事業者は、自主回収や簡易包装に取り組み、ごみ減量の推進に協力しましょう。

【行政の役割】

- 減量活動を広く推進するため、市民に対しては販売店における取り組み情報を提供し、販売事業者に対しては協力依頼を行います。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	販売店への協力依頼	継続				

4 助成制度

施策10 生ごみ処理機器購入補助金交付制度 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

水分が多く焼却効率の悪い生ごみについて、市民自らが生ごみを削減することを目的に、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付する制度を設けています。一般家庭に生ごみ処理機器を普及させるために、交付制度の利用者を増やすことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【生ごみ処理機器購入補助金交付制度利用状況】

年度	コンポスト	電気式	合計
平成 25 年度	105 基	94 基	199 基
平成 26 年度	116 基	75 基	191 基
平成 27 年度	151 基	81 基	232 基
平成 28 年度	145 基	63 基	208 基
平成 29 年度	111 基	67 基	178 基

・制度について広報いわくにや本市ホームページに掲載し普及に努めています。

電気式生ごみ処理機



【施策の方向】

年間補助基数200基を目標として、購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図っていきます。また、処理機器購入後5年以上経過した時に再度補助対象となる場合があることについてもPRしていきます。

さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法や効果について、本市ホームページや広報いわくに等で紹介するなど、処理機器やたい肥の利用促進を図っていきます。

◆生ごみ処理機器の購入補助制度について（市民アンケート調査（平成 25・平成 30 年実施）より）

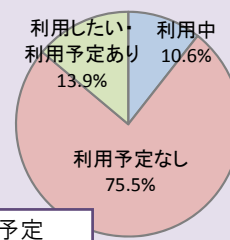
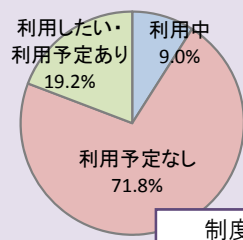
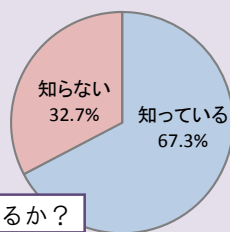
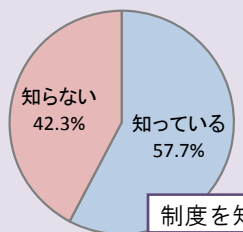
市民へのアンケート調査結果では、購入補助制度を「知っている」と回答した市民は5年前に比べ約10ポイント増加していますが、依然として30%以上の市民が制度を「知らない」と回答しています。

購入補助制度を「利用する予定がない」と回答した市民は5年前に比べ約4ポイント増えていますが、「利用中」と回答した市民も約2ポイント増えており、着実に普及しています。

今後も制度の認知度の向上と生ごみ処理機器の普及に向けた施策展開が必要です。

平成 25 年

平成 30 年



今後具体的に行う施策

- ・ 広報いわくにや本市ホームページ等による購入補助金交付制度のPR実施
- ・ 5年経過により再購入時も補助対象となる場合があることのPR実施
- ・ 処理機器利用者へのアンケート等による処理機器利用実態調査の実施
- ・ たい肥の有効利用に関する情報収集
- ・ 市民への処理機器やたい肥の有効な使い方の情報提供

【市民の役割】

- 計画的な買い物と調理で食べ残しや調理くずを少なくし、生ごみを減らしましょう。
また、補助制度を活用して生ごみ処理機器を購入し、生ごみはたい肥化して家庭菜園やプランター栽培に利用するなど、生ごみの排出削減を進めましょう。

【行政の役割】

- 補助制度を継続すると共に、制度の積極的な PR を行います。また、生ごみ処理機器の活用方法について広く情報提供を行います。

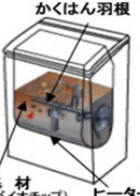
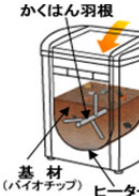
【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継 続	制度の実施	継続 				
継 続	制度の PR	継続 				
継 続	情報収集 情報提供	実施・継続 				

★上手に使って生ごみのたい肥化を進めましょう！

生ごみは、生ごみ処理機やコンポストを活用して処理することができます。生ごみを効率よく分解する菌（有用菌）を合わせて用い、たい肥化等を行います。

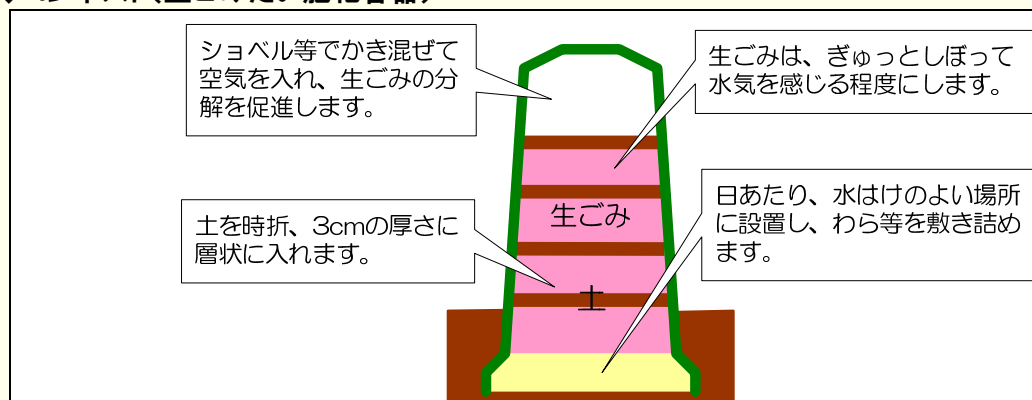
◆生ごみ処理機（日本電機工業会 HP より）

乾燥式	バイオ式	ハイブリット式
 ヒーターや風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容させます。	 基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させ、減量・減容させる。	 送風乾燥して生ごみ表面の水分を除去し、微生物が働きやすい水分を維持し、その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。

〔上手な使い方〕

- ① 投入できるものとできないものがあります。あらかじめ必ず分別しましょう。
- ② かぼちゃなど硬くて大きいものは小さく、ねぎなどの繊維質の長いものは短くしましょう。かくはん羽根への巻き付き防止になります。
- ③ 生ごみの水分を十分に切ってから入れましょう。乾燥式の場合、処理時間の短縮やにおいを抑えます。
- ④ 入れすぎないようにしましょう。分解不良を起こし、においの原因になります。
- ⑤ 魚やイカのあら、でんぷん質、かんきつ類、水分の多いものなど、入れすぎるとにおいが強くなるものは投入量を減らしましょう。

◆コンポスト（生ごみたい肥化容器）



〔上手な使い方〕

- ① 日当たりが良く、水はけのよい場所に置いて、微生物の働きをよくしましょう。
- ② 生ごみは、手でぎゅっとしぼって水気を感じる程度にしましょう。乾いた土や落ち葉などで水分調整することが効果的です。
- ③ 生ごみだけでは、分解する微生物が少ないため、土や市販の発酵促進剤（微生物の粉末等）を合わせて投入しましょう。
- ④ 内部をスコップなどでかき混ぜ、十分な空気を供給して生ごみの分解を促進しましょう。悪臭の発生抑制にもつながります。
- ⑤ ウジ虫等が発生した場合は、乾燥した土を1 cm程度の厚さで一面にふりかけたり、消石灰をふりかけましょう。

※たい肥にする場合は、食べ残しなどの塩分の多いものは入れないようにしましょう。

施策11 岩国市環境審議会の開催

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

平成24年9月に廃棄物問題等の審議を行ってきた市政市民会議が廃止となったため、平成25年度から岩国市環境審議会を設置し、一般廃棄物の減量、その他環境に関する事項について調査・審議を行っています。

審議会は公開しており傍聴者を受け付けています。また、開催結果は本市ホームページから閲覧が可能です。傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させ、市民の関心を高めることが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【岩国市環境審議会】（カッコ内は、岩国市一般廃棄物処理基本計画関係での内数）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催数	4 (4)	2 (1)	3 (1)	1 (1)	3 (1)
傍聴者数	4 (4)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)

【施策の方向】

効果的な廃棄物行政を行うため、本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、引き続き環境審議会を通じて市民の意見を募ります。

傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させる方法を検討します。

今後具体的にを行う施策

- ・環境審議会を通じた市民意見の収集
- ・環境審議会の開催予定などの情報を発信し、傍聴者数を増加させる方法を検討

【市民の役割】

- 審議会は基本的に公開で行われます。審議会を傍聴してみるなど、環境・ごみ問題について関心を高めましょう。

【行政の役割】

- 審議会を通じて市民のみなさんに意見を募り、効果的な施策を実施していきます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	環境審議会の開催	継続				
見直し	傍聴者を増やす工夫	実施				

6 経済的誘導施策

施策12 指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料） 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクル推進を主な目的として平成7年に指定ごみ袋制度を導入しています。指定ごみ袋の料金体制や袋の仕様は合併後から現在までの間に統一を完了しています。

また、施設に直接ごみを持ち込んだ際の処理手数料についても平成22年7月に統一を行っています。

今後も、ごみ処理手数料等に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討していく必要があります。

◆これまでの取り組み実績など

【合併後の指定ごみ袋制度等の経緯】

年月	経緯
平成19年1月	指定袋の料金体制統一
平成21年1月	袋の仕様を統一
平成22年7月	ごみ処理手数料の統一



【施策の方向】

今後も指定ごみ袋制度を継続し、ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクルを推進します。また、ごみ処理手数料に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討していきます。

処理施設への搬入手数料の設定に関しても、調査・検討することとします。

今後具体的にを行う施策

- ・ごみ処理手数料の設定についての情報収集
- ・制度のあり方についての検討を実施

【市民の役割】

- 指定ごみ袋制度は、排出者負担の原則に基づき、ごみ処理費用の一部を負担しているということを理解し、ごみの排出量をできるだけ減らしましょう。

【行政の役割】

- 指定ごみ袋制度の目的について啓発を行います。また、ごみ処理手数料に関する調査・検討を行います。

【施策スケジュール】

	施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
継続	ごみ処理手数料に関する調査	継続				

【既定計画期間の取り組みと課題】

平成21年4月から「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」によるレジ袋無料配布中止の取り組みが県内一斉に開始されたことに伴い、本市内の主要スーパー等ではレジ袋有料化によりレジ袋削減の取り組みが行われています。

本市のマイバッグ持参率は9割程度であり、今後も引き続き高いマイバッグ持参率を維持していくためには、市民へのマイバッグ持参についての広報活動が必要です。

環境省は、プラスチック資源循環戦略において、2030年までに使い捨てプラスチックを25%削減することとし、この目標値達成に向け、小売店などにレジ袋の有料化を義務付けることを発表しました。

【施策の方向】

広報いわくにや本市ホームページ等で、引き続きマイバッグ持参について啓発すると共に、販売店におけるマイバッグ持参運動の実施を支援します。

また、環境イベント等でマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布を行います。

さらに、レジ袋有料化未実施店舗には、国の施策の動向について周知・徹底を図ります。

今後具体的にを行う施策

- ・買い物時のマイバッグ持参についての広報活動の実施
- ・小売店などにおけるマイバッグ持参運動の実施を支援
- ・小売店などへ国の施策について周知・徹底
- ・環境イベント等でのマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布

【市民・事業者の役割】

- 買い物に行く際はマイバッグを持って出かけましょう。
- 小売店などの事業者は、レジ袋無料配布を中止するなどレジ袋削減に取り組まましょう。

【行政の役割】

- 本市内の小売店などで展開されているマイバッグ持参運動を支援するなど、レジ袋削減に向けた取り組みを推進します。
- 国の施策として、レジ袋の有料化が義務化されることをレジ袋有料化未実施店舗に周知・徹底します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継 続	マイバッグ持参運動の推進	継 続				
見 直 し	環境イベント等でのマイバッグ配布	実 施				
見 直 し	小売店などへの国策の周知	周 知 ・ 徹 底				

施策14 生ごみ削減のための3キリ運動推進 重点施策
【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみの7割程度を占める焼却ごみのうち、3割強が生ごみです。この生ごみ削減に関する取り組みは、市民アンケートによると、手付かず食品や食べ残しをなくすことを心がけている市民は9割程度、水切りに取り組んでいる市民は8割程度とすでに多くの市民が取り組みを実践しており、高い関心がうかがえます。

この生ごみ削減への取り組みを一層推進していくため、生ごみ削減のための3キリ運動を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

市民アンケート調査の結果では、多くの市民がエコクッキングや生ごみの水切りに取り組んでいます。しかし、ごみ組成調査の結果では、手付かず食品・食べ残しの量が焼却ごみの9%、生ごみが合計33.6%を占めており、まだまだ削減が可能です。既定計画では、焼却余熱の有効利用のため、生ごみの水切りについて啓発を行ってきましたが、それに加えて、本計画では、食品ロスの削減と併せ、食材の使い切り、料理の食べ切り、生ごみの水切りによる「3キリ運動」を推進していきます。

今後具体的に行う施策

- ・「3キリ運動」についての広報活動の実施
- ・具体的な取り組み事例の紹介

【市民・事業者の役割】

- 食材を使いキリ、料理を食べキリ、生ごみを捨てる前には水キリをしましょう。

【行政の役割】

- 3キリ運動についての具体的な取り組み事例を紹介し、家庭や職場での実践を啓発します。

『3キリ運動』で生ごみ削減を推進！
食材を使いキリ


- ✓ 買い物前に冷蔵庫をチェック
- ✓ 残っている食材から使う
- ✓ 必要な分量だけ買う
- ✓ 皮を厚くむき過ぎない
- ✓ 捨てていた部分も調理に

料理を食べキリ


- ✓ 食べきれ的分だけ作る
- ✓ 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に
- ✓ 食事はハーフサイズや小盛など食べきれの量を注文

生ごみの水キリ


- 捨てる前にギュツとひと絞り！
- ✓ 軽くなってごみ出しも楽ちん
- ✓ 水が出ず持ち出し場も清潔

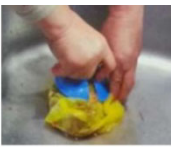
◆生ごみ対策1 手付かず食品・食べ残しの削減

- ✚ 手付かず食品・食べ残しの量は焼却ごみの9%を占めています。
- ✚ 食材を使いきり、料理を食べきることで焼却ごみの5%を削減しよう。

◆生ごみ対策2 水切りの励行

- ✚ 生ごみの重量の約8割は水分であるといわれています。
- ✚ 三角コーナーや水切りグッズを利用して水切りを進めましょう。

◆水切り器による生ごみ減量効果例 ⇒ 生ごみの10～15%程度の削減が期待できます。

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%
			

(資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」平成24年3月埼玉県清掃行政研究会)

◆生ごみ対策3 たい肥化

- ✚ 生ごみ処理機器購入補助金交付制度を活用するなどにより、生ごみの有効利用を進めましょう。
- ✚ 有効利用が進めば焼却ごみを削減できます。



【施策スケジュール】

	施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新規	3キリ運動の推進	← 啓発 →				
新規	取り組み事例の紹介	← 情報提供 →				

ごみのリサイクルに関する具体的な施策

1 分別収集の徹底

施策1 パンフレット類の発行

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

資源品を効率よく再資源化するためには市民・事業者の分別徹底が不可欠です。そのため、分別方法、地区別収集日などを記載した「ごみ収集カレンダー」を作成・配布しています。外国人住民用に英語版を含め5種類の外国語版を作成しています。さらに、転入者向けのPRとして転入手続き時にごみ収集カレンダーの配布を行うなど市民の分別徹底を啓発しています。また、ごみに関する啓発チラシを作成し配布しています。

市民の意識啓発に繋がるよう、社会情勢や分かりやすさに配慮し、チラシ類の内容を見直していくことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【その他の啓発用チラシの作成実績】

作成年度	チラシの内容
平成 25 年度	「使用済小型家電を回収します」
平成 26 年度	事業者向けパンフレット作成
平成 27 年度	「紙のリサイクル」、「水切りで生ごみを減らそう！」
平成 28 年度	「ごみの減量のために 3 R に取り組もう！」
平成 29 年度	「ペットボトルはラベルもはずして出してください」



【施策の方向】

今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。また、収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子を作成することを検討します。

今後具体的に行う施策

- ・収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子作成を検討
- ・転入者へは「収集カレンダー」、ごみの分別と出し方についてのチラシと共に啓発チラシの配布も市民課へ依頼

【市民・事業者の役割】

- ごみ収集カレンダーは見やすい場所に設置し、正しい分別の理解と分別の徹底を心がけましょう。
- スマートフォンアプリも活用しましょう。
- 環境問題などのパンフレットも一読し、環境・ごみ問題に関心を寄せるとともに問題への取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

- ごみ収集カレンダーや啓発用チラシは、イラストを用いるなど分かりやすさに配慮したものとします。
- 収集カレンダーや啓発チラシが市民に行き渡るよう配布方法を検討します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	収集カレンダーの作成配布	継続				
継続	パンフレット類の発行・見直し	随時実施・継続				
見直し	分別方法の冊子(保存版)作成検討	検討				

施策2

広報DVDの貸出(再掲)

継続

【現在の取り組み・課題と施策の方向】

市民のごみ処理などに関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報DVDの貸し出しを行っています。

また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴を可能にしました。

貸し出し制度の利用者、本市ホームページを利用した視聴者を増やすため、広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に教材貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

2 リサイクルの推進

施策3 焼却余熱の利用

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

これまでごみの焼却処理を行ってきた岩国市第一工場や周陽環境整備センターでは、焼却処理過程で発生する余熱を熱源として利用してきました。

2019年度からは、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で、ごみの集約処理を開始し、地球温暖化防止にも寄与する焼却余熱を利用した発電を行います。

◆これまでの取り組み実績など

余熱の熱源利用

ごみ焼却施設の余熱を施設の暖房や隣接する温水プールの熱源としてこれまで継続的に利用。

生ごみ水切りの啓発

「水切りで生ごみを減らそう！」を作成・全戸配布し、生ごみの水切りについて啓発。



【施策の方向】

余熱を最大限有効に利用できるよう、分別についての啓発を行うと共に、市民の意識向上を図るために本市ホームページなどでサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の施設概要や発電等の余熱利用をPRしていきます。

今後具体的にを行う施策

- ・サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の余熱利用の実施（場内温水・温水利用型健康運動施設）
- ・サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の発電による余熱利用の実施
- ・サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）についてのPR

【市民の役割】

- 分別を徹底し、生ごみの水切りを実践しましょう。

【行政の役割】

- 余熱の有効利用を効率的・継続的に行うため、ごみ焼却施設の適正な維持管理に努めると共に、市民意識向上のため、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の概要についてPRします。

【施策スケジュール】

	施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
継続	余熱利用・発電	実施・継続				
見直し	サンライズクリーンセンターのPR	実施				

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市のごみ焼却施設から発生する焼却灰（主灰・飛灰）は、セメント原料として有効利用しており、安定した資源化のため、適正な施設の維持管理に努めています。セメント原料化を行う業者からは受け渡した灰に含まれる異物が返却され、埋立処分していますが、分別を徹底し、異物をできるだけ少なくすることが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【灰処理量の実績】

岩国市第一工場（本市現有ごみ焼却施設）					周陽環境整備センター
年度	主灰 (t)	飛灰 (t)	返却異物 (t)	灰資源化率 (%)	焼却灰セメント原料化 (t)
平成 25 年度	3, 257. 75	964. 69	140. 95	96. 77	539. 371
平成 26 年度	3, 250. 44	1, 059. 83	206. 05	95. 44	542. 471
平成 27 年度	3, 435. 26	763. 59	105. 76	97. 54	559. 268
平成 28 年度	3, 132. 89	657. 92	164. 86	95. 83	556. 847
平成 29 年度	3, 176. 50	678. 68	141. 53	96. 46	554. 223

【施策の方向】

焼却施設から発生する焼却灰はセメント原料として有効利用していることを本市ホームページなどでPRしていきます。今後は、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）においても引き続き焼却灰をセメント原料として有効利用していくものとします。

今後具体的にを行う施策

- ・ 焼却灰のセメント原料化実施
- ・ 安定した資源化のため、適正な施設の維持管理を行う
- ・ 市民、事業者への分別徹底の啓発
- ・ 焼却灰の有効利用の状況についてPR

【市民・事業者の役割】

- 分別不徹底により焼却ごみに排出された不燃物は、処理後は焼却灰に含まれることとなり、焼却灰のセメント原料化の障害となります。不燃物等の異物を混入させないようにごみの分別は徹底しましょう。

【行政の役割】

- 焼却灰のセメント原料化を継続的に行うため、ごみ焼却施設の適正な維持管理に基づく安定運転に努めると共に、分別徹底の啓発、焼却灰の有効利用の状況などについてPRしていきます。

◆焼却灰とセメント原料化

- ・ 焼却灰はごみを燃やした後に炉の底に残った「主灰」と、主にごみを燃やして発生したガスから捕集された「飛灰」に分けられます。
- ・ 本市では主灰・飛灰ともにセメント原料として資源化しています。



第一工場の焼却灰

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継 続	焼却灰の セメント原料化	継続				
見 直 し	焼却灰の有 効利用につ いての PR	実施				

施策5 廃棄物系バイオマスの利活用

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

動植物などから生まれた生物資源であるバイオマスは、ごみの中にも生ごみや剪定枝・木材などとして含まれています。バイオマスはCO₂を吸収して成長したものであることから、燃料として利用してもCO₂を排出しないものとして取り扱われています。

そのため、バイオマスの有効利用は地球温暖化防止対策として、また循環型社会の形成に資することができ、今後、積極的に利活用を図ることが求められます。

【施策の方向】

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）では、焼却処理の余熱を利用した発電を行う計画としています。焼却ごみを燃料とした発電を行うことで、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用を行います。

継続的なバイオマス発電が行えるよう、分別についての啓発を行うと共に、本市ホームページなどで施設の概要や発電等の余熱利用をPRしていきます。

今後具体的にを行う施策

- ・サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）における発電の実施
- ・安定運転のため、適正な施設の維持管理の実施
- ・サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の施設概要や発電等の余熱利用をPR

【市民・事業者の役割】

- 施設が安定して稼働できるように、分別の徹底を心がけましょう。

【行政の役割】

- 一般廃棄物によるバイオマス発電を継続的にを行うため、ごみ焼却施設の適正な維持管理に基づく安定運転に努めると共に、分別徹底の啓発を進めます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見 直 し	バイオマス 発電の実施	実施				

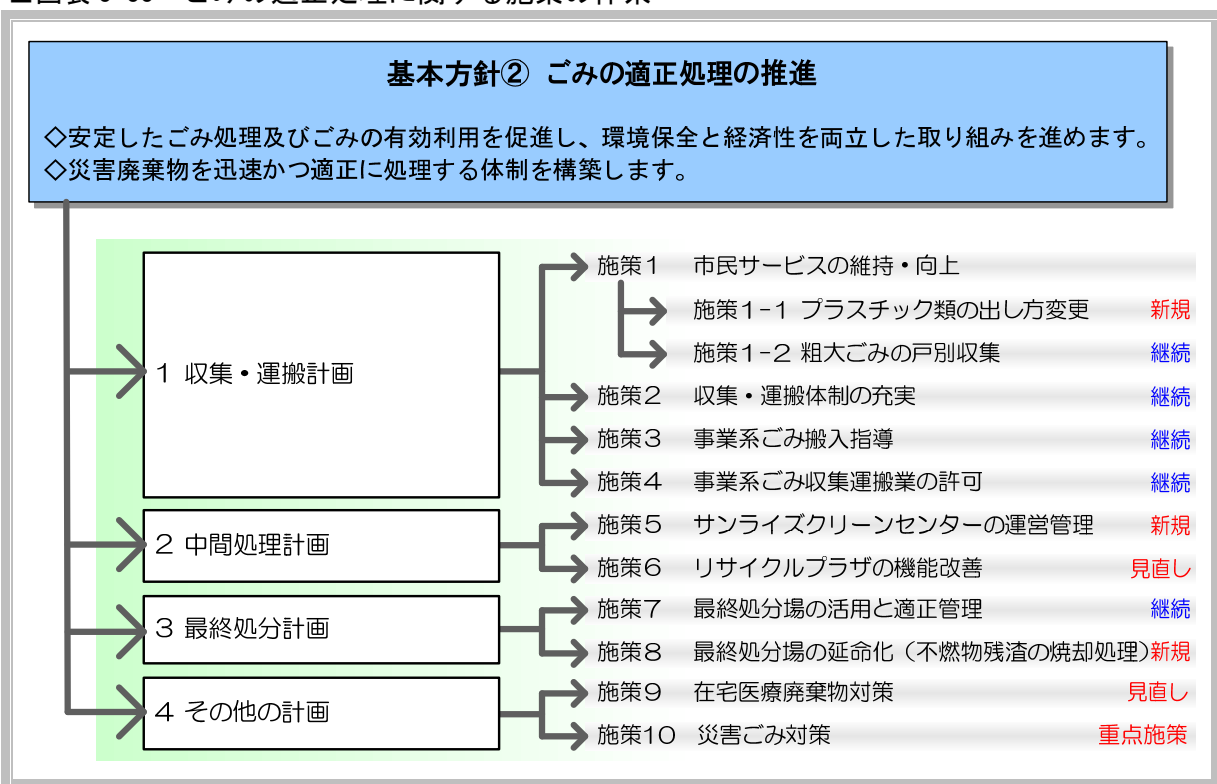
第 7 節 ごみの適正処理の推進〔基本方針2〕

ごみの適正処理推進施策の方針と施策体系

●施策の方針

- 🌐 ごみ処理の中心的施設で、2019 年 4 月に本稼働するサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）を中心に、安心、安全で安定した質の高い公共サービスを提供しつつ、環境保全と経済性が両立できる処理体制を構築・維持していくものとします。

■図表 3-33 ごみの適正処理に関する施策の体系



処理主体

適正処理を進めるための主体は、図表 3-34 に示す通りです。

排出されたごみの収集・運搬は、家庭系ごみについては本市が、事業系ごみについては事業者が、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たすものとします。

■図表 3-34 適正処理のための処理主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者		

※事業系ごみに「一時多量ごみ等」を含む。

ごみの適正処理に関する重点施策

【施策の方向】

既定計画に位置付けた重点施策のうち、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は 2019 年 4 月から本稼働します。これにあわせて、汚泥の集約処理も運用を開始します。

その他の施策については、環境省が平成 30 年に取りまとめた「プラスチック資源循環戦略」において、数値目標として、ペットボトルやレジ袋、食品容器などの使い捨てプラスチック排出量を 2030 年までに 25%削減させることが盛り込まれたことから、その発生量の推移を見ながら、国の交付金（補助金）制度の活用も考慮し、処理方法の方向性の調査・検討を行っていくものとします。

また、近年頻発する豪雨災害等を踏まえ、災害対策を充実化するために重点施策として災害廃棄物処理計画に基づき処理体制や民間事業者との連携などを構築していくものとし

◆既定計画における重点施策の進捗状況と本計画における重点施策等

	施設別・施策概要	ねらい	進捗等
既定計画	◆新ごみ焼却施設 発電設備 セメント原料化	適正処理を推進するとともに、発電設備の導入により温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止に寄与する。	実施済 2019 年 4 月本稼働
	◆リサイクルプラザ ペットボトル 機能改善 その他の設備 機能改善	リサイクルプラザで処理するごみ質、ごみ量を勘案し、適正処理が行えるよう必要に応じて施設の整備を検討する。	未実施（継続検討） ペットボトル 今後の社会情勢の変化による発生量の推移等を見極めたうえで定期収集などの収集体制を検討する。 その他の設備・機能改善 機能改善の手法として、国による二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金等の活用等について調査・検討する。
	◆本郷ごみ処理場 及びにしき クリーンセンター ・焼却ごみ ・し尿・浄化槽汚泥 中継運搬体制構築	本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域の焼却ごみ、し尿・浄化槽汚泥の集約処理に対してより効果的な収集・運搬体制を構築し、コスト削減を図る。	実施済（一部継続） 焼却ごみ 玖北地域の焼却ごみの収集・運搬体制は引き続き継続するが、搬入は第一工場からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）へ変更となる。 し尿・浄化槽汚泥 玖北地域のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は構築済みであり、平成 30 年 4 月からみすみクリーンセンターでの集約処理を開始している。2019 年度中に本郷ごみ処理場内に中継施設を整備する。 本郷ごみ処理場内の中継施設が整備終了するまでの期間は、にしきクリーンセンターを中継施設として活用する。
	◆みすみ クリーンセンター	汚泥の集約処理に必要な施設整備を行い、処理の効率化を図る。	未実施（継続検討） 現状及び将来のし尿・浄化槽汚泥排出量を勘案し、貯留槽の増設は見送ることとした。今後の施設整備方法については、し尿・浄化槽汚泥の排出状況を見極めたうえで必要な対策を講じる。
本計画	◆災害ごみ対策	迅速な災害廃棄物処理体制がとれるよう、処理実施体制や民間事業者連携を構築する。	新規 国、県、周辺市町、民間事業者との連携体制を構築する。 (岩国地域災害廃棄物処理計画を 2019 年 3 月に策定)

◆ごみ処理の効率化を目指した処理体制の再構築イメージ(施策の進捗等)



ごみの適正処理に関する具体的施策

1 収集・運搬計画

施策1 市民サービスの維持・向上

施策1-1 プラスチック類の出し方変更

新規

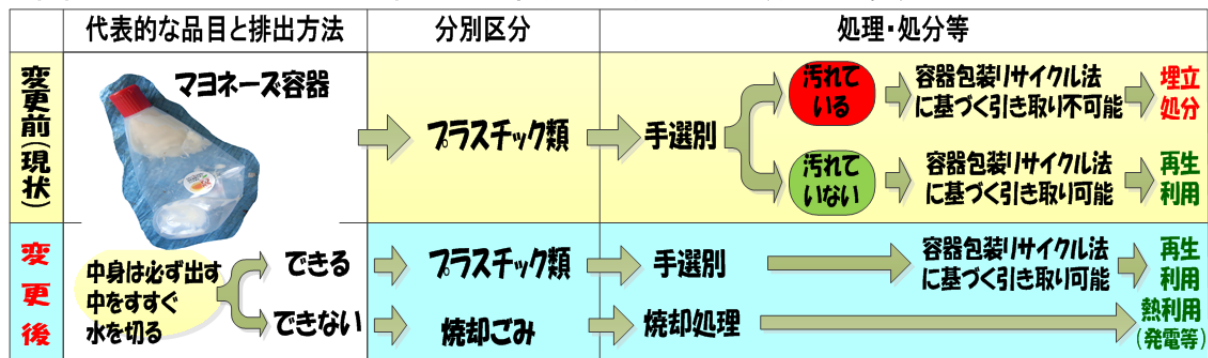
【既定計画期間の取り組みと課題】

プラスチック類の分別は、マテリアルリサイクルを前提に、容器包装リサイクル法に適合した分別・排出方法を採用しています。しかしながら、その中にはマヨネーズ容器など洗っても汚れが落ちにくいものがあり、リサイクルに供するプラスチック類の品質低下の一因となっていました。

【施策の方向】

リサイクルに供するプラスチック類の品質向上と水環境の保全や今後の高齢化の進行を考慮した住民サービスの向上のために、汚れが落ちにくいプラスチック類に限り『焼却ごみ』にも出せるようにします。

◆容器の形状等から汚れを取り除くことが困難なプラスチック類の扱い変更



【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。

【行政の役割】

- 市民・事業者が決められた方法でごみを出せるよう、出し方の変更について周知していくものとします。
- 出し方の変更について、分かりやすく収集カレンダーに掲載するものとします。

【施策スケジュール】



【既定計画期間の取り組みと課題】

本市の家庭系ごみの収集はステーション方式ですが、介護が必要な市民や障害を持つ市民、高齢者にとってはごみ排出の困難性は高いものです。そのため、こうした市民に対する支援から、特に排出の負担が大きい粗大ごみは戸別収集を実施しています。

【施策の方向】

粗大ごみの戸別収集を継続し、市民サービスの維持に努めるとともに、関係部署との調整を行います。また、介護者が要介護者に代わってごみ出しを行うケースもあるため、介護者あるいは団体等への分別や排出方法の周知も行います。

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 介護が必要な市民や障害を持つ市民、高齢者のごみ出し支援について地域住民で協力しましょう。

【行政の役割】

- 粗大ごみの戸別収集を継続し、市民サービスの維持に努めます。
- 介護が必要な市民や障害を持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について、継続して調査します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	粗大ごみの戸別収集	継続				

【既定計画期間の取り組みと課題】

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）本稼働後の玖北地域以外の焼却ごみの収集・運搬は、重点施策として調査・検討を行ってきた結果、玖西地域を含めて現処理体制により行うこととしました。そのため、市民サービスを維持するための収集・運搬体制の維持が必要です。

また、ペットボトルの資源化については、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を踏まえた体制づくりが必要です。

【施策の方向】

焼却ごみは、2019 年4月からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）により集約処理します。玖北地域で排出された焼却ごみの収集・運搬は、中継方式とします。また、その他の地域は現体制により収集・運搬するため、市民サービスが低下しないよう、委託業者による収集・運搬体制の充実を図るものとします。

ペットボトルの定期収集については、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を踏まえ、その構築・運用について検討していくものとします。

地区	施策概要（焼却ごみ）	時期
玖北地区	➤ 運搬の効率化のため、中継運搬します。	
玖北以外の地区	➤ 現状の収集体制を維持するため、収集・運搬体制の充実を図るものとします。	2019 年度～

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。

【行政の役割】

- 市民サービスが維持できるよう、収集・運搬体制の充実を図ります。
- ペットボトルの定期収集は、発生量の動向を踏まえて検討を行います。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	委託による収集・運搬体制の充実	← 収集・運搬状況の確認・検討 →				
継続	ペットボトルの定期収集	← 収集体制の検討 →				

施策3	事業系ごみ搬入指導	継続
------------	------------------	-----------

【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者が事業活動により排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

事業系ごみの搬入は、現在、事業者自らが行うか、あるいは本市が許可する収集運搬許可業者により行われていることから、事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行うなど、ごみの発生・排出削減を指導するとともに、本市に搬入するごみについては、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導を行っています。しかし、事業系ごみの大幅な削減は見られず、効果的な施策の検討が必要です。

【施策の方向】

事業者向けパンフレットの見直しを検討するとともに、大規模事業者に提出を義務付けている「減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。また、事業系ごみの適正排出を促すため、事業系ごみ有料指定袋の導入について調査・検討を行います。

◆事業系ごみ有料指定袋導入事例

事業系ごみ指定袋制度	
➤ 事業系ごみ専用の有料指定袋を使ってごみを排出する方法である。 ➤ 処理手数料を指定袋の価格に含めることで、排出事業者に対し、排出時のごみ減量等のインセンティブを与えることが期待される。 ➤ 運搬許可業者は、処理施設搬入時に手数料を支払う必要がない。	先進自治体 ・ 広島県 広島市 可燃 106 円/45L 袋など 東広島市 可燃 70 円/45L 袋など 安芸太田町 可燃 103 円/45L 袋など

資料：「事業系ごみの有料化・指定袋化の実施状況 平成 29 年 4 月 1 日現在」広島県ホームページ

【事業者の役割】

- 事業者は自ら適正処理を進めましょう。やむを得ず、ごみとして排出する場合は、ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルの推進に協力しましょう。

【行政の役割】

- 本市に搬入するごみについては、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導していくものとします。
- また、事業者自らがごみ減量や分別徹底といった取り組みを実践するためのインセンティブ（動機付け）となるよう事業系ごみ有料指定袋の導入について検討していくものとします。

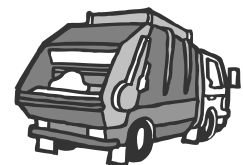
【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	事業者指導	継続				
継続	事業系ごみ有料指定袋制の導入検討	調査・研究				

施策4 事業系ごみ収集運搬業の許可 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

事業系ごみの収集・運搬に関する許可は、事業系ごみの排出状況と現存する収集運搬許可業者の収集・運搬状況を勘案して行うものとしています。



【施策の方向】

事業系ごみ収集運搬業については、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集・運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

なお、事業系ごみについては、将来的な排出削減目標を設定し、ごみ排出量自体の削減を行います。

【事業者の役割】

- 事業系ごみは、OA 紙や生ごみの削減に取り組むことで、ごみ排出量を減少させることができます。自らリサイクルや減量に取り組み、本市の適正処理推進に協力しましょう。
- また、収集運搬許可業者は、排出事業者に対し、分別徹底等の指導・協力依頼を行うなど、本市の適正処理推進に協力しましょう。

【行政の役割】

- 事業系ごみの適正処理のため、収集運搬許可業者に対しごみ分別の徹底を指導していきます。また、収集運搬許可業者が排出事業者の指導員となるよう、協力依頼します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	事業者指導	継続				

施策5

【施策の方向】

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は民間による運営を行います。

本市は、運営において熱エネルギーの有効活用や公害防止などの民間ノウハウ（技能や経験）が惜しみなく生かされるよう、管理（モニタリング）を行います。

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）には、焼却余熱を利用した温水利用型健康運動施設や多目的広場を併設し、「ふれあい・交流」を目的とした市民の皆様の憩いの場として利用します。また、多目的広場は、災害廃棄物の仮置場として利用します。

◆サンライズクリーンセンター(新ごみ焼却施設)の概要

所在地	岩国市日の出町 2 番 75 号（日の出町最終処分場隣接地）
供用開始	2019 年 4 月
施設規模	160 t / 日（80 t / 24 h × 2 炉）
焼却方式	ストーカ式
灰処理方式	セメント原料化
余熱利用	発電設備（高効率回収）出力 3,900 kW 余熱利用施設へ熱供給 ※温水利用型健康運動施設等
排ガス処理方式	バグフィルタ＋乾式排ガス処理装置＋脱硝反応装置 ・ダイオキシン類基準（一例） 法規制 1.0ng-TEQ/m ³ N 以下 ⇒ 新施設 0.05ng-TEQ/m ³ N 以下

災害廃棄物対策を充実

「災害廃棄物仮置場を確保します」

◇ 多目的広場を整備し、災害時における災害廃棄物仮置場として使用します。

温室効果ガスの削減に貢献

「約3,000世帯相当の電気を生みます」

◇年間約15,000MWhを発電します。

◇温室効果ガス約9,000t分の削減が期待できます。



施設名称 「サンライズクリーンセンター」

～名称は募集により決定しました～

- 189名の応募がありました。
- 建設地である「日の出」町を英訳し、読みやすく親しみやすい名称としました。

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 生ごみは、水を切って出しましょう。

【行政の役割】

- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の機能が最大限に発揮できるよう、民間企業による運営を管理します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の運営管理	継続				

施策6

リサイクルプラザの機能改善

見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

リサイクルプラザは、容器包装類であるびん、かん、プラスチック類、さらに、金属類及び破碎ごみ、粗大ごみを資源化、減容化するための施設として平成 11 年4月に供用しました。供用開始から 20 年が経過し、設備の老朽化が見られます。また、ペットボトルの定期収集については、現在の設備機能で対応することは難しく、機能の改善が不可欠となっています。

【施策の方向】

ペットボトルの資源化は、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を見極めたうえで、処理施設（ストックヤードを含む）計画について検討していくものとします。

その他の処理設備は、施設供用期間が 20 年から 25 年を迎えるため、大規模改修あるいは新施設整備のいずれかの選択が必要となると考えられます。今後、必要となる処理機能を調査・検討し、適正な施設整備を目指すものとします。特に、整備手法については、新たに制度化された施設の長寿命化（国の交付金制度の活用）も含めて検討します。

◆処理機能確保方針

区分	概要
ペットボトル	➤ 国の方針や民間の動向を見極め、処理施設（ストックヤードを含む）計画について検討します。
その他設備	➤ 供用後 20 年から 25 年を経過することから、現在のごみ処理体制において必要となる処理機能について調査・検討します。 ➤ 処理機能改善のための適正な施設整備により、財政負担の軽減を図るものとします。 ➤ 施設整備方式については、新たに制度化された施設の長寿命化（国の交付金制度の活用）も含めて検討します。

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 啓発機能を有するリサイクルプラザを活用しましょう。

【行政の役割】

- リサイクルプラザは、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）とともに、本市のごみ処理の両輪となる施設であることから、効率的かつ安定した資源化や最終処分量の最小化を促進するために必要となる処理機能を確保します。
- 処理機能確保に必要となる施設整備を適切なものとするすることで、財政負担の軽減を図ります。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	ペットボトル 処理体制検討	検討				
見直し	その他設備 機能改善 (施設整備方針)	機能調査		整備方針検討		調査・設計

- リサイクルプラザは市民啓発機能をあわせもっています。
- 市民のみなさんが楽しく利用できるよう、NPO法人「エコフレンズいわくに」が運営しています。



◆「NPO法人エコフレンズいわくに」の事業概要

リサイクル講座運営事業	広報・調査研究事業	修理・再生事業
洋服のリサイクルなど 23 の講座  古い洋服から帽子	毎月 1 日に広報紙を発行 	自転車・家具の修理販売 廃食油からの石けんづくり 

イベント及びリユース事業	研修・視察事業
年 2 回の開催さつきまつり(5 月) エコフレンズまつり(11 月)  自転車・家具オークション  テーブルマーケット 	環境に配慮した企業の視察や他団体との交流 

資料：エコフレンズいわくに HP (<http://ekofriendsiwakuni.web.fc2.com/index.html>)

3 最終処分計画

施策7 最終処分場の活用と適正管理 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市では、5つの最終処分場を管理していますが、現在埋め立てを行っているのは、日の出町最終処分場、周東埋立処分場の2つです。玖珂不燃物処理場、由宇不燃物処理場、川西不燃物処理場についてはすでに埋め立てを終了しており、廃止に向けた調査を行っています。川西不燃物処理場については、災害廃棄物の仮置場として活用しています。

【施策の方向】

供用中あるいは埋め立てを中止している最終処分場は、周辺環境の保全と有効活用を図るため、適正に管理していくものとします。

埋立終了、廃止した最終処分場は、災害廃棄物の仮置き場としての活用を検討しつつ、適正に維持管理していくこととします。

◆各処分場の今後の埋立方針

施設別	埋立方針	埋立対象物
日の出町 最終処分場	➤ 継続して最終処分を行うものとします。 ➤ 埋立物の3割程度を占めるリサイクルプラザからの不燃物残渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で処理することで埋立量の最少化と最終処分場の延命化を図ります。	セメント原料化できない焼却残渣 不燃物など
周東 埋立処分場	➤ 継続して周東地域の陶磁器類、ガラス類を埋立処分します。	陶磁器類 ガラス類
玖珂 不燃物処理場	➤ 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。 ➤ 災害廃棄物の仮置場としての活用を検討します。	—
由宇 不燃物処理場	➤ 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。 ➤ 災害廃棄物の仮置場としての活用を検討します。	—
川西 不燃物処理場	➤ 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。 ➤ 災害廃棄物の仮置場として活用します。	—

【市民・事業者の役割】

- 最終処分場には、決められた埋立対象物以外を埋めることはできません。決められた方法でちゃんと分別しましょう。

【行政の役割】

- 最終処分場の適正な維持管理を行います。
- 埋め立てが終了した最終処分場は、廃止に向けた調査を行います。また、廃止した施設は、災害時において、災害廃棄物の仮置き場としての利用などを検討します。

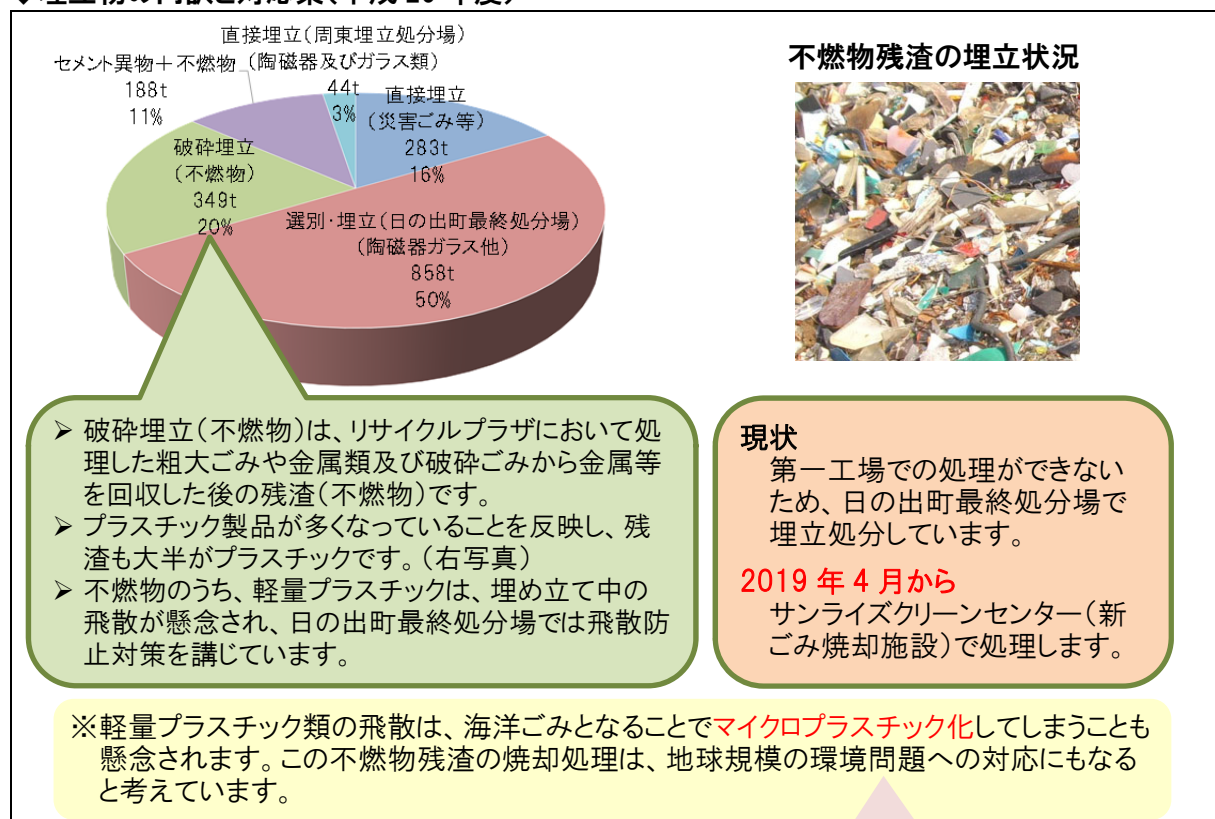
【施策スケジュール】

	施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
継続	処分場の活用と適正管理	継続				

【施策の方向】

最終処分場は、容量に限りのある施設です。処分場がいっぱいになり、埋め立てが終了すると、新たな場所に新しい最終処分場を建設しなければなりません。現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、これまで埋立対象としていた不燃物残渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で処理することにより、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

◆埋立物の内訳と対応策(平成 29 年度)



【市民の役割】

- 本市の最終処分場は、再資源化ができないものや腐敗しないものなどを主に埋立処分しています。ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルを進め、最終処分場の延命化に協力しましょう。

【行政の役割】

- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の適正管理により、最終処分量を最少化し、最終処分場の延命化に努めます。

※海洋プラスチック問題

海に投棄されたプラスチック類は、新たな海洋汚染として世界規模の問題となっています。

特に、投棄されたプラスチック類が自然環境中で破碎・細分化された**マイクロプラスチック**は、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に影響を及ぼすことが指摘されています。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	処分場延命化 不燃物残渣 の焼却処理	← 2019 年 4 月から開始 →				

施策9 在宅医療廃棄物対策

見直し



【既定計画期間の取り組みと課題】

在宅医療廃棄物とは、在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される廃棄物です。その中には、感染性のもの（注射針など）が含まれている可能性があります。

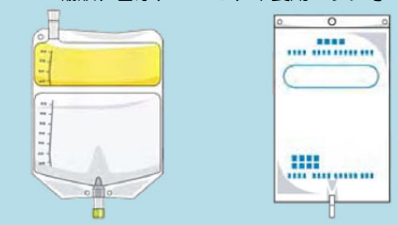
これまで、在宅医療廃棄物は、薬局や医療機関への返却をお願いしていましたが、誤ってプラスチック類に出されるケースがあり、リサイクルに供するプラスチック類の品質低下につながるため、リサイクルプラザで手選別にて回収・除去してきました。回収・除去したものには、針のついたまま出されているものもあり、手選別職員へのケガや二次感染も懸念されます。

【施策の方向】

市民サービスの向上を図るため、在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを『焼却ごみ』に出せるようにします。

また、出し方については、収集カレンダーに分かりやすく掲載します。

◆在宅医療廃棄物の処理

分類	種類	具体例	分別区分	処理
感染性がなく 鋭利でないもの	ビニール バッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	焼却ごみ	サンライズクリーンセンター (新こみ焼却施設)
	チューブ・ カテーテル類 (針のついていないもの)	吸引チューブ、輸液ライン等  チューブ類 カテーテル類		
	注射筒 (針のついていないもの)	 使い捨てペン型インスリン注射器 栄養剤注射器		
	脱脂綿・ガーゼ			
鋭利であるが、 安全な仕組み を持つもの	ペン型 自己注射針	 (針ケース装着時)	収集・ 処理しない	医療機関等へ返却 薬局や
鋭利なもの	医療用注射針 点滴針	 自己注射以外の医療用注射針		

(資料：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」)

【市民・事業者の役割】

- 医療機関や薬局などの事業者は、在宅医療を行っている方に対し、適正処理の説明等を行い、適正処理を進めましょう。
- 在宅医療廃棄物が発生した場合は、本市あるいは医療機関や薬局に相談し、適正処理を行いましょう。

【行政の役割】

- 在宅医療廃棄物の適正処理について、パンフレットや広報を通じて啓発します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	在宅医療系 廃棄物対策	継続				
見直し	出し方変更 チューブ・ バッグ類等	出し方変更開始（2019 年 4 月）				

施策10 災害ごみ対策

重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

災害時に発生するごみは、迅速かつ適正に処理を行う必要があることから、頻発する災害に備え、平時から災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えておく必要があります。

【施策の方向】

2019 年 3 月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を策定します。

今後は、計画にしたがい、収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

また、平時からの市民意識向上のため、「岩国地域災害廃棄物処理計画」を本市ホームページ等に掲載し、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

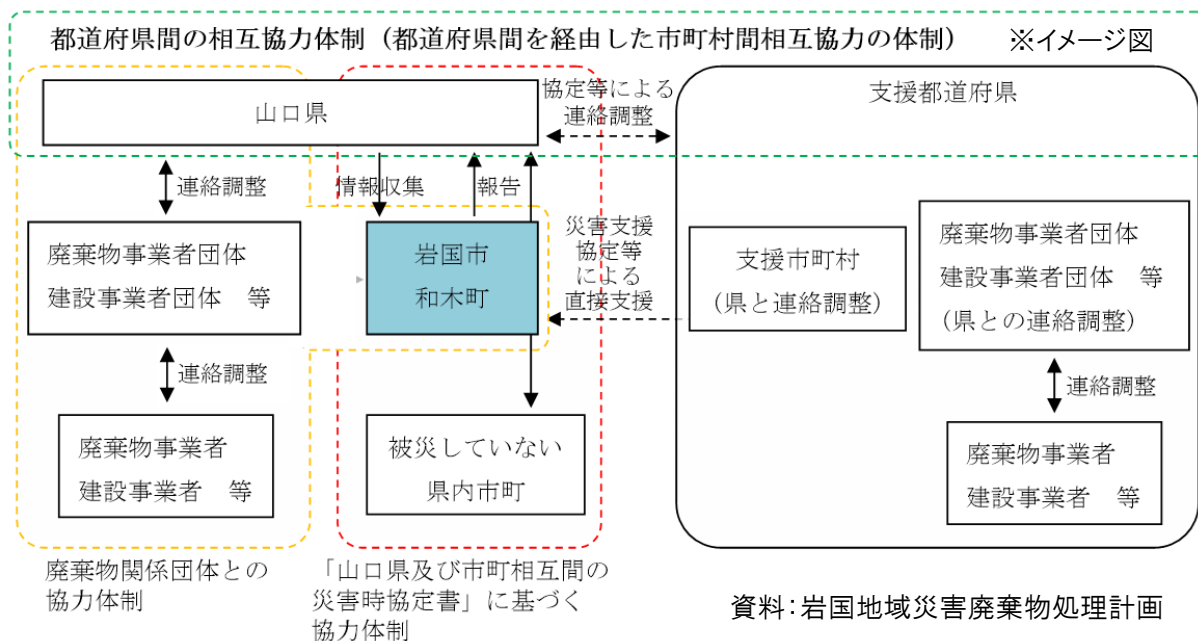
【市民・事業者の役割】

- 災害ごみが発生した場合は、適正に処理するため、分別排出するなど本市の対応策に協力しましょう。
- 事業系ごみは、災害ごみであっても自らの責任において適正に処理することが原則です。やむを得ず本市の処理に出される場合には、災害ごみの減量、適正処理の確保等に関し、本市の対応策に協力しましょう。
- 平時から災害廃棄物を出す場所や出し方について検討しておきましょう。

【行政の役割】

- 市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。
- 災害発生時に迅速に対応するための実施体制づくりを進めます。

◆被災時の支援体制



◆重点的に実施する施策

区 分	概 要
災害廃棄物の処理体制の構築	- 仮置場の選定を行います。 - 処理・処分は本市の施設によることを基本としますが、一定を超えた発生量に対しては、必要に応じて広域的な処理・処分を想定して応援協定等を締結します。
民間事業者との連携	廃棄物処理業者等と災害支援協定を結びます。
災害廃棄物処理に関する情報発信	自治会宛への文書の配布や、本市ホームページへの掲載及び避難所への掲示等で行います。
市民・事業者への「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知	「岩国地域災害廃棄物処理計画」は、本市ホームページに掲載します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	処理体制の構築	構築・運用				
新規	民間事業者との連携	構築・運用				
継続	災害廃棄物に関する情報発信	継続				
新規	災害廃棄物処理計画の周知	計画策定(2019. 3) 周知継続				

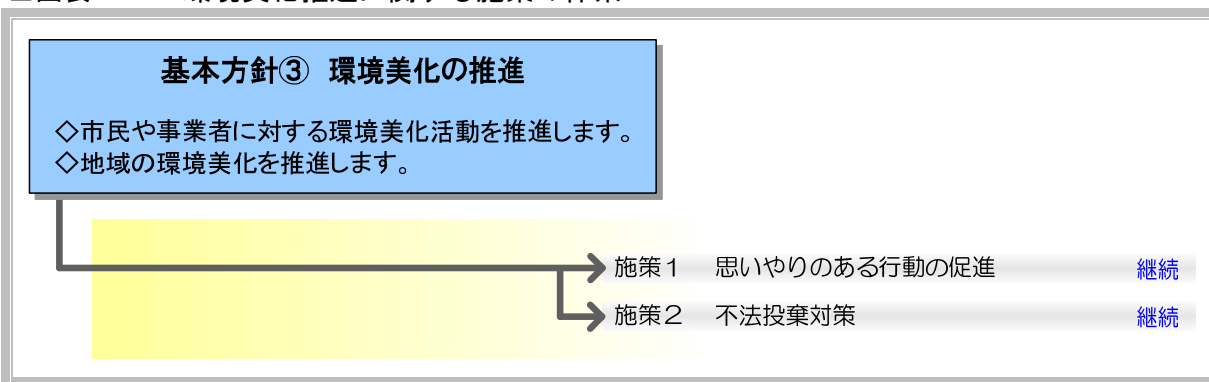
第 8 節 環境美化の推進〔基本方針3〕

環境美化推進施策の方針と施策体系

●施策の方針

- 環境美化の推進には、美化活動に取り組む市民や事業者を増やしていくことが必要です。
- 環境美化の推進に係る施策は、地域の取り組みを支援することで環境美化意識をもつ市民を増やし、思いやりのある行動を促していくものとします。

■図表 3-35 環境美化推進に関する施策の体系



環境美化推進に係る具体的施策

施策1 思いやりのある行動の促進 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

一般的に「環境美化活動」というと、ごみ拾いや溝掃除などの地域清掃を思い浮かべますが、こうした取り組みは、自然豊かなまちを未来まで守っていくための次世代への思いやりのある行動といえます。地域清掃などの環境美化活動に取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。

本市では、「岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（条例第 28 号）」を平成 21 年度に制定しました。この条例は、市民・事業者・行政が一体となって環境美化意識の向上とおもいやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

そのため、市民・事業者へ環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動などにおける顕著な功労があった市民または団体に対し、顕彰を行っています。

感謝状贈呈式(平成 30 年 10 月 5 日)



平成 30 年度は、個人 3 名、3 団体に感謝状を贈呈しました。

◆岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例



目 的	➤ 空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。
迷惑行為	➤ 空き缶等のポイ捨て、歩行中の喫煙等、動物のふんの放置、落書き等を行う。
市の責務	➤ 市民等及び事業者と一体となって、良好な生活環境の確保に関する施策の推進に努めなければならない。 ➤ 良好な生活環境の確保に関し市民等及び事業者の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。
市民等の責務	➤ 自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

◆環境美化に関する情報提供

「やまぐち環境美化情報ネットワーク」

情報の分類	開催日(情報登録日)	件名	活動開催場所
開催予定	2018年11月04日	秋の2泊3日遠征	下松市(平田川)
開催予定	2017年06月21日	夏の2泊3日遠征	下松市内全域
開催予定	2017年07月02日	夏の3泊4日遠征	下松市内三河川(砂防川、平田川、寒沢川)

- 山口県では「やまぐち環境美化情報ネットワーク」を構築し、ホームページ内で情報提供を行っています。
- みなさんも参加してください。

<https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/clean/sys/top.php>

【施策の方向】

本市ホームページ等で活動内容や簡単にできる取り組みなどについて紹介し、より多くの人の取り組みを促進していきます。

【市民・事業者の役割】

- 環境美化活動に参加しましょう。
- 従業員などの意識の啓発に努めましょう。

【行政の役割】

- 環境美化活動の情報提供など、市民・事業者の理解を深められるよう支援していきます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	思いやりのある行動の促進(情報提供等)	継続				

【既定計画期間の取り組みと課題】

不法投棄対策として、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、県や警察、産業廃棄物協会などと連携して不法投棄の未然防止や早期発見のために、情報交換やパトロールを行っており、休日、夜間についても、県委託の警備会社によるパトロールが行われています。また、毎年、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行っています。



平成 30 年 6 月 4 日、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行い、515kg を回収しました。

【施策の方向】

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置、パトロールを継続して実施するとともに、他の取り組み事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進していきます。

【市民・事業者の役割】

- 不法投棄は法律違反であることを認識し、絶対にやめましょう。また、不法投棄されないように、地域の環境づくりを進めましょう。

【行政の役割】

- 不法投棄の防止に対する啓発を広報や本市ホームページで行います。また、不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止パトロールを継続して行います。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	不法投棄対策	継続				



第 4 編

生活排水処理基本計画

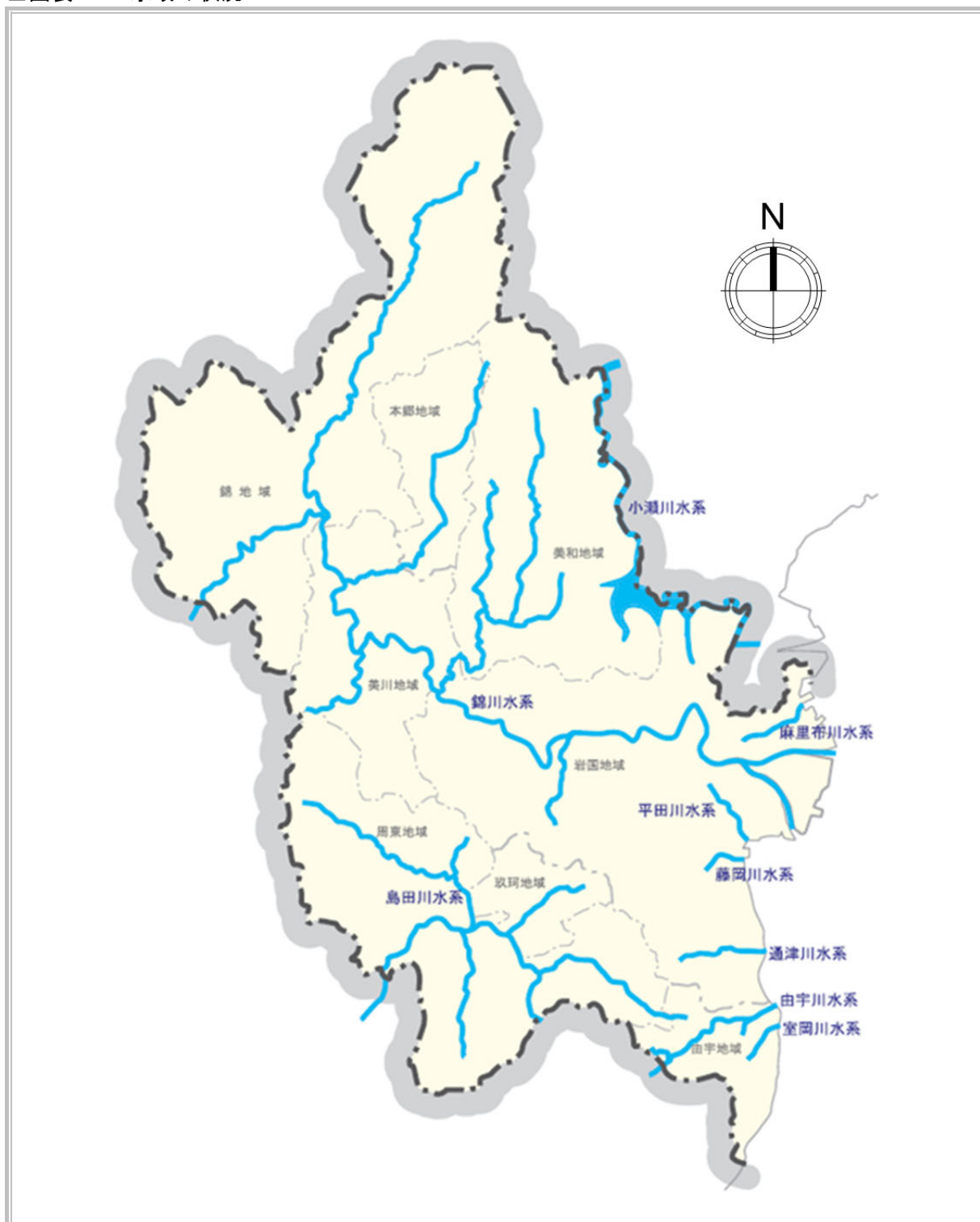
第 1 節

水環境、水質保全に関する状況

1 水域の状況

本市は、中央を流れる山口県下最大河川の錦川水系を中心に、小瀬川、島田川、由宇川等の水系を有しており、小瀬川には1ヵ所、錦川には2ヵ所の湖沼があります。また、市域の南東部は瀬戸内海に面しています。

■図表4-1 水域の状況



2 環境基準の達成状況

本市域内の河川、海域等における環境基準の達成状況をみると、河川については小瀬川水域の1地点で平成28年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。

湖沼については、山代湖のCODが平成26年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。T-N、T-Pは、弥栄湖では環境基準を達成しているものの、それ以外はいずれの地点も未達成となっています。

また、海域については、CODは岩国港（1）で環境基準を達成しています。岩国港（2）では隔年で達成と未達成を繰り返しており、それ以外はいずれの地点も未達成となっています。T-N、T-Pはいずれの地点も環境基準を達成しています。

■図表4-2 水質保全状況

	分類	環境基準類型 あてはめ水域名	指定 類型	項目	地点数	年度ごとの達成状況				
						24	25	26	27	28
BOD COD	河川	小瀬川	AA	BOD	1	○	○	○	○	×
			A	BOD	1	○	○	○	○	○
			B	BOD	1	○	○	○	○	○
		錦川	AA	BOD	2	○	○	○	○	○
			A	BOD	4	○	○	○	○	○
			B	BOD	2	○	○	○	○	○
		由宇川	A	BOD	2	○	○	○	○	○
		島田川	A	BOD	3	○	○	○	○	○
	湖沼	弥栄湖	A	COD	1	○	○	○	○	○
		菅野湖	A	COD	1	○	○	○	○	○
		山代湖	A	COD	1	○	○	×	○	○
	海域	大竹・岩国地先海域	A	COD	4	×	×	×	×	×
		岩国港（2）	B	COD	3	○	×	○	×	○
		岩国港（1）	C	COD	2	○	○	○	○	○
		広島湾西部	A	COD	3	×	×	×	×	×
T-N T-P	湖沼	弥栄湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	○	○	○	○	○
		菅野湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	×	×	×	×	×
		山代湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	×	×	×	×	×
	海域	大竹・岩国地先海域	Ⅱ	T-N,T-P	2	○	○	○	○	○
		岩国港（2）								
		岩国港（1）								
		広島湾西部	Ⅱ	T-N,T-P	4	○	○	○	○	○

資料：岩国市「岩国市の環境（第49報）」

環境基準値とは

- 国においては、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 河川水質の環境基準は、水素イオン濃度(pH)や生物化学的酸素要求量(BOD)等について水域ごとに定められています。
- BOD は、有機物質などが酸化・分解される際に消費される酸素量を示すもので、有機物汚濁の指標とされ、値が高くなるにつれ汚濁していることを示します。なお、海域、湖沼では化学的酸素要求量(COD)が対象となります。
- T-N は総窒素量、T-P は総リン量を示します。いずれも海域や湖沼において、プランクトンが異常に発生するなどして水質が汚濁する富栄養化の指標です。

第2節

生活排水処理の現状と課題

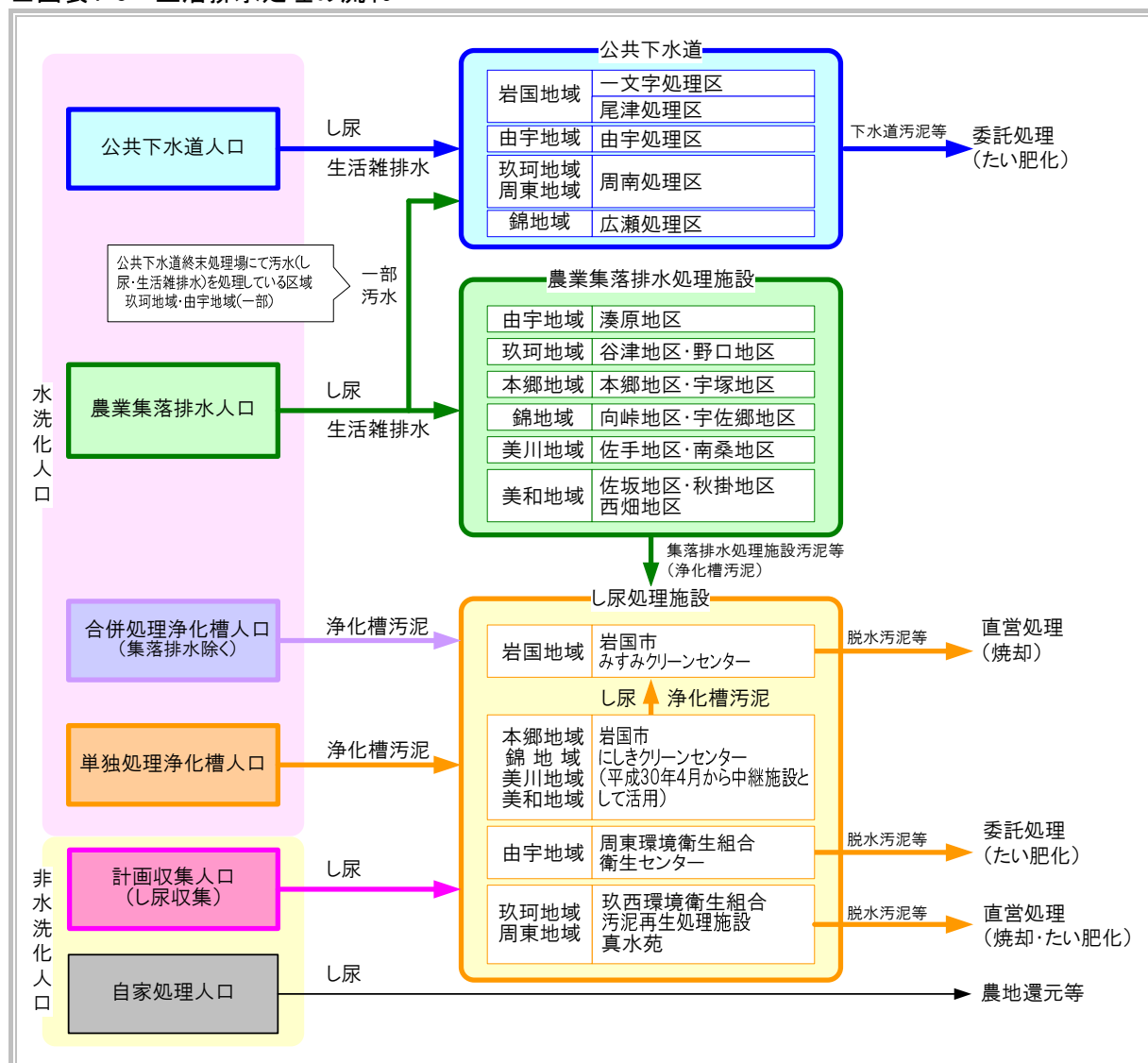
1 生活排水処理の流れ

(1) 現 状

本市域で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理しています。一方、し尿・浄化槽汚泥は、本市並びに一部事務組合のし尿処理施設で処理しています。

し尿処理施設においては、にしきクリーンセンター管内のし尿などを平成30年4月からみすみクリーンセンターで集約処理しています。

■図表4-3 生活排水処理の流れ



浄化槽とは

浄化槽法の改正により、法により定義される浄化槽は「合併処理浄化槽」のみとなり、単独処理浄化槽区分はなくなりました。ただし、実際には使用されているため、「みなし浄化槽」と呼ばれています。本計画では従前の名称（単独処理浄化槽）を用いています。

(2) 課 題

本市域で排出される生活排水の処理施設のうち、し尿・浄化槽汚泥を処理しているし尿処理施設は、旧市町村単位で整備されたものです。処理の効率化の観点から、集約処理を進めるものとしており、にしきクリーンセンターでの処理を停止し、平成30年4月からみすみクリーンセンターでの処理を開始しました。

今後も地域ごとの排出状況、処理施設の状況等を踏まえ集約処理による効率化を図ることが必要です。

2 生活排水処理形態別人口

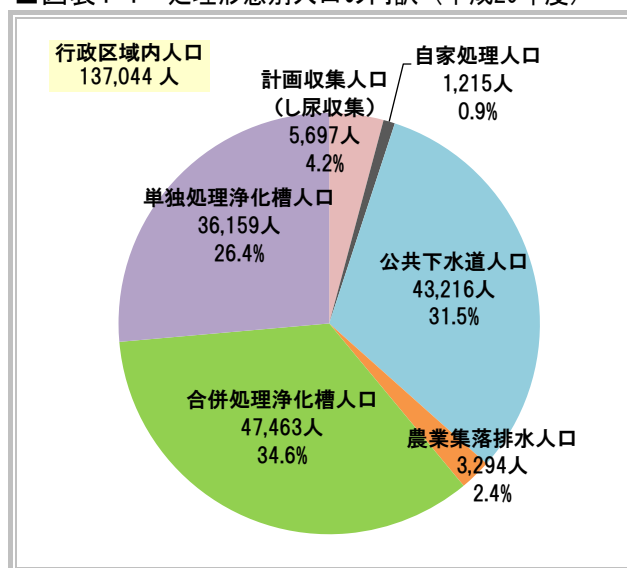
(1) 現 状

本市の処理形態別人口は、平成29年度において公共下水道人口が43,216人、農業集落排水人口が3,294人、合併処理浄化槽人口が47,463人、生活排水を処理している人口は合計93,973人で、生活排水を処理している人口の割合（生活排水処理率）は68.6%です。

(2) 課 題

公共下水道は、計画する地区において順次、施設整備を進める必要があります。また、農業集落排水の施設整備は概ね終了しています。それぞれ未接続世帯において早期の接続が必要です。公共下水道や農業集落排水の整備地区以外では、浄化槽の普及が必要です。

■図表4-4 処理形態別人口の内訳（平成29年度）



生活排水処理率とは

本計画における処理形態別人口は、以下の通りとします。

- 公共下水道人口 = 公共下水道に接続している市民の数
- 農業集落排水人口 = 農業集落排水施設に接続している市民の数
- 合併処理浄化槽人口 = 合併処理浄化槽を設置している市民あるいは団地、アパート等の市民の数
- 単独処理浄化槽人口 = 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を設置している市民あるいはアパート等の市民の数
- 計画収集人口 = くみ取りトイレを設置している市民の数
- 自家処理人口 = くみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の市民の数

生活排水処理率は、し尿に加え、生活排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本市において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『農業集落排水』、『合併処理浄化槽』です。

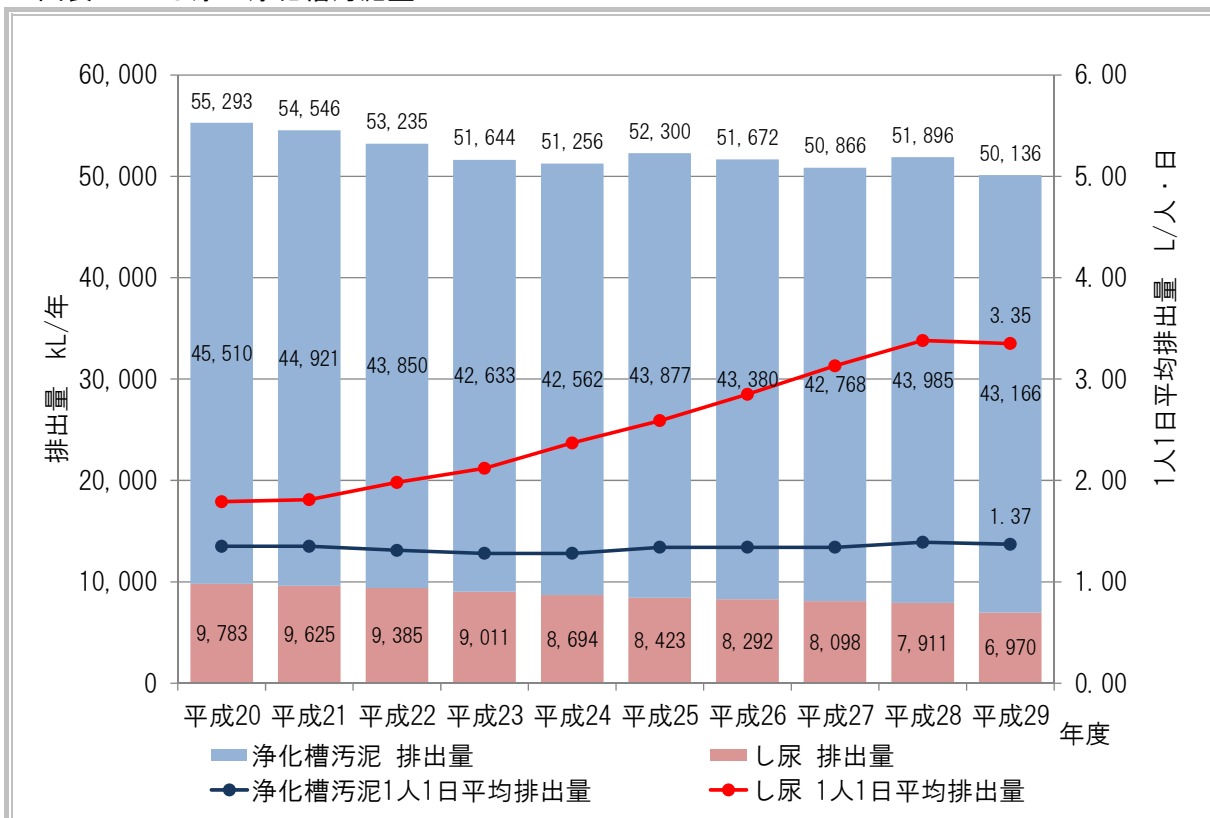
$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区内人口）}} \times 100$$

3 し尿・浄化槽汚泥排出量

(1) 現 状

本市管内から排出されるし尿・浄化槽汚泥量はいずれも減少傾向にあり、平成29年度においてし尿が6,970キロリットル、浄化槽汚泥が43,166キロリットル、合計で50,136キロリットルです。

■図表4-5 し尿・浄化槽汚泥量



(2) 課 題

し尿や浄化槽汚泥量は今後も減少することが見込まれますが、公共下水道や農業集落排水は住宅が連担している地区から順次整備されるため、当面、し尿・浄化槽汚泥の処理は、継続的かつ安定的に行うことが必要です。

また、浄化槽は定期検査や清掃を行わないと機能を十分に発揮せず、下流側の河川等を汚してしまうことも懸念されます。

し尿・浄化槽汚泥は、今後の排出量を注視しつつ、適正処理を行っていくことが必要です。また、浄化槽を設置している市民や事業者は、管理を適正に行うことが必要です。

4 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

(1) 現 状

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行っています。ただし、岩国地域の島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、島ごとに組織された環境衛生組合が収集・運搬を行っています。

また、玖珂地域、周東地域のし尿・浄化槽汚泥は、玖西環境衛生組合が委託した業者が収集・運搬を行っています。

■図表 4-6 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

地域	区分	収集・運搬体制
岩国地域・玖北地域・由宇地域	し尿・浄化槽汚泥	許可業者（本市許可）
岩国地域（島しょ部）	し尿	許可業者 柱島環境衛生組合（本市許可） 端島環境衛生組合（本市許可） 黒島環境衛生組合（本市許可） ※島しょ部から岩国港までの運搬は、各環境衛生組合に委託、岩国港からみすみクリーンセンターまでの運搬は直営にて行っている。
玖珂地域・周東地域	し尿・浄化槽汚泥	委託業者（玖西環境衛生組合委託）

◆島しょ部のし尿の収集・運搬

島内の収集	島内⇒岩国港	岩国港⇒みすみクリーンセンター
		
✓ 小型バキューム車を整備 ✓ 地元住民による環境衛生組合に許可	✓ し尿貯留槽（船）に積み替え、えい航 ✓ 各環境衛生組合に運搬委託	✓ し尿貯留槽からバキューム車に積み替え ✓ 直営による運搬

(2) 課 題

今後、公共下水道の整備による計画収集人口（し尿収集）や浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥量も減少してくることが予測されます。排出量に応じた収集・運搬・処理体制の維持が必要です。

にしきクリーンセンター管内のし尿・浄化槽汚泥は、本郷ごみ処理場に中継施設を整備する事業を進めています。

島しょ部については、地域住民で組織した環境衛生組合が収集・運搬を行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集・運搬が行える体制の整備についての検討が必要です。

(1) 現 状

し尿・浄化槽汚泥の処理は、本市が管理するみすみクリーンセンターほか、3施設で行ってきました。そのうち、2つの組合施設は、構成市町との共同でし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

なお、にしきクリーンセンターは、処理を停止し、平成30年4月からみすみクリーンセンターへ中継運搬して集約処理を開始しています。

また、2つの組合の処理施設は、玖西環境衛生組合の真水苑が供用後15年以上、周東環境衛生組合の衛生センターが36年以上を経過しており、集約処理や施設の再整備の検討が必要な時期となっています。

■図表 4-7 し尿処理施設概要

施 設 名	岩国市みすみクリーンセンター	岩国市にしきクリーンセンター
所 在 地	岩国市三角町三丁目 2 番 7 号	岩国市錦町野谷 1210 番地 1
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理	※本郷ごみ処理場に、し尿・浄化槽汚泥の中継施設を整備するまでの間、中継施設として利用し、その後、解体撤去する予定
公 称 能 力	129kL/日(H30の軽微変更による) (し尿 21.8kL/日、浄化槽汚泥 107.2kL/日)	
供 用 開 始	平成 21 年 4 月	平成 6 年 4 月

施 設 名	玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設 真水苑	周東環境衛生組合 衛生センター
所 在 地	岩国市玖珂町 1401 番地 1	柳井市神代 2805 番地 1
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公 称 能 力	28kL/日 (し尿 13kL/日、浄化槽汚泥 15kL/日)	120kL/日 (し尿 92kL/日、浄化槽汚泥 28kL/日)
供 用 開 始	平成 15 年 4 月	昭和 57 年 5 月

※一部事務組合の構成市町

玖西環境衛生組合：岩国市(玖珂地域・周東地域)、周南市(熊毛地域)

周東環境衛生組合：岩国市(由宇地域)、柳井市、上関町、田布施町、平生町

(2) 課 題

し尿・浄化槽汚泥は、公共下水道の整備による水洗化人口の増加及び人口の減少により減少していくものと考えられます。排出量に応じた効率的な処理体制の構築が必要です。

処理施設については、集約化することとしていますが、その詳細については、し尿・浄化槽汚泥の排出状況を勘案し、慎重に検討していくことが必要です。

6 し尿処理施設から発生する汚泥等の処理・処分

(1) 現 状

し尿処理施設からは、汚泥・し渣・沈砂の残渣が発生します。

本市ではこの残渣を可能な限りたい肥化等し、有効利用に努めています。

本市のし尿処理施設から発生した残渣の最終処分量（一部事務組合の最終処分量を除く）は、平成29年度において133.38トンとなっています。

■図表 4-8 し尿処理施設から発生する残渣の処理・処分方法

地域	方法	中間処理(水処理)	処理・処分方法
岩国地域・玖北地域		みすみクリーンセンター (標準脱窒素処理方式)	焼却(汚泥・し渣・沈砂)⇒埋め立て
由宇地域		周東環境衛生組合 衛生センター (標準脱窒素処理方式)	たい肥化(汚泥全量) 焼却(し渣・沈砂)⇒埋め立て
玖珂地域・周東地域		玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設 真水苑 (膜分離高負荷脱窒素処理方式)	たい肥化(汚泥の一部) 焼却(汚泥の一部・し渣・沈砂)⇒埋め立て

※玖北地域(にしきクリーンセンター)のし尿・浄化槽汚泥は、平成 30 年 4 月からみすみクリーンセンターで集約処理している。

■図表 4-9 平成 29 年度中間処理（水処理）後の施設別汚泥等排出量

施設 種別	みすみ クリーンセンター	にしき クリーンセンター	衛生センター	真水苑
汚 泥	1,165t/年	132t/年	91t/年	それぞれの計量 は行っていない
し 渣	334t/年	7t/年	3t/年	
沈 砂	11t/年	<1t/年	6t/年	
合 計	1,510t/年	139t/年	100t/年	55t/年

※埋め立て(最終処分)の前に焼却処理するため、排出量＝資源化量+最終処分量とはならない。

(2) 課 題

し尿処理施設から発生する残渣のうち有効利用できないものは焼却処理しますが、焼却施設の集約化を進めるとともに焼却灰の有効利用を図り、最終処分量を削減することが必要です。

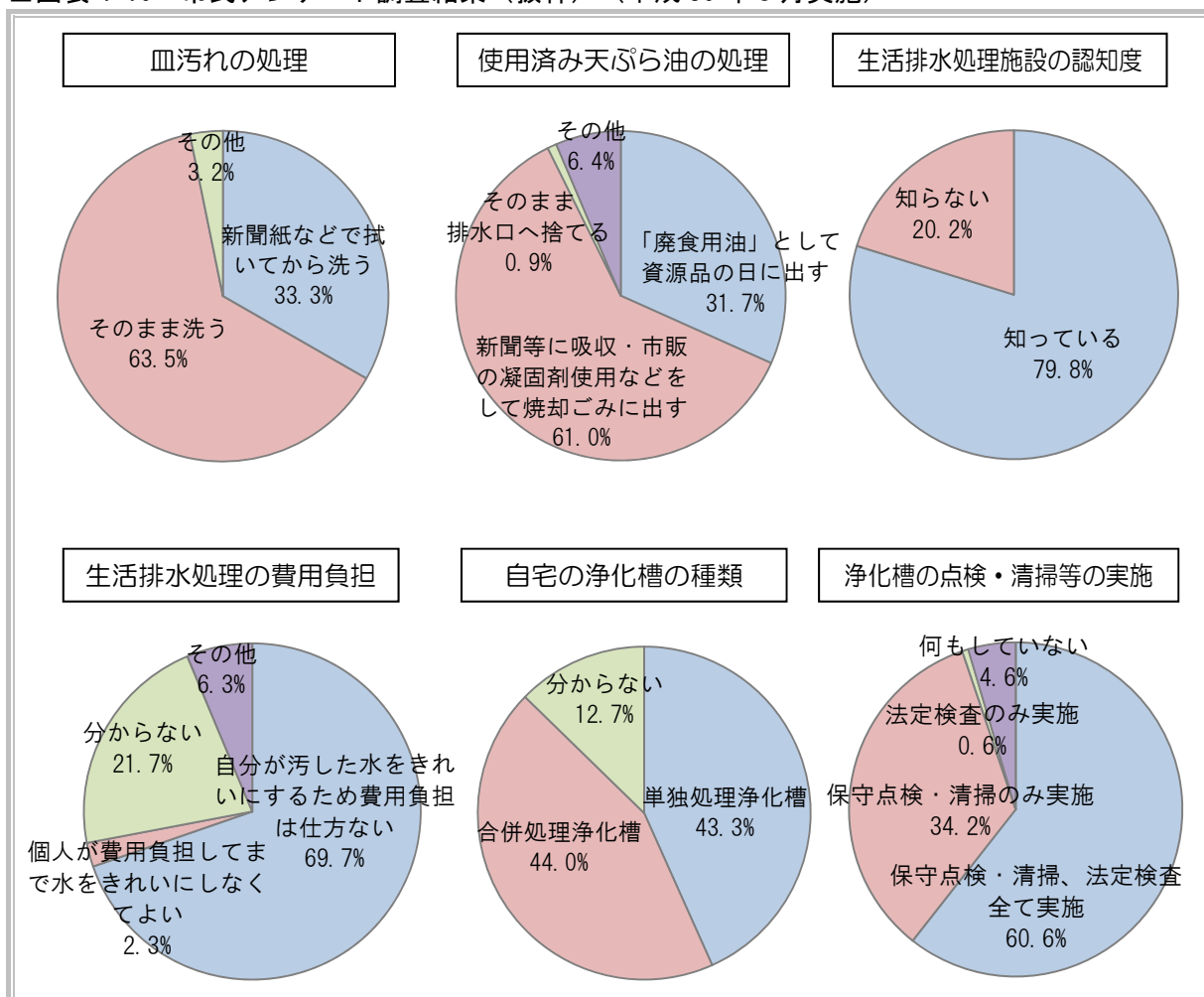
(1) 現 状

市民アンケート調査（平成 30 年 8 月実施、アンケート数 1,400、回答数 599）では、川や海をきれいに保つ取り組みとして 3 割程度の市民が「皿汚れを新聞などで拭いてから洗う」と回答しています。また、使用済み天ぷら油を「そのまま排水口へ捨てる」と回答した市民は 1%未満に留まっています。

生活排水を処理する施設として「公共下水道」、「集落排水施設」、「浄化槽」などの種類があることを「知っている」と回答した市民は 8 割程度、また、「自分が汚した水をきれいにするため費用負担は仕方ない」と回答した市民は 7 割程度でした。

自宅に設置している浄化槽の種類が「分からない」市民が 1 割程度、また、「保守点検・清掃、法定検査を全て実施」していると回答した市民は 6 割程度となっています。

■図表 4-10 市民アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施）



(2) 課 題

川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに対して市民の理解を深めていくことが必要です。

第 3 節 基本理念

本市には、錦川をはじめとする9つの水系があり、中でも最大の流域面積をもつ錦川は、豊富な水量と山口県内の主要河川の中で最も良質な水質に恵まれています。

こうした水系は水道水源となっており、この保全は重要課題のひとつであり、生活排水処理を進めることは、市民に安全でおいしい水を供給するための基本となります。また、環境衛生の向上とともに、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出のためにも生活排水の適正な処理を推進することが必要です。

上位計画や既定計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進めてきましたが、いまだに処理されずに河川に流される台所や風呂などの生活雑排水があります。

本計画では、目標とする姿を「豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」とします。また、その姿を実現するため、①生活排水処理の推進、②市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進を基本理念とします。

■図表 4-11 生活排水処理の理念

目標とする姿

豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

基本理念

① 生活排水処理の推進

日常生活で発生する生活排水について、市民等の取り組みにより水の汚濁負荷量を削減すると共に、発生した生活排水については、処理施設の整備・管理により適正処理を推進する。

② 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して水環境保全に取り組む。

第4節 基本方針

本市における生活排水処理の基本方針は、図表4-12の通りです。

本市において、豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまちづくりを進め、目標とする姿を実現するため、生活排水処理に関する基本方針は、①生活排水処理の推進、②し尿・汚泥の適正処理推進とします。

■図表 4-12 生活排水処理に関する基本方針

豊かな自然と
充実した社会
基盤により
快適に暮ら
せるまち

① 生活排水処理の推進

- 市民・事業者の生活排水処理への取り組みを進める。
- 市民・事業者の生活排水処理に関する意識の向上を図ると共に、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求める。
- 地域の特性に見合った生活排水処理施設を整備し、かつ適正な維持管理を行う。

② し尿・汚泥の適正処理推進

- 市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取り組みを進める。
- 汚泥の有効利用を継続するとともに、効率的な処理を進めるため、必要な設備を整備する。
- 処理施設は、適正な維持管理に努めるとともに、処理の効率化を図るため、順次集約化していく。

《生活排水処理施設の整備方針》

- ① 人口の密集地域においては、集合型処理施設である公共下水道事業など、適切な処理施設を選択して整備する。
- ② 集落の形態をなさず、分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽の整備を促進する。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。

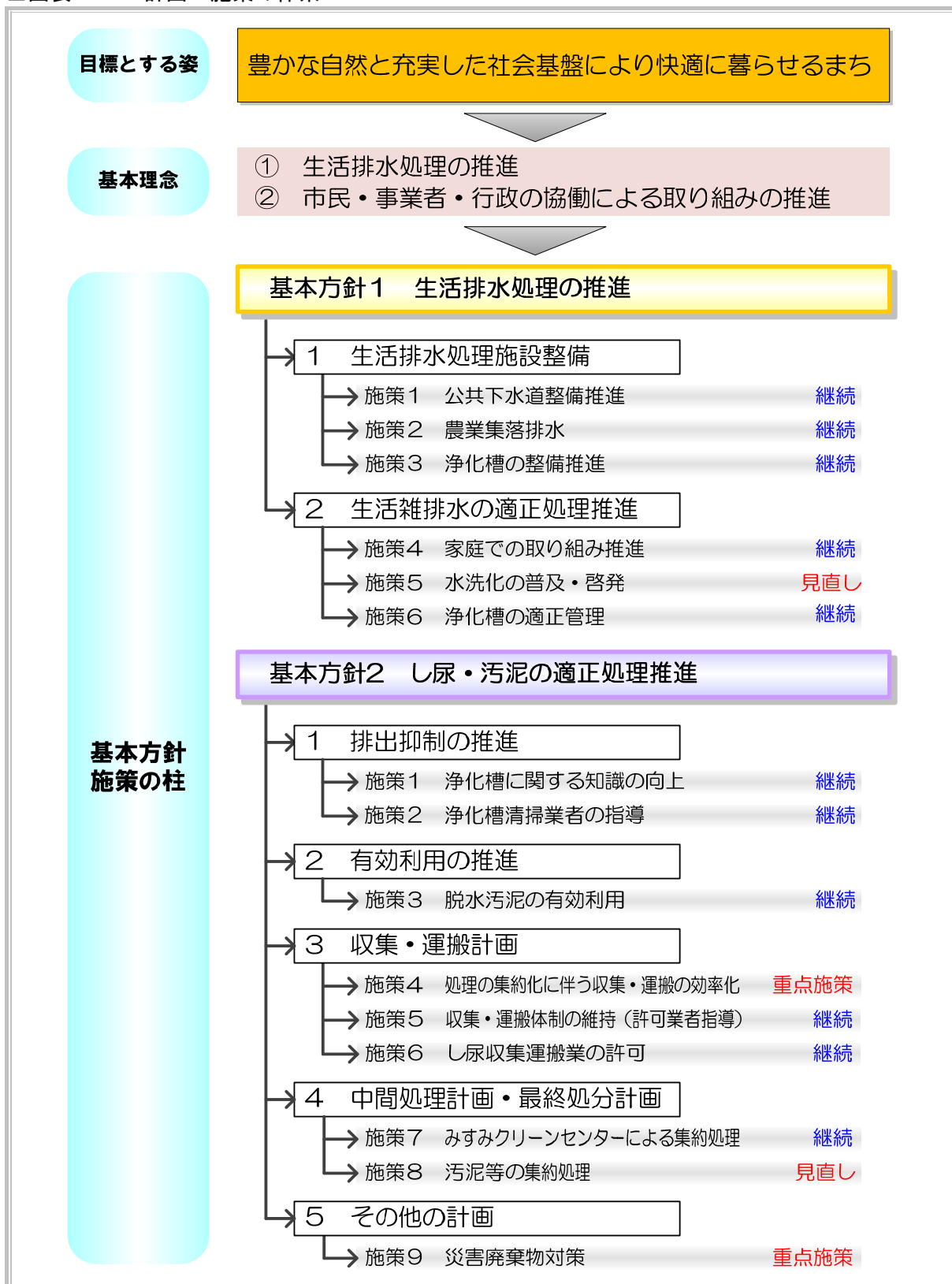
第 5 節

計画・施策の体系

生活排水処理計画の体系は、図表4-13の通りです。

本計画では、目標とする姿を実現するために、今後実施する施策を示しています。

■図表 4-13 計画・施策の体系



第 6 節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表4-14の通りです。また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は基本的に本市において許可した業者が行い、し尿処理施設等へ搬入しています。

ただし、玖珂・周東地域においては玖西環境衛生組合が委託により収集・運搬を行っています。また、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿については、各島の環境衛生組合が本土まで収集・運搬を行っています。

■図表 4-14 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活排水	本市（山口県※）
農業集落排水	し尿・生活排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本市 玖西環境衛生組合 周東環境衛生組合

※玖珂地域、周東地域の公共下水道は、本市において流域関連公共下水道事業（面的な整備）を行い、山口県が幹線排水管から終末処理場の整備を行う周南流域下水道事業を行っています。

第 7 節 生活排水の処理計画

1 処理の目標

本市における生活排水処理率は、現在（平成29年度）の68.6%を計画目標年度である2023年度に75.9%とすることを目標とします。

生活排水処理施設は、公共下水道及び合併処理浄化槽を整備するものとします。

■図表 4-15 生活排水処理の目標

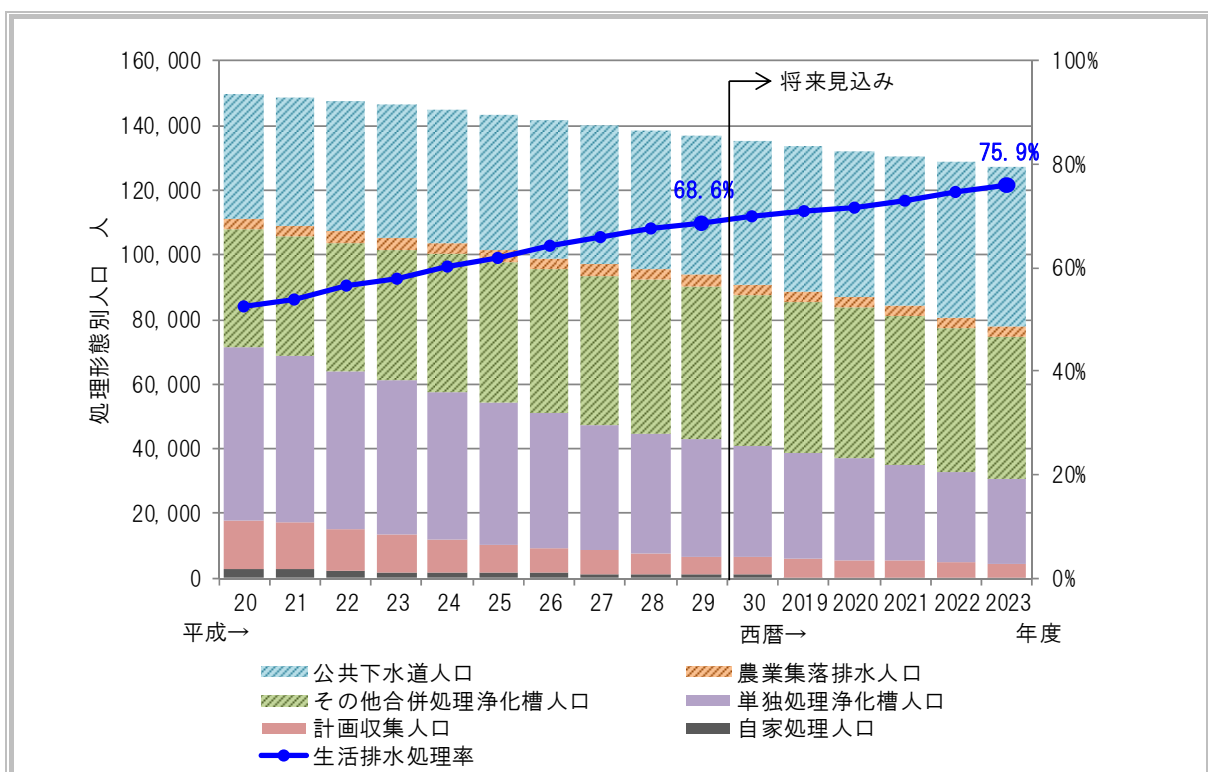
	現 在 (平成29年度)	計画目標年度 (2023年度)
生活排水処理率	68. 6%	75. 9%

■図表 4-16 処理形態別人口の内訳

	現 在 (平成29年度)	計画目標年度 (2023年度)
行政区域内人口	137, 044人	127, 334人
水洗化・生活雑排水処理人口	93, 973人	96, 691人
公共下水道人口	43, 216人	49, 539人
農業集落排水人口	3, 294人	3, 053人
合併処理浄化槽人口	47, 463人	44, 099人

※行政区域内人口は、ごみ処理計画との整合のため、各年度 10 月 1 日現在の人口を採用しています。

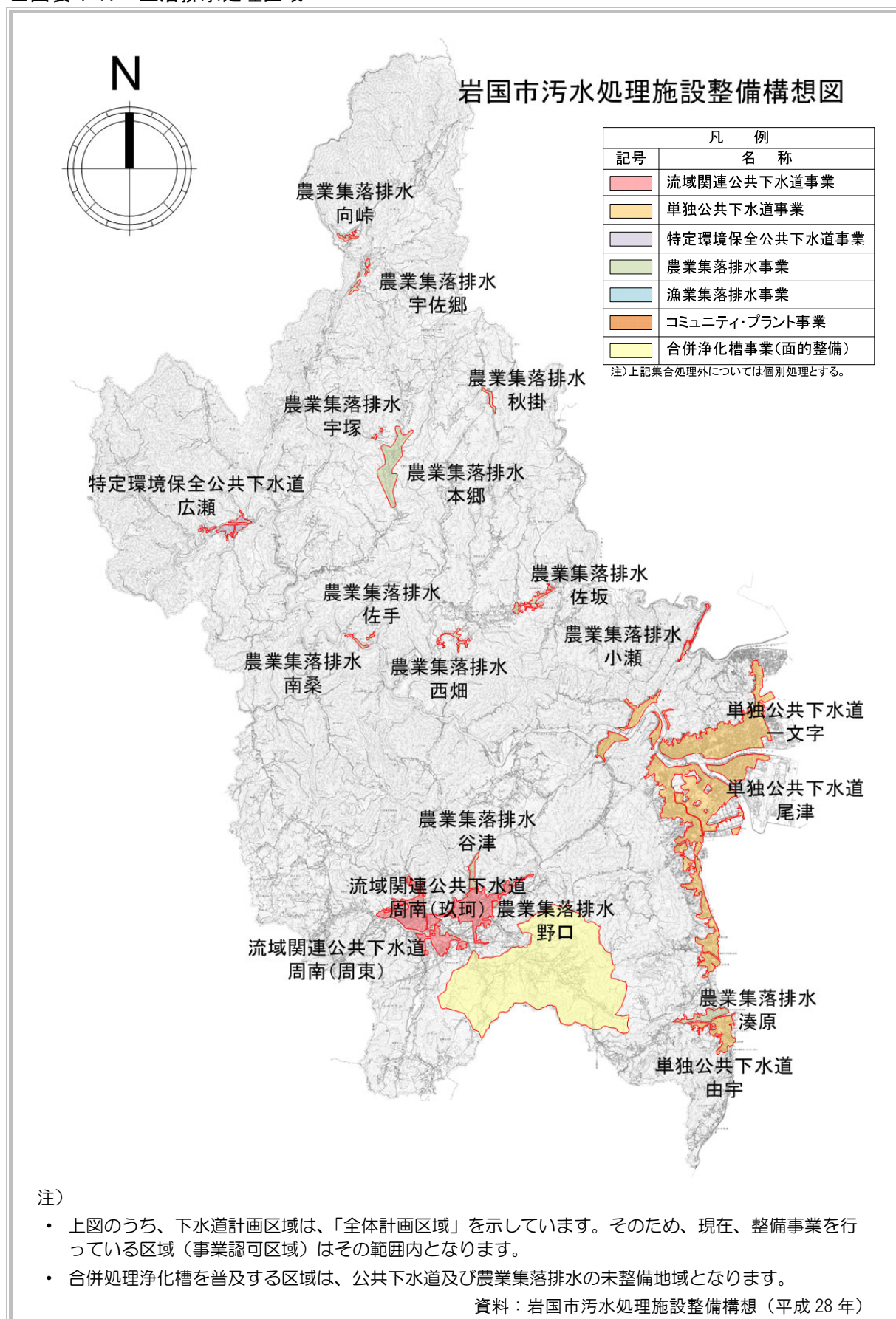
水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道事業計画、污水处理施設整備構想に整合した各年度 3 月末現在の人口です。



2 生活排水を処理する計画区域

生活排水を処理する計画区域は図表4-17の通りです。

■図表 4-17 生活排水処理区域



第 8 節

生活排水処理の推進〔基本方針1〕

生活排水処理の推進に係る具体的施策

1 生活排水処理施設整備

施策1 公共下水道整備推進

継続

本市において整備する公共下水道事業の概要は、図表4-18の通りです。

本市の公共下水道は、単独、流域関連及び特定環境保全公共下水道があり、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として整備を進め、施設等の維持管理を行っています。

事業認可を受け整備を進めているのは、単独公共下水道である一文字、尾津及び由宇処理区、さらに、流域関連公共下水道である周南処理区の4処理区です。特定環境保全公共下水道である広瀬処理区は平成19年度に整備完了しています。

■図表 4-18 公共下水道事業の概要（平成 29 年度末現在）

地 域	岩国地域				由宇地域	
処 理 区	一文字処理区		尾津処理区		由宇処理区	
計 画 区 分	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計 画 目 標	2035年度	2023年度	2035年度	2023年度	2035年度	2023年度
計画処理人口	31,116人	32,273人	39,714人	16,299人	4,070人	3,884人
処理区域面積	906.5ha	742.5ha	1,363.0ha	483.0ha	147.0ha	122.9ha
終 末 処 理 場	一文字終末処理場 (合流式・分流式)		岩国南せせらぎセンター (分流式)		由宇浄化センター (分流式)	
供 用 開 始	昭和56年		平成20年		平成17年	
地 域	玖珂地域		周東地域		錦地域	
処 理 区	周南処理区(玖珂分区)		周南処理区(周東分区)		広瀬処理区	
計 画 区 分	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計 画 目 標	2028年度	2022年度	2028年度	2022年度	2024年度	2024年度
計画処理人口	8,265人	8,310人	6,226人	6,330人	2,100人	2,100人
処理区域面積	300.0ha	290.6ha	404.7ha	378.8ha	84.77ha	84.77ha
終 末 処 理 場	周南流域下水道浄化センター (分流式)		周南流域下水道浄化センター (分流式)		広瀬浄化センター (分流式)	
供 用 開 始	平成3年		平成3年		平成13年	

注)・岩国地域の保津処理区は、平成 24 年度の計画見直し時に保津分区として尾津処理区に編入しました。

資料：岩国市下水道事業計画

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	公共下水道 整備推進	整備・維持管理				

施策2 農業集落排水

継続

本市の農業集落排水処理施設整備事業の概要は、図表4-19の通りです。

農業集落排水は、現在、12地区（処理区）で整備が完了しています。このうち、玖珂地域の2処理区と由宇地域の湊原処理区の一部は、公共下水道へ接続して污水处理を行っています。今後は、施設の利用促進と維持管理により生活排水処理を進めるものとします。

■図表 4-19 農業集落排水処理施設整備事業の概要

地 域	由宇地域	玖珂地域			玖北地域		
処 理 区	湊原	谷津	野口	本郷	宇塚	向峠	
供 用 開 始	平成8年4月	平成7年4月	平成9年4月	平成9年4月	平成22年4月	平成8年4月	
計画処理区域面積(ha)	15.0	23.5	3.5	72.2	11.2	19.0	
計 画 処 理 人 口 (人)	1,251	558	165	1,015	58	139	

地 域	玖北地域					
処 理 区	宇佐郷	佐手	南桑	佐坂	秋掛	西畑
供 用 開 始	平成20年4月	平成1年12月	平成19年4月	平成3年4月	平成7年4月	平成12年4月
計画処理区域面積(ha)	29.6	2.0	12.0	36.0	8.5	13.9
計 画 処 理 人 口 (人)	230	70	256	582	145	181

（資料：岩国市污水处理施設整備構想）

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	農業集落排水処理施設	施設の利用促進・維持管理				

施策3 浄化槽の整備推進

継続

本市での浄化槽の整備推進は、個人設置型の事業である浄化槽設置整備事業と市町村設置型の事業である特定地域生活排水処理事業にて行っています。

個人設置型の事業は、個人が浄化槽を設置し管理するもので、本市では、公共下水道や農業集落排水の処理区以外で浄化槽整備を推進するため、設置に対する補助金の交付制度を導入しています。2019年度から2023年度の5年間において、年間230基、842人を目標に設置する計画です。

一方、市町村設置型の事業は、市が浄化槽を設置、管理し、その負担を使用料として徴収するもので、周東町祖生において年間10基、34人を目標に設置する計画です。

■図表 4-20 合併処理浄化槽設置整備事業の概要（年間計画）

	個人設置型	市町村設置型	計
設置基数	230基	10基	240基
処理人口	842人	34人	876人
1基あたり人口	3.66人/基	3.40人/基	3.65人/基

合併処理浄化槽設置に対する補助金

市内の補助金交付対象地域で専用住宅に浄化槽を設置しようとする人に対して、補助金を交付します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽の整備推進	合併処理浄化槽設置整備				

施策4 家庭での取り組み推進

継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

川や海などの公共用水域を保全するため、水にやさしい生活を送るための情報を広報いわくに等により情報提供を行ってきました。

特に、公共下水道や浄化槽は、正しく使用することで汚水をきれいにする機能を発揮します。積極的な情報提供により、市民や事業者が積極的に取り組むことが必要です。

一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターにおいて一般公開し、施設見学を受け入れています。施設見学等は、生活排水に係る家庭での取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくことが必要です。

■図表 4-21 一般公開・施設見学参加者数

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
一般公開	12 人	15 人	1 人	0 人	1 人
施設見学	42 人	0 人	55 人	45 人	22 人

注)平成 27 年度と平成 29 年度は、一文字終末処理場改築工事のため一般公開しておらず、岩国南せせらぎセンターのみの値である。

【施策の方向】

パンフレット配布や総合支所及び出張所等でポスター掲示を行うと共に、体験し、学習してもらう機会をつくります。

◆下水道の機能などを紹介したパンフレット(抜粋)



資料:公益社団法人日本下水道協会

【市民・事業者の役割】

- 常日頃から生活排水について考え、一人ひとりが各家庭から出る水の汚れをできるだけ減らす取り組みを始めましょう。

【行政の役割】

- 水にやさしい生活を送るための情報について、分かりやすく説明したチラシなどを配布します。
- 一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターへの施設見学者を受け入れます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	家庭での 取り組み推進	パンフレット等による情報提供				
継続		施設見学・一般公開				

◆コラム 水にやさしい生活を送りましょう

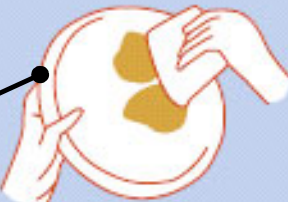
台所ではこんなこと



食事や飲み物は必要な分だけを作り、飲み物は飲みきれ的分だけを注ぐ。



水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。



食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。



残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力を、やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。



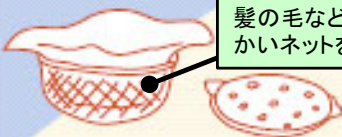
米のとぎ汁は植木の水やりに、養分を含んでいるので、よい肥料になります。



食器を洗う時は洗い桶を使用し、洗剤は適量の水で薄めて使います。

お風呂ではこんなこと

洗濯ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。



シャンプー、リンスは適量を守りましょう。



お風呂の残り湯は洗濯に、温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。



洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなる訳ではありません。



くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

トイレではこんなこと



トイレは使用後にちよこちよこつと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

資料：環境省「生活排水読本」

【既定計画期間の取り組みと課題】

公共下水道や農業集落排水の整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を促進するため、本市ホームページや広報いわくに等により啓発・お知らせしています。

具体的には、9月10日の下水道の日に合わせて、「広報いわくに」に啓発記事を掲載しています。さらに、下水道工事に伴う対象者に対し、説明会を開催し

本市のマンホール(例)



【施策の方向】

下水道への関心を高めるため、本市ホームページでの啓発記事を充実させるとともに、マンホールカードを作成し、これをアイテム(道具)とした環境イベント等を開催します。

【市民の役割】

- 下水道整備地区では、早期に下水道に接続しましょう。その他の地区では、合併処理浄化槽への切替等を行いましょう。

【行政の役割】

- 生活排水処理の必要性を説明するなどし、公共下水道などに早期に接続してもらえるよう、広報いわくにや本市ホームページを通じて市民への啓発、事業者への指導を行います。
- マンホールカードをアイテムに下水道への関心を高めてもらえるよう啓発します。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	水洗化の普及・啓発					
追加		マンホールカード作成・イベント開催等による普及啓発				

マンホールカードとは

- マンホールカードは、名所・名産品・ゆるキャラなど様々なデザインが施されたマンホール蓋をGKPが企画・監修し、由来、設置位置などを記載し、無償配布しているコレクションカードです。
- マンホールカードは、下水道の大切さをより深く理解してもらうことを目的として発行されており、8月時点で364自治体の指定配布場所に実際に訪れることで、無償で手に入れることができます。
- カードの収集やマンホールサミット(イベント・下水道施設見学)などが開催されています。

GKPとは

下水道広報プラットフォーム(GKP)は、下水道界をはじめ様々な人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えと共、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークです。

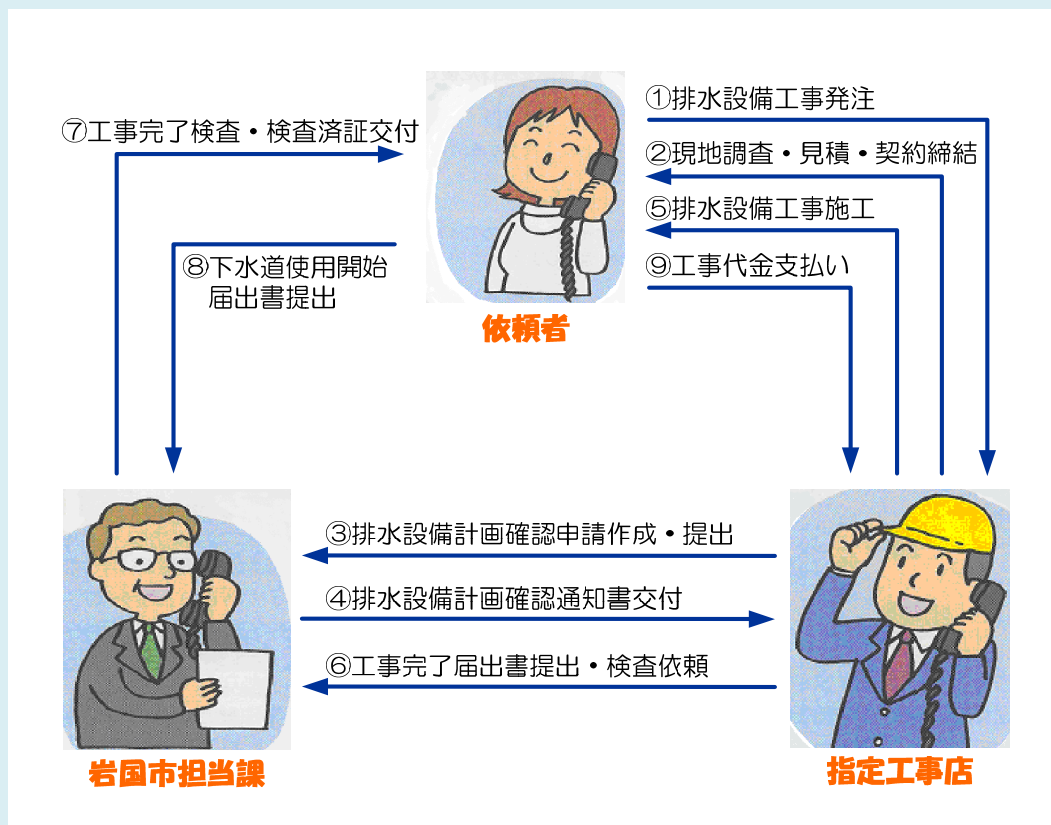
マンホールサミットの様子



資料：GKP下水道広報プラットフォームHP(<http://www.gk-p.jp/>)

◆コラム 公共下水道接続の手続き / 合併処理浄化槽の機能

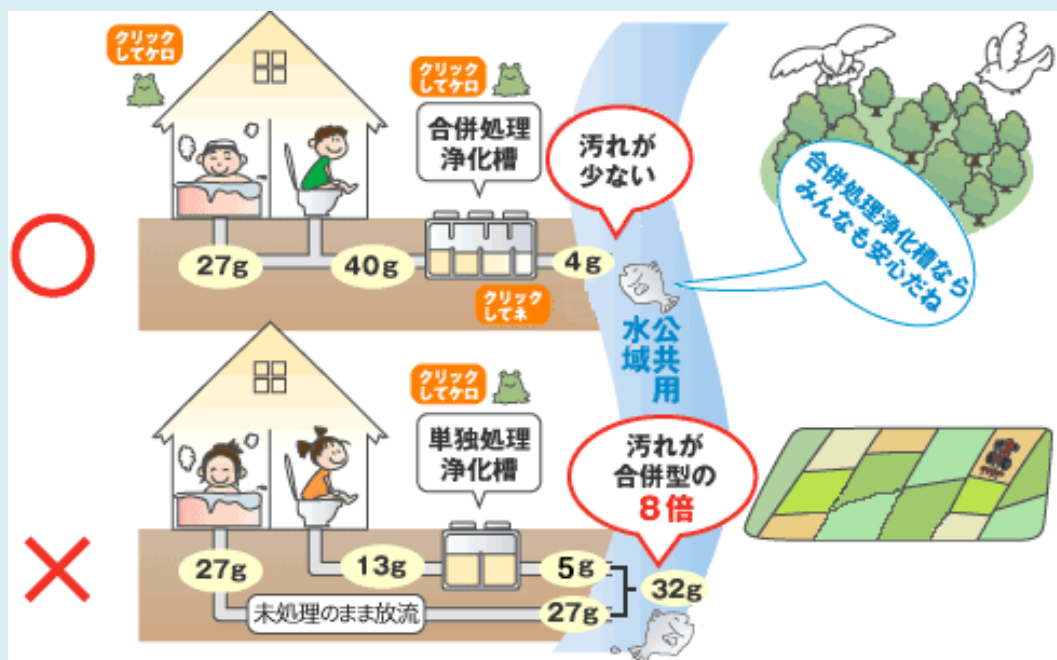
公共下水道への接続は、いろいろな手続きが必要です。本市ホームページでは手続きの流れを分かりやすく示しています。また、「資金融資あっせん制度」も紹介しています。



資料：岩国市都市建設部下水道課「下水道のしおり」

トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを $\frac{1}{8}$ に減らすことができます。

台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。本市では付け替えに補助金を交付しています。



資料：環境省浄化槽サイト(<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>)

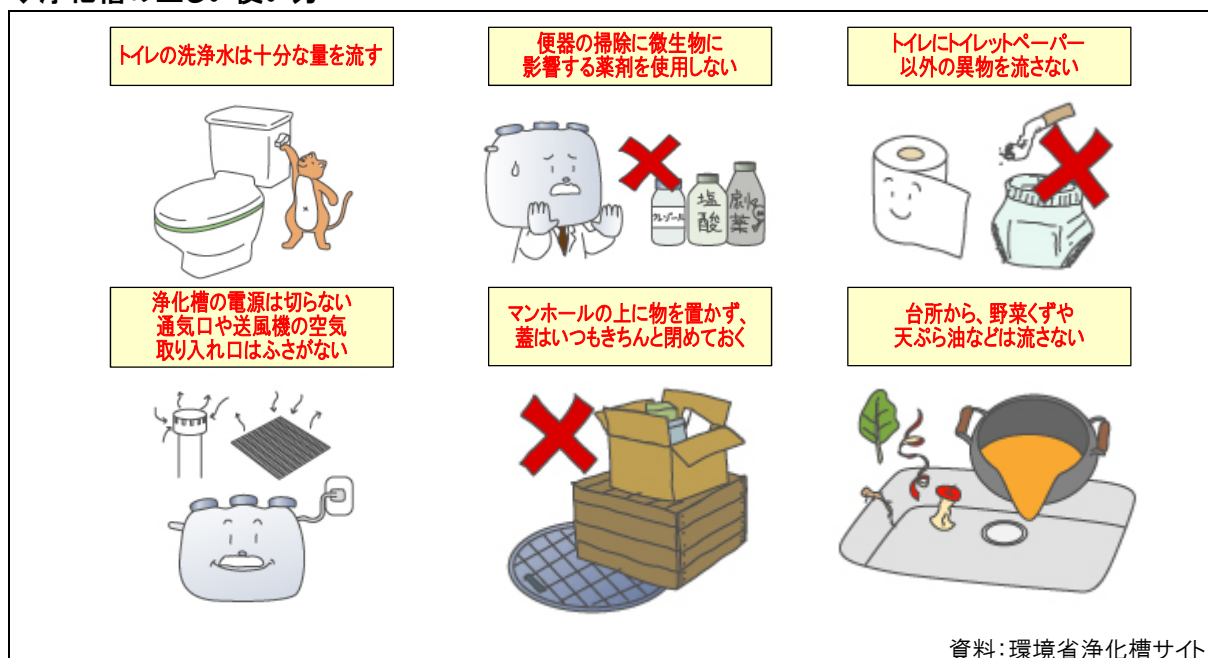
【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽の機能を正常に発揮させるためには保守点検、清掃及び法定検査が不可欠です。そのため、6月の環境月間及び10月1日の「浄化槽の日」に合わせて、広報いわくに、本市ホームページ等で浄化槽の適正管理を啓発しています。浄化槽の重要性について理解してもらうための工夫が必要です。

【施策の方向】

引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど情報提供の機会を増やす方法について検討します。

◆浄化槽の正しい使い方



【市民・事業者の役割】

- 台所から天ぷら油は流さないようにしましょう。また、便器の掃除には微生物に影響するような薬剤は使用しないようにしましょう。
- 浄化槽管理者は、保守点検、清掃、法定検査を行いましょう。

【行政の役割】

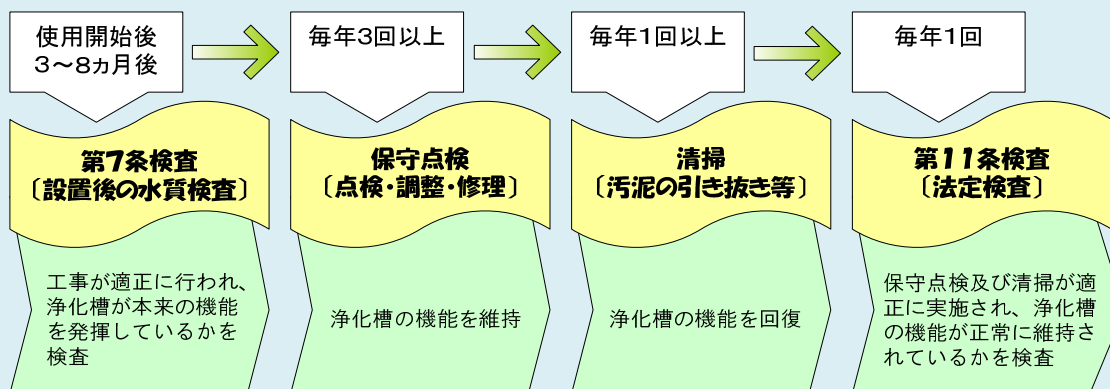
- 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

【施策スケジュール】

	施策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽の適正管理	広報・ホームページでの啓発				

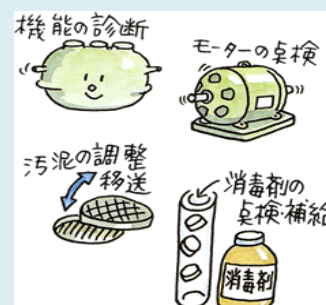
◆コラム 浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう

① 浄化槽管理の流れ



② 保守点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。**保守点検は、山口県の登録を受けた保守点検業者に委託**してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



〔保守・点検回数〕

処理方法	浄化槽の種類	回 数
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	4 か月に 1 回以上
	2 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 か月に 1 回以上
活性汚泥方式	—	1 週に 1 回以上
回転盤接触方式 接触ばっ気方式 又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は 凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク または流量調整槽を有する浄化槽 (1 に掲げるものを除く)	2 週に 1 回以上
	3 1 及び 2 に掲げるものの以外の浄化槽	3 か月に 1 回以上

③ 清 掃

- 浄化槽の清掃は、**市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託**してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。



④ 法定検査

- 法定検査は、**山口県の指定する検査機関**が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、法定検査を年に一回必ず受けなければなりません。

⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

第 9 節

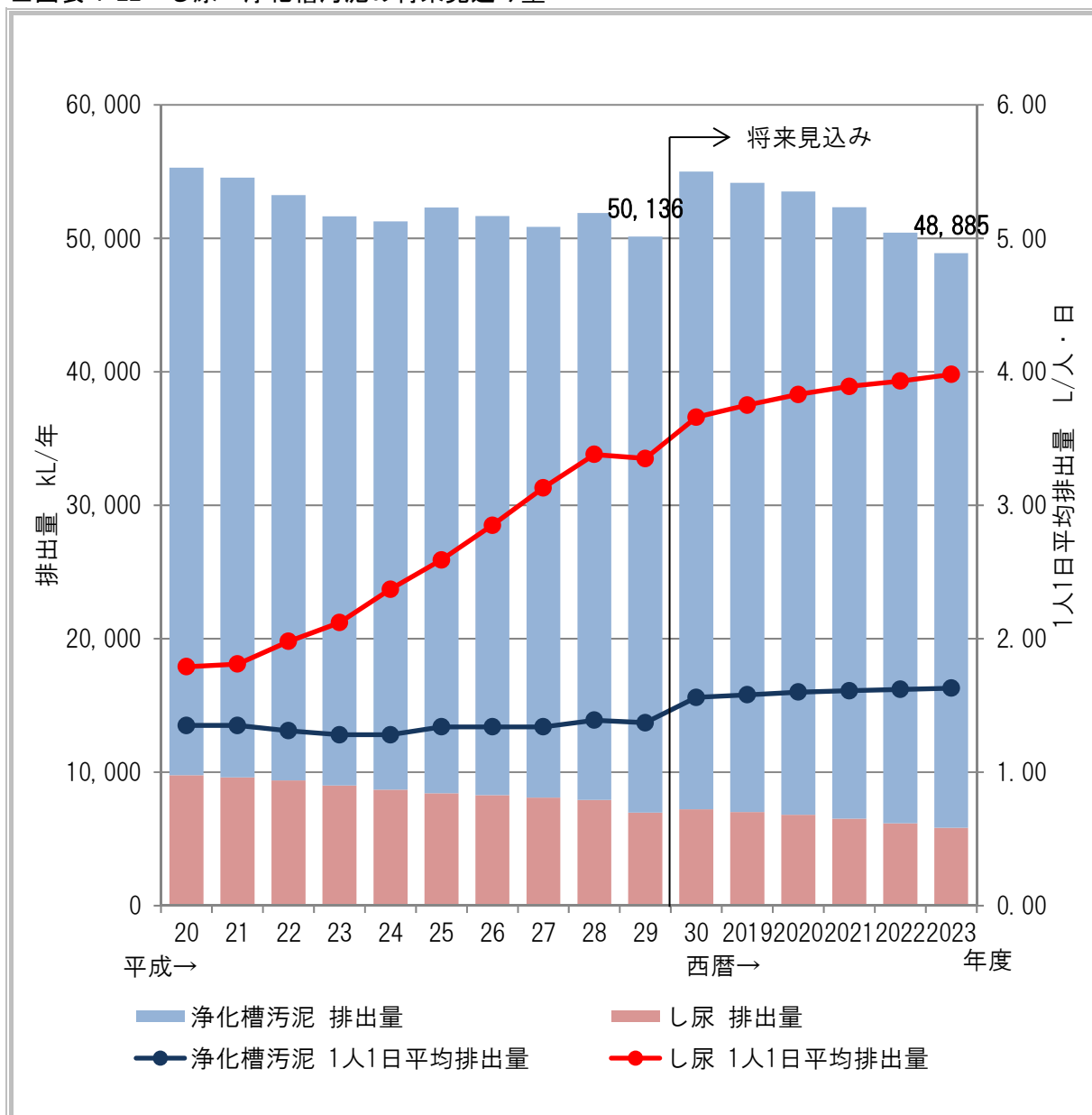
し尿・汚泥の適正処理推進〔基本方針2〕

し尿・浄化槽汚泥の排出量等の将来見込み

本市において処理するし尿・浄化槽汚泥量は、図表4-22の通りです。

し尿・浄化槽汚泥とも平成30年に増加しましたが、将来は減少し、2023年度には年間48,900キロリットル程度になると見込まれます。

■図表 4-22 し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量



し尿・汚泥の適正処理推進に係る具体的施策

1 排出抑制の推進

(1) 排出抑制に関する目標

- 浄化槽の管理を行う市民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもってもらい、さらに、浄化槽清掃の許可業者は正しく汚泥を引き抜くことで、汚泥の排出を抑制します。

(2) 排出抑制に関する施策

施策1 浄化槽に関する知識の向上

継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

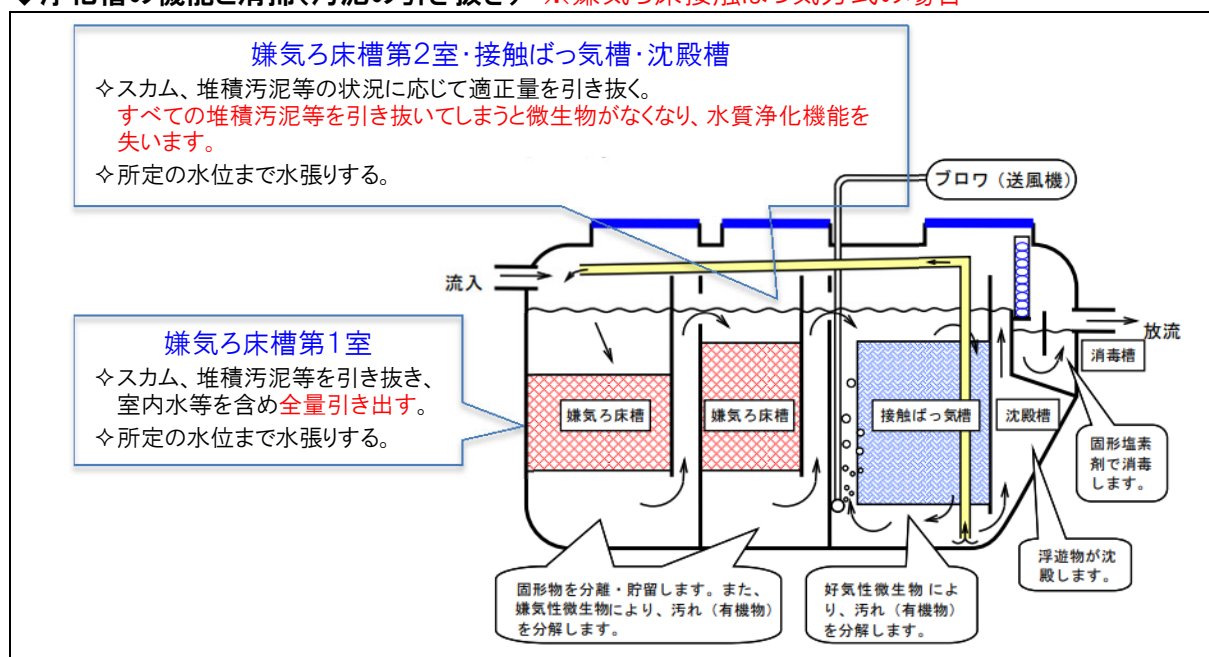
浄化槽汚泥は、きちんと清掃しないと汚泥が腐敗するなど、し尿処理施設において処理を困難なものとしします。そのため、浄化槽法に基づく「保守点検」、「清掃」、「法定検査」について、本市ホームページ等により啓発しています。浄化槽の管理者は、設置者であることを理解し、適正な管理に努めることが必要です。

一方で、浄化槽の清掃時における汚泥の引き抜きは清掃業者が行いますが、適正な引き抜きが行われていない状況も見受けられます。

【施策の方向】

浄化槽汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第9条の規定により行うこととされており、汚泥の引き抜き量は浄化槽の型式により異なります。設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法について岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等で引き続き市民（管理者）に情報提供を行い、市民の浄化槽清掃に対する知識の向上を図っていくものとしします。

◆浄化槽の機能と清掃（汚泥の引き抜き） ※嫌気ろ床接触ばっ気方式の場合



【市民・事業者の役割】

- 浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。

【行政の役割】

- 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽に関する知識の向上	広報・ホームページでの啓発				

施策2 浄化槽清掃業者の指導

継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は形式などにより汚泥の引き抜き量が異なりますが、間違った認識によって引き抜き量が多くなるなど、適正な維持管理の妨げになっている例も見られます。本市では、年に2回以上清掃業者との協議を行い、適正な管理が行われるよう指導しています。

なお、保守点検業者や清掃業者は、点検作業時等において市民と多くの会話が可能であることから、市民への説明者となってもらうことで知識を広めることができます。

【施策の方向】

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、清掃業者に対して法に基づく適正な汚泥の引き抜きを行うよう指導します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、適正な浄化槽管理に関する市民等への「説明者」になってもらえるよう協力依頼します。

【市民・事業者の役割】

- 浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。
- 保守点検業者、清掃業者は市に協力し、適正な浄化槽の保守、清掃を行いましょう。

【行政の役割】

- 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、年2回以上の清掃業者との協議を継続し、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽清掃業者の指導	広報・ホームページによる提供・年2回以上の協議				

2 有効利用の推進

(1) 有効利用に関する目標

- し尿・浄化槽の処理工程で発生する汚泥は、たい肥化あるいはセメント原料化し、有効利用します。

(2) 有効利用に関する施策

施策3 脱水汚泥の有効利用 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

現有し尿処理施設では、処理工程で発生する脱水汚泥について、玖西環境衛生組合の真水苑では一部をたい肥化处理、周東環境衛生組合の衛生センターでは委託によりたい肥化しています。

【施策の方向】

玖西環境衛生組合の真水苑での一部をたい肥化处理、周東環境衛生組合の衛生センターでの委託によるたい肥化は継続実施します。

みすみクリーンセンターから発生する脱水汚泥については、処理の効率化を図るため、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）へ搬入、焼却処理し、焼却灰をセメント原料化することで有効利用を図ります。

◆汚泥の有効利用方法

みすみクリーンセンター （本市）	汚泥等をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理し、焼却灰をセメント原料化
真水苑 （玖西環境衛生組合）	たい肥化（一部）
衛生センター （周東環境衛生組合）	たい肥化（民間委託）

【行政の役割】

- し尿処理施設の適正管理を行い、脱水汚泥の有効利用を継続します。
- 焼却灰が安定したセメント原料となるよう、脱水汚泥の性状を適正に管理します。

【施策スケジュール】

	施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
継続	脱水汚泥の有効利用	たい肥化（玖西環境衛生組合・周東環境衛生組合）				
継続		セメント原料化（本市）				

3 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

- し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を維持し、安定かつ継続的な収集・運搬を行います。
- し尿処理施設の集約化にあわせた効率的な中継運搬を行います。

(2) 収集・運搬の範囲・方法・量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を行う範囲は、本市全域とします。

また、収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行うものとします。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿・浄化槽汚泥は、玖西環境衛生組合による委託収集とし、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は各島の環境衛生組合が収集・運搬するものとします。

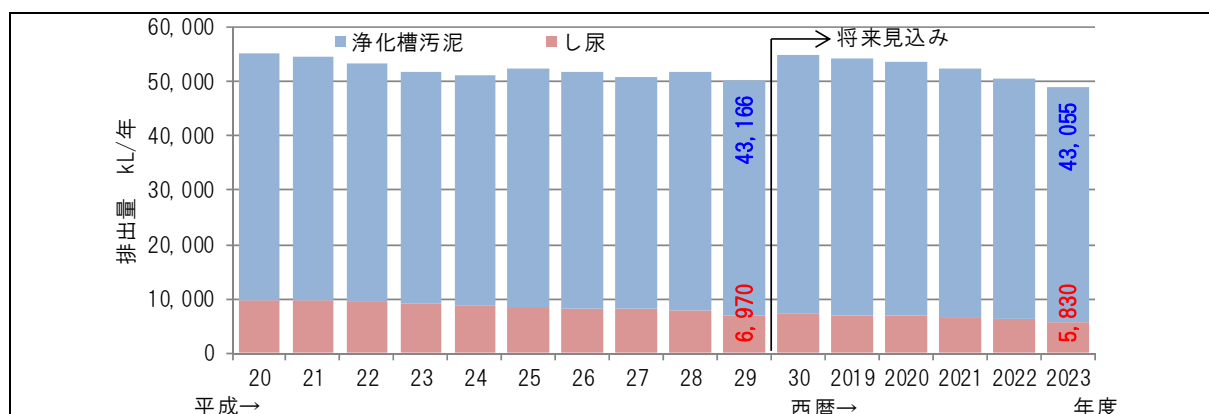
なお、収集運搬量は減少傾向となると予測されるため、その状況に応じた収集・運搬体制を構築していくものとします。

■図表 4-23 収集・運搬の範囲・方法

		し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬の範囲		市内全域	市内全域
収集・運搬の方法	岩国地域 (島しょ部含む) 由宇地域 玖北地域	許可業者（本市許可）	許可業者（本市許可）
	玖珂地域 周東地域	委託業者（玖西環境衛生組合委託）	委託業者（玖西環境衛生組合委託）

■図表 4-24 収集運搬量

	現 在 (平成29年度)	計画目標年度 (2023年度)
し 尿	6,970 k L/年	5,830 k L/年
浄 化 槽 汚 泥	43,166 k L/年	43,055 k L/年
合 計	50,136 k L/年	48,885 k L/年



(3) 収集・運搬に関する施策

施策4 処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化 **重点施策**

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成30年4月からみすみクリーンセンターでの集約処理を開始しています。現在、運用を終了したにしきクリーンセンターを中継施設として有効利用していますが、より効率的な中継運搬のための中継施設が必要です。

【施策の方向】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥を効率的にみすみクリーンセンターへ搬入するための施設として、2019年度内を目途に、本郷ごみ処理場内に中継施設を整備します。

◆集約処理事業の概要

処 理 地 域	玖北地域(本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域)		
集 約 処 理 施 設	みすみクリーンセンター		
対 象 処 理 物	し尿・浄化槽汚泥		
中 継 施 設 場 所	本郷ごみ処理場		
施 設 概 要	中継槽(約30m ³)		
運 搬 方 法	バキューム車(6kL)	※みすみクリーンセンターで受入可能	
供 用 開 始	2020年度		

【行政の役割】

- 中継運搬の効率化を図るため、本郷ごみ処理場内に中継施設を整備します。
- 運搬体制の変更に伴う情報について、市民、収集運搬事業者へ周知します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	収集・運搬 の効率化 (施設の集約化)	し尿・浄化槽汚泥中継運搬(平成30年4月から開始)				
新規		中継施設整備	運用			

【既定計画期間の取り組みと課題】

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量は、いずれも減少することが見込まれますが、なくなることはありません。し尿や浄化槽汚泥は、適正に収集・運搬しないと地域の公衆衛生や環境が維持できなくなってしまうことから、本市では、年に2回以上、収集運搬許可業者との協議を行い安定した収集・運搬が行えるように努めています。

なお、柱島、端島、黒島のし尿収集については、地域住民で組織した環境衛生組合が行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集が行える体制の整備についての検討が必要です。

【施策の方向】

適正な処理を推進するためには、搬入量を平準化することが有効です。安定した収集・運搬が行えるよう、今後も継続して収集運搬許可業者との協議を行います。また、量的、質的に安定した収集・運搬が行えるよう、運行計画について指導していくものとします。

【業者の役割】

- 浄化槽の清掃業者は、適正な汚泥の清掃（引き抜き）を行い、汚泥排出量の削減に努めましょう。

【行政の役割】

- し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量を注視し、安定した収集・運搬が行える体制の整備について検討します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	収集・運搬体制の維持 (許可業者指導)	許可業者指導（年2回以上の協議）				

【既定計画期間の取り組みと課題】

安定かつ継続した収集・運搬を行わせるため、現在、地域別に行っているし尿収集・運搬に関する新たな許可は行っていません。今後、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量はいずれも減少することが見込まれるものの、なくなることはないため、引き続き適正に収集・運搬可能な体制を整えておく必要があります。

【施策の方向】

し尿収集・運搬に関する許可は、エリアの見直し等を行う場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

【業者の役割】

- 収集運搬許可業者は、本市の適正処理推進に協力するため、定量的な収集を行います。

【行政の役割】

- 収集運搬許可業者に対し、定量的な収集を指導していきます。
- し尿・浄化槽汚泥の排出量、収集運搬許可業者の状況、下水道の普及等に注視し、必要に応じて収集・運搬エリアの見直しを検討します。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	し尿収集 運搬業の許可	現行を維持（新たな許可は行わない）				

4 中間処理計画・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する目標

- 本市が運営するし尿処理施設は、定期検査の実施と計画的な補修などを行うことにより、安定的な処理を行っていくものとします。
- なお、し尿処理の集約化については、構成市町との協議等から長期的な視点で順次行っていくものとします。

(2) 中間処理・最終処分の方法

し尿・浄化槽汚泥の中間処理（水処理）は現行通りとします。（P109 参照）

みすみクリーンセンターから発生する汚泥等、周東環境衛生組合の衛生センターから発生するし渣については、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理し、焼却灰はセメント原料化、焼却残渣は埋め立て（最終処分）するものとします。

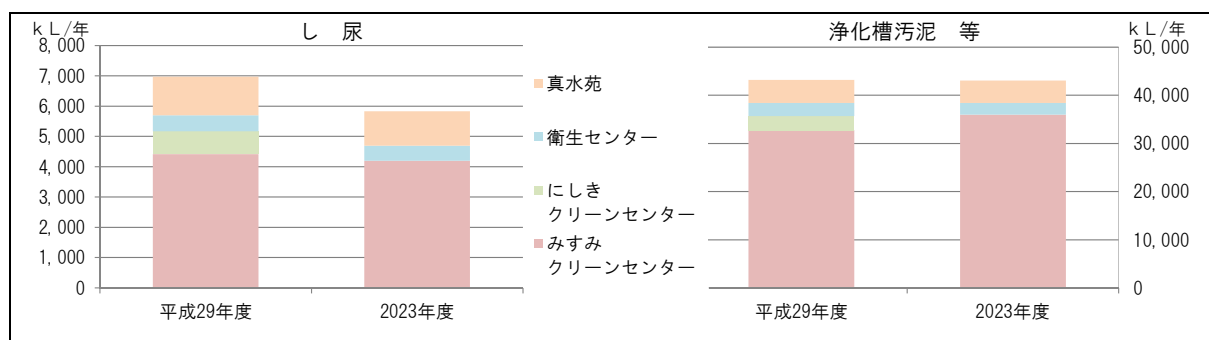
その他の汚泥等の中間処理、最終処分の方法は現行通りとします。（P110 参照）

また、処理の効率化を図るため、長期的に順次集約していくことを検討します。

地域別	処理施設等
岩国地域・本郷地域・ 錦地域・美川地域・ 美和地域	みすみクリーンセンター
由宇地域	周東環境衛生組合 衛生センター⇒集約処理の検討
玖珂地域・周東地域	玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設真水苑⇒集約処理の検討

■図表 4-25 施設別処理量

施 設	種 別	現 在 (平成29年度)	計画目標年度 (2023年度)
みすみ クリーンセンター	し尿	4,417 k L/年	4,198 k L/年
	浄化槽汚泥 等	32,733 k L/年	35,985 k L/年
にしき クリーンセンター	し尿	750 k L/年	みすみ クリーンセンター で集約処理
	浄化槽汚泥 等	2,954 k L/年	
周東環境衛生組合 衛生センター	し尿	528 k L/年	493 k L/年
	浄化槽汚泥 等	2,691 k L/年	2,383 k L/年
玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設 真水苑	し尿	1,275 k L/年	1,139 k L/年
	浄化槽汚泥 等	4,788 k L/年	4,687 k L/年



(3) 中間処理・最終処分に関する施策

施策7 みすみクリーンセンターによる集約処理 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、重点施策として平成30年4月からみすみクリーンセンターにおいて集約処理を開始しています。

なお、由宇地域のし尿・浄化槽汚泥を処理している周東環境衛生組合の施設は、供用開始から36年以上経過しており、現在、施設整備方針を検討しています。一方、玖西環境衛生組合の施設は、最長でも2027年度までの操業期間となっているため、集約処理に向けた検討が必要となっています。

【施策の方向】

みすみクリーンセンターについては、安定した処理ができるよう、施設の維持管理を行っていくものとします。

玖珂地域、周東地域、由宇地域のし尿・浄化槽汚泥は、当面、現処理体制において処理していくものとし、組合構成市町の動向、本市の排出量を踏まえて処理体制の再構築について検討していくものとします。

【行政の役割】

- みすみクリーンセンターの維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の安定した処理を行うものとします。
- 効率的な処理体制を構築するため、組合構成市町との協議を行います。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	し尿・浄化槽汚泥の集約処理	玖北地域のし尿・浄化槽汚泥をみすみクリーンセンターで処理（平成30年4月開始）				
継続		みすみクリーンセンターの維持管理				

【参考】

周東環境衛生組合	処理体制の再構築の検討
玖西環境衛生組合	処理体制の再構築の検討

【既定計画期間の取り組みと課題】

みすみクリーンセンターで発生する汚泥・し渣・沈砂はみすみクリーンセンターで焼却処理し、減容化して日の出町最終処分場に埋め立て（最終処分）しています。

一方、周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣・沈砂は民間委託により処理しています。

【施策の方向】

現在、みすみクリーンセンターで焼却処理している汚泥・し渣・沈砂は、2019年4月からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。

さらに、現在、民間委託により処理している周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣についてもサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用するものとします。

【行政の役割】

- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理を行うため、みすみクリーンセンターの維持管理を行い、搬出する汚泥等の安定した性状維持に努めます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	汚泥等の集約処理	汚泥・し渣・沈砂をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理				
新規	衛生センターし渣の集約処理	し渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で集約処理				

施策9 災害廃棄物対策

重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

これまで災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国市地域防災計画」にしたがい適正処理を行うこととしてきました。頻発する災害に備え、2019年3月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【施策の方向】

災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

「岩国地域災害廃棄物処理計画」については、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

【市民・事業者の役割】

- 災害が発生した場合は、本市の対応策に協力しましょう。

【行政の役割】

- 災害発生時に迅速に対応するための体制づくりを進めます。
- 市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。

【施策スケジュール】

	施策	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新規	処理体制の構築	構築・運用				
新規	民間事業者との連携	構築・運用				
継続	災害廃棄物に関する情報発信	継続				
新規	災害廃棄物処理計画の周知	計画策定(2019.3) 周知継続				



第 5 編

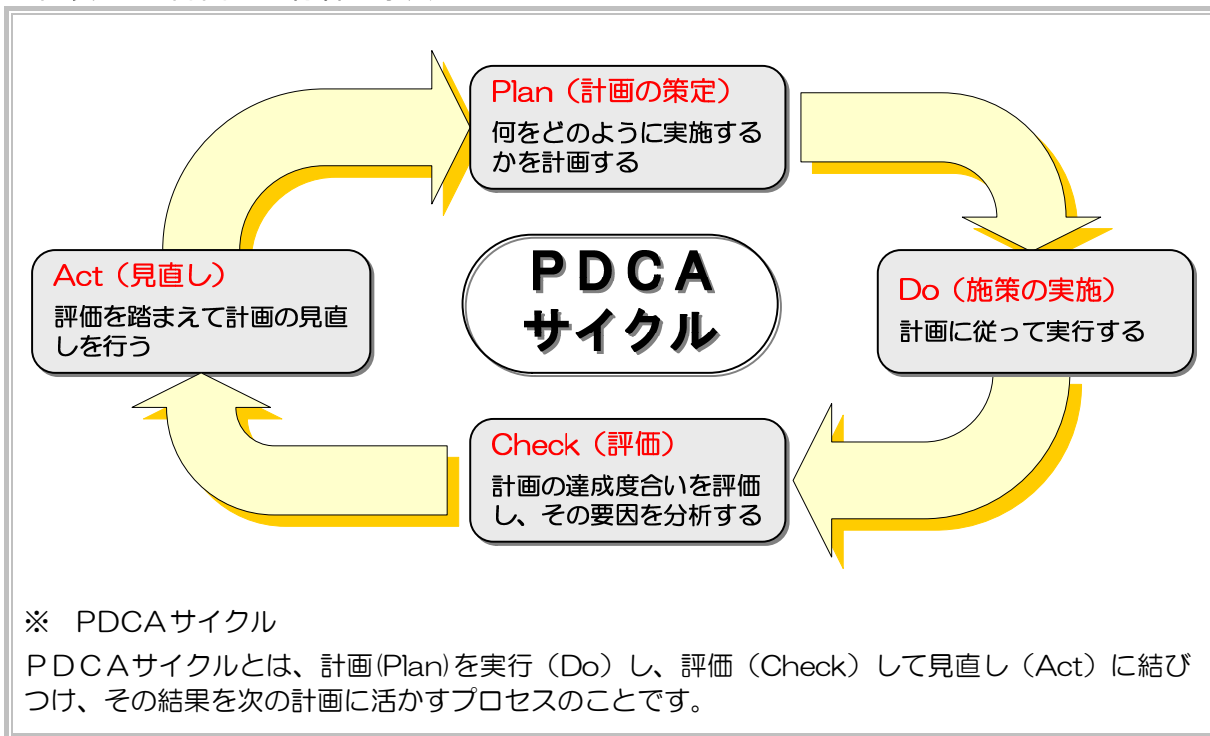
計画の進行管理

第 1 節 計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていく必要があります。

そのため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCA サイクルにより、継続的に管理していくものとします。

■図表5-1 計画の進行管理手法



第 2 節 計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を清掃事業概要として取りまとめ、公表します。なお、計画の進行管理のための指標は、以下の通りです。

■図表 5-2 計画の進行管理指標

〔ごみ〕

進行管理指標	算出式など
1人1日平均ごみ総排出量	ごみ総排出量÷365日÷行政区域内人口
リサイクル率	総資源化量÷ごみ総排出量
廃棄物からのエネルギー回収量	有効利用熱量（焼却場）
最終処分率	最終処分量÷ごみ総排出量
廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量	焼却量×プラスチックなどの割合×排出係数
1人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口

〔生活排水〕

進行管理指標	算出式など
生活排水処理率	生活排水処理人口÷行政区域内人口
1人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口

第 3 節 進行管理体制

本計画の進行管理は、本市において管理指標等により行います。

また、岩国市環境審議会に毎年度の管理指標を報告し、ごみ減量等に向けた施策展開等について意見を求め、これを毎年度の一般廃棄物処理実施計画に反映させていくものとします。

■図表5-3 計画の進行管理体制

